

～見るだけで、すべてがわかる町の予算～

♪ハイさい
よーさん♪



令和8年度版 南風原町予算説明書

はえぼるちょう
南風原町

はじめに

町民の皆様には、日ごろから町政運営へのご支援と深いご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本町の予算は、「第五次南風原町総合計画」に掲げた将来像「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現を目指し、6つの「まちづくり目標」に掲げた各施策を推進するとともに、さまざまな行政需要に対応した予算編成を行っています。

昨今の社会情勢をみますと、物価高騰や人件費の増加などにより、町財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。こうした状況の中、令和8年度当初予算は、第五次南風原町総合計画のまちづくり目標の達成に向け、教育、子育て支援、福祉分野など町民生活に直結する施策に重点を置いた予算編成を行いました。

本予算に基づき各種事業を着実に実施し、「誰もが安心して暮らせる南風原町」を目指し、「共創・挑戦・暮らしの安心」に満ちた賑わいのあるまちづくりに取り組んでまいります。町民の皆様におかれましては、町勢発展のため、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

「ハイさいよーさん」は、町民の皆様にも南風原町の予算の内容をわかりやすく具体的に解説することをモットーに毎年作成しています。町の予算がどのような事業に使われているのかを知っていただき、町政や今後のまちづくりのための議論の一助として有効にご活用されますことを心から願っています。

本年度も、町民をはじめ多くの皆様の町政への積極的な参加とご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。



令和8年6月

南風原町長 金城宏孝

令和8年度 各部方針

令和8年度 各部方針

■議会事務局長

議会事務局では、町民の代表である議会と町長が、それぞれの立場で役割を果たす「二元代表制」の機能が十分に発揮できるよう、執行部との連携・調整を図り、本会議や各種委員会などの円滑な運営に努めます。また、町政の重要課題に適切に対応できるよう、議員の議会活動をサポートしてまいります。

また、「開かれた議会」を目指し、町ホームページや議会だより、議会報告会を通じて、議会活動に関する情報を分かりやすく、速やかにお伝えします。本会議のライブ中継(字幕表示)や録画配信を引き続き実施し、町民の皆さまに議会をより身近に感じていただけるよう取り組みます。

あわせて、議会の政策立案機能や行政監視機能が十分に発揮できるよう、職員による情報収集や資料作成に努めるとともに、各種研修を通じて専門知識や業務能力の向上を図り、社会情勢の変化にも柔軟に対応できる議会運営に努めます。

■総務部長

令和8年度は、町民税収が増加しますが、物価の高騰が続いているため、光熱水費や委託料などの経常的な経費、職員の給与改定や扶助費などの義務的経費が大幅に増加します。また、新たな財政需要にも対応しなければならず、厳しい財政運営が続きます。その中で、持続可能な財政運営を確立するよう努めます。

第五次南風原町総合計画は最終年度を迎え、これまでの施策を評価・検証し、次期総合計画の策定を進めます。

町民と共に考え、創造する魅力的なまちを目指します。そのために、町民に必要な情報を迅速かつ丁寧に届けるため、町の広報誌、ホームページ、SNSなどの多様な媒体を活用し、行政情報を発信します。また、町民とのコミュニケーションを促進するために、まちメールや町政提案箱、行政懇談会を設け、女性の委員の登用やパブリックコメントの活用など、意見交換の機会を増やします。

安全で安心なまちづくりを進めるために、防災体制を強化します。新たに地域防災班を設置し、防災マニュアルの作成や、町が実施する防災訓練や地域の自主防災組織の結成を支援します。また、災害時の情報を迅速に発信するために、防災行政無線や町のホームページ、SNSとの連携を強化します。

健全な行財政経営については、「第五次南風原町行政改革大綱」の3つの基本方針(協働によるまちづくりの推進、組織力の強化と人材育成、健全で持続可能な行財政経営の推進)を柱に、具体的な取組を進めていきます。さらに、システムの標準化や「南風原町DX推進計画」に基づき、行政手続きの利便性向上や業務の効率化を図り、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、健全で持続可能な行財政運営に努めます。

■民生部長

民生部は、組織再編を行います。「保健福祉課」を「福祉課」に課名変更し、新たに地域福祉班を配置することで、町民から分かりやすい組織とします。また児童福祉と母子保健の機能を一本化した「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築します。同時に庁舎2階に、児童、障がい、高齢、女性、生活相談等の相談窓口を集約し、個別相談スペースを確保するなど、相談体制の強化を図ります。

子ども・子育て支援は、学童クラブ待機児童を踏まえ、新たな受け入れ先を確保します。本格実施となる、こども誰でも通園制度は9施設で実施予定です。保育士確保策は、町内保育所等に就職した保育士へ10万円を給付する就職一時金等を継続します。子どもの貧困対策等は、拠点型こどもの居場所と若年妊産婦の居場所事業を継続し、中高生や若者を対象とした学習・就労支援を行う居場所づくりも強化していきます。妊娠中は、女性ホルモンの影響による歯周病などが起きやすいことから、妊婦歯科健康診査事業を新たに開始します。産婦と赤ちゃんのケアを行う産後ケア事業の対象医療機関等を増やしていきます。

障がい者(児)・高齢者支援に関する福祉計画を策定します。地域福祉や防災対策の観点から、社会福祉協議会との連携強化を図ります。

健康づくり・介護予防は、各ライフステージの健康課題を踏まえた支援に取り組みます。高齢者の運動習慣化を促進し、主体的な介護予防の取り組みを支援します。また、ちむぐくる館健康増進室の器具購入や、専門職による講座等を展開していきます。

■経済建設部長

経済建設部では、第五次南風原町総合計画の最終年度であり「工夫と連携で産業が躍動するまち」の目標を達成するために各種事業を展開します。農業振興については、農業経営の安定を図るための土づくり奨励事業等を実施します。また、担い手育成においては、新規畑人支援事業による新規就農者の営農定着を図ります。

商工関係については、物価高対策として、町民1人あたり1万円の商品券を配布する物価高騰生活者支援事業を実施し、生活支援及び地域産業振興を図ります。また女性の活躍を推進するため、デジタル教育と就労まで一貫した支援を行う、地域女性活躍推進事業を実施します。

伝統工芸産業振興については、本町の重要な伝統的工芸品である琉球絣・南風原花織の生産技術の向上、担い手の育成及び工芸品の価値を高めるための取り組みを行うと共に販路の拡大を琉球絣事業協同組合と連携し取り組みます。

観光関係については、観光客の誘致につながる新たな観光資源の創出や情報発信を観光協会と連携して取り組み、観光大使やはえるんの情報発信力を活用し、本町のPR活動を推進します。

また、「みどりとまちが調和した安全・安心のまち」の目標を達成するための「快適で文化的に暮らせるまちづくり」として都市計画事業の整備促進のため土地利用・交通計画等を進め、津嘉山公園、津嘉山北土地区画整理事業及び地方創生汚水処理施設整備推進交付金を活用し本部・喜屋武・照屋地域の下水道(汚水)整備を進めます。

令和8年度 各部方針

「利便性の高い魅力あるまちづくり」の一環として、令和6年度より実証運行を開始した地域公共交通(モビ)については令和8年度が最終年度となることから効果検証を行うとともに、本格運行に向けて引き続き、利用促進に取り組みます。

大名地内の町道10号線、津嘉山中央線街路事業を継続し、新たに町道9号線武川良橋橋梁架け替え工事に取り組みます。

■教育部長

南風原町教育委員会では、第五次南風原町総合計画で掲げた「きらきらと輝く人が育つまち」の目標を達成するために、各種事業を展開します。

学校教育においては、児童・生徒の基礎学力の定着・向上を図るため、すべての教科の基礎となる「読み解く力」の育成に取り組み、「確かな学力」の向上を目指します。また、各小中学校の学校運営協議会を中心に「地域とともにある学校づくり」を推進します。

町立幼稚園では、幼保こ小架け橋期のカリキュラムを推進し、小学校への円滑な接続を図ります。

学校給食については、共同調理場の一部改修を行い、衛生対策の強化を図り、引き続き栄養バランスの取れた安全で安心な学校給食の提供に努めます。

生涯学習を推進するために、中央公民館や文化センターを拠点に、多くの町民が学び・体験し、交流できる機会の拡充を図ります。また、魅力ある図書館を目指し、電子図書や地域資料等の整備・充実を進め、地域と学校が連携・協働できるよう、地域学校協働本部(学校応援隊はえばる等)の活用を図ります。

平和学習や交流事業については、沖縄陸軍病院南風原壕群の活用や「子ども平和学習交流事業」による小学生の派遣、「青少年の国際交流」による中学生のカナダ国への派遣を実施します。

スポーツ振興として、各種運動(体育)施設や学校施設の開放を推進し、黄金森公園施設を活用して引き続きプロスポーツ等のキャンプ誘致に取り組み、スポーツに関する意識の向上を図ります。



目 次



はじめに

令和8年度 町の予算規模について	1
令和8年度の主な事業一覧	2
事業別予算一覧	3
成果目標一覧	9

I みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

情報の共有でひらかれたまち	12
自ら考え、行動し、みんなで創るまち	14



II きらきらと輝く人が育つまち

安らぎと豊かな人間関係、 生きる力を育む、家庭教育	16
地域に学び、地域を愛する人を育む、 ふるさと教育	17
個性を伸ばし、 豊かな心と健やかな体を地域と育む、 学校教育	25

III ちむぐくるでともにつくる福祉と健康のまち

ちむぐくるで支えあう 安心して暮らせるまち	37
健康づくりの推進	39
子ども・子育て支援の充実	58
障がい者(児)・高齢者支援の充実	79



IV 工夫と連携で産業が躍動するまち

南風原産品を創り伸ばす農業の振興	102
賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興	106
地域の連携で創る観光の振興	110
歴史と伝統を誇る工芸産業の振興	114

V みどりとまちが調和した安全・安心のまち

安全・安心に暮らせるまちづくり	116
快適で文化的に暮らせるまちづくり	119
利便性のよい魅力あるまちづくり	129

VI 環境と共生する美しく住みよいまち



環境への取り組み	141
----------	-----

VII 行財政計画

効率的で健全な行財政運営	150
--------------	-----



資料編（インタビュールーム）

Q 1	町の予算はどのようにしてできているのですか？	162
Q 2	町の予算は毎年増えているのですか？	164
Q 3	令和8年度の予算の配分はどうなっているのですか？	167
Q 4	令和8年度の町税の収入と内訳はどうなっているのですか？	170
Q 5	町の借金（町債）はどのくらいあるのですか？	171
Q 6	貯金（基金）はどのくらいあるのですか？	177
Q 7	特別職や職員などの給与は、どのように決められるのですか？	180
Q 8	町の財政状況を把握する資料はありますか？	181
Q 9	町の人口はどのくらいですか？	185
Q 10	高齢者の人口割合はどのくらいですか？	185
Q 11	南風原町の規模はどのくらいなのですか？	186
	行政用語を確認しよう	187
	役場庁舎各課案内・町の主な施設と関係機関案内	191

令和8年度 町の予算規模

令和8年度 町の予算規模について

本町の令和8年度当初予算は、令和7年10月から令和8年2月にかけて編成され、3月議会に提案し可決(承認)されました。全会計(公営企業会計除く)の予算総額は248億2,588万円で、令和7年度と比較して2億3,370万円の増となっています。

一般会計の主な増減理由としまして、まず収入面では、町民税、固定資産税で増を見込んでいます。また、国庫支出金においては、事業完了に伴う補助金の減があるものの、道路交通安全施設等整備事業費補助金及び町道9号線(武川良橋)道路改良事業等により増となっています。

支出面では、コミュニティセンター助成事業、国勢調査事業、物価高騰生活者支援事業、防災体制強化事業等で減となる一方、介護・訓練等給付事業や学童保育事業・補助、公立学校情報機器整備事業、小中学校照明LED化事業、給食共同調理場整備事業等により増となっています。

今後も各種事業の財源は町民の皆様からお預かりした税金であることを常に念頭に置き、限られた収入の中で、施策の必要性、緊急性及び効果を検討し、事業の重点化を図り「ともにつくる黄金南風の平和郷」の実現を目指してまいります。

令和8年度と令和7年度の各会計の予算規模一覧表

(単位:万円)

会計別	令和8年度 A	令和7年度 B	増減額 C(A-B)	対前年度増減率(%) C÷B
一般会計	1,943,100	1,924,200	18,900	1.0
国民健康保険特別会計	425,750	433,672	△ 7,922	△ 1.8
土地区画整理事業特別会計	56,124	49,666	6,458	13.0
後期高齢者医療特別会計	57,614	51,680	5,934	11.5
合計	2,482,588	2,459,218	23,370	1.0

※下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は

令和2年度より下水道事業会計(公営企業会計)へ移行しました。

(単位:万円)

公営企業会計		令和8年度 A	令和7年度 B	増減額 C(A-B)	対前年度増減率(%) C÷B
下水道事業会計	事業費	112,505	106,313	6,192	5.8
	減価償却等	32,811	31,827	984	3.1
	合計	145,316	138,140	7,176	5.2

令和8年度 町の予算規模

令和8年度の主な事業一覧

まちづくり目標	事業名称	事業概要	詳細ページ
きらきらと輝く人が育つまち	【継続】教育相談事業	児童生徒の心の悩みや不安、就学相談、不登校の生徒の支援などを実施するために、青少年教育相談員や心の教室相談員、特別支援教育相談員、学習支援員を配置し、その問題解決にあたるため、南風原町教育相談支援センター(心の教室)を設置します。また、多様性に対応した学習環境を構築し不登校の未然防止に取り組むために、作業療法士の派遣を行います。	16
	【新規】給食共同調理場整備事業	学校給食共同調理場は、昭和63年に建築され築38年が経過しましたが、その間に給食の提供数が増えたこと等により、食材を受け取り検収をおこなうスペースの不足、食材の下処理をおこなうスペースの不足、トイレに脱衣所を設け手洗い場の新設を行うスペースの不足など、衛生管理基準の観点から面積を拡大する必要性があり施設の改修工事を実施します。	25
	【新規】公立学校情報機器整備事業	文科省が提唱する「GIGAスクール構想の第2期」に向け、令和3年度に導入した児童生徒一人一台端末の入れ替えを令和8年度から順次実施し、個別最適な学びや協働的な学びなど多様な学びの姿に対応した環境を実現していきます。	35
ちむぐくるともにつくる福祉と健康のまち	【新規】妊婦歯科健康診査事業	妊娠中はホルモンバランスの変化やつわりにより口腔内環境が悪くなりやすく、重度の歯周病は早産・低出生体重児の出産のリスクが高くなると言われています。そのため、妊婦に対して歯科健康診査の費用を助成します。妊婦さんと赤ちゃんの健康を守るとともに、予防歯科への意識を高める目的で、妊婦歯科検診1回の費用を町で負担します。	52
	【新規】こども家庭センター事業	母子保健と児童福祉の窓口をひとつにすることで、妊産婦から子育て世帯への相談支援を一体的に行い、早期から切れ目のない支援体制を実施することを目的に「こども家庭センター」を新設します。	78
工夫と連携で産業が躍動するまち	【継続】商品開発・技術力強化事業	地域資源を活用した地域経済の活性化を図るため、専門家によるセミナーの実施や企業マッチング等による商品開発や既存商品のブラッシュアップ、販路開拓の支援を実施します。また、優れた商品を「はえばる良品」として認定することで、本町の地域産品のブランド化、県内外の消費者へのPRに取り組みます。	107
	【新規】ふるさと博覧会補助事業	ふるさと博覧会を通して、町の魅力を町内外に発信することで、町の知名度を向上させ観光客を本町に誘客することを目的としています。また、町青年会や文化協会などの日頃の成果をPRする場として町伝統芸能の保存・継承へ貢献にも取り組んでいます。	109
みどりとまちが調和した安全・安心のまち	【継続】下水道事業(公営企業会計)	下水道は、国の補助を受けて整備を行い、川や海の公共用水域を保全し、地球の自然環境も含め、町民の皆さまの生活環境を良くするための公共財産です。南風原町で行っている下水道整備事業は、整備区域の拡充を図り下水道に接続された皆さまの家庭や事業所等から排出されるさまざまな汚水(水洗トイレ、台所、浴室、洗濯水など)を、まとめて最終処理場(那覇浄化センター)で浄化处理し、きれいな水にしてから海に放流する(一部再利用)未普及解消下水道事業(汚水)と、雨水を速やかに排除し、浸水を防除する浸水対策下水道事業(雨水)があります。なお、公共下水道事業での汚水処理は、下水道使用料で運営しており、使用者から下水道料金として徴収しています。	123
	【新規】町道126号線(名幸橋)道路改良事業	町道126号線は県道48号線と那覇具志頭線ハイツを連結し、山川地域や神里地域を結ぶ重要な道路です。本線周辺には、翔南小学校が隣接し、近隣の集落への行き来や、農地へ行く手段として多く利用されている道路です。しかしながら、本路線に架かる名幸橋は竣工後34年経過しており令和3年度に実施した橋梁点検で主桁の橋軸方向に一部ひびわれ、遊離石灰が生じていることで健全度の判定区分がⅢと診断されており、早急に措置を講ずるべき状態となっています。名幸橋を更新することで、周辺県道へのアクセス性の向上や地域住民が安全に通行できる環境の推進を図ることができます。令和8年度は、実施設計を行います。	135

事業別予算一覧

「南風原町第五次総合計画」にもとづいた令和7年度事業別予算一覧

I みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
みんなで考え、みんなで創るわくわくするまち	情報の共有でひらかれたまち	議会広報広聴活動強化事業	409	議会事務局	12
		広報・広聴事業	1,221	総務課	13
	自ら考え、行動し、みんなで創るまち	町善行・功労賞事業	67	総務課	14
		区長(自治会長)事務委託事業	5,154	総務課	15

II きらきらと輝く人が育つまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
きらきらと輝く人が育つまち	安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育	教育相談事業	3,483	学校教育課	16
		子ども平和学習交流事業	147	生涯学習文化課	17
	地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育	国際交流事業(育英会)	1,359	生涯学習文化課	19
		放課後子ども教室推進事業	502	生涯学習文化課	20
		地域学校協働活動推進事業	748	生涯学習文化課	21
		はえばる大学運営事業	13	生涯学習文化課	21
		陸軍病院壕公開活用事業	557	生涯学習文化課	22
		公民館活動の充実事業	4,147	生涯学習文化課	23
		公民館講座事業	100	生涯学習文化課	24
		個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育	新規 給食共同調理場整備事業	6,940	教育総務課
	学校給食用材料に係る経費		36,345	教育総務課	26
	調理場施設維持管理事業		2,338	教育総務課	27
	就学奨励事業		8,323	学校教育課	28
	幼稚園就園援助事業		253	学校教育課	28
	幼稚園にかかる経費(各幼稚園経費除く)		19,363	学校教育課	29
	各幼稚園にかかる経費		2,683	学校教育課	29
	英会話教育の充実		3,121	学校教育課	30
	学校教育事業		5,269	学校教育課	31
	特別支援教育支援員(ヘルパー)配置事業		14,186	学校教育課	32

事業別予算一覧

Ⅱ きらきらと輝く人が育つまち(続き)

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
きらきらと輝く人が育つまち	個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育	学力調査事業	1,329	学校教育課	32
		学校ICT推進事業	5,074	学校教育課	33
		小学校(学校管理費・教育振興費)	13,363	学校教育課	33
		中学校(学校管理費・教育振興費)	6,761	学校教育課	34
		学習支援員等配置事業	4,446	学校教育課	35
		新規 公立学校情報機器整備事業	10,767	学校教育課	35
		学校照明LED化事業	9,094	教育総務課	36

Ⅲ ちむぐるでもにつくる福祉と健康のまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
ちむぐるでもにつくる福祉と健康のまち	ちむぐるで支えあう安心して暮らせるまち	社会福祉団体育成事業	12,863	福祉課	37
	健康づくりの推進	国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)	425,750	国保年金課	39
		高齢者医療対策費	49,815	国保年金課	45
		住民健診(健康診査)事業	2,617	国保年金課	46
		婦人がん検診事業	1,182	国保年金課	48
		後期高齢者医療事業(後期高齢者医療特別会計)	57,613	国保年金課	49
		妊婦一般健康診査事業	6,323	こども課	50
		産婦健康診査事業	530	こども課	51
		新生児妊産婦訪問指導事業	203	こども課	51
		未熟児養育医療事業	1,009	こども課	51
		乳児一般健康診査事業	750	こども課	51
		3歳児健康診査事業	434	こども課	52
		新規 妊婦歯科健康診査事業	116	こども課	52
		骨髄バンクドナー助成事業	14	国保年金課	53
		がん患者アピアランスケア支援事業	40	国保年金課	53
		予防接種事業	21,919	国保年金課	53
		新規 一般事務費(照明器具取替(LED化)工事)	1,677	国保年金課	57

事業別予算一覧

Ⅲ ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち(続き)

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ	
ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち	子ども・子育て支援の充実	宮平保育所運営事業	9,103	こども課	58	
		認可保育園事業・補助(保育所運営費)	278,417	こども課	59	
		延長保育促進事業	3,425	こども課	61	
		発達支援児保育事業	8,211	こども課	61	
		認可保育園事業・町単独事業	879	こども課	62	
		地域型保育事業・補助	23,007	こども課	63	
		保育対策総合支援事業	10,331	こども課	64	
		母子父子家庭医療費助成事業	1,438	こども課	65	
		こども医療費助成事業	29,217	こども課	66	
		子供の貧困緊急対策事業	7,059	こども課	67	
		病児保育事業	1,336	こども課	68	
		児童館運営事業・単独	6,548	こども課	68	
		学童保育事業・補助	50,514	こども課	70	
		放課後児童の居場所づくり支援事業	3,341	こども課	72	
		ファミリーサポートセンター事業	669	こども課	73	
		地域子育て支援拠点事業	3,847	こども課	73	
		児童手当事業	140,910	こども課	74	
		認定こども園事業・補助	12,486	こども課	74	
		幼児教育・保育無償化事業	3,470	こども課	75	
		乳児等通園支援事業	2,563	こども課	76	
	妊婦のための支援給付事業(妊婦等包括相談支援事業型)	7,511	こども課	77		
	新規	こども家庭センター事業	2,510	こども課	78	
	障がい者(児)・高齢者支援の充実		包括的支援事業	5,003	福祉課	79
			生活支援体制整備事業	1,476	福祉課	80
			家族介護支援事業	456	福祉課	81
			認知症施策推進事業	817	福祉課	82

事業別予算一覧

Ⅲ ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち(続き)

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
ちむぐるでともにつくる福祉と健康のまち	障がい者(児)・高齢者支援の充実	介護予防事業	5,083	福祉課	83
		介護保険運営事業	46,355	福祉課	86
		高齢者地域支援体制整備・評価事業	978	福祉課	88
		重度心身障害者医療費助成事業	6,038	福祉課	90
		自立支援医療費事業	6,514	福祉課	91
		市町村地域生活支援事業	7,503	福祉課	92
		介護給付・訓練等給付事業	220,146	福祉課	96
		敬老会事業	79	福祉課	99
		高齢者慶祝	163	福祉課	100
		敬老月間啓発事業	97	福祉課	100

Ⅳ 工夫と連携で産業が躍動するまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
工夫と連携で産業が躍動するまち	南風原産品を創り伸ばす農業の振興	農業委員会運営事業	1,250	産業振興課	102
		地力増強対策事業	318	産業振興課	103
		さとうきび振興対策事業	122	産業振興課	103
		農地深耕・荒廃地解消事業	60	産業振興課	104
		新規畑人支援事業	795	産業振興課	104
		多面的機能支払交付金	86	産業振興課	105
	賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興	住宅リフォーム支援事業	200	まちづくり振興課	106
		商工会の育成強化	1,756	産業振興課	106
		商品開発・技術力強化事業	1,131	産業振興課	107
		地域女性活躍推進事業	520	産業振興課	108
		新規 ふるさと博覧会事業	1,258	産業振興課	109

事業別予算一覧

IV 工夫と連携で産業が躍動するまち(続き)

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
工夫と連携で産業が躍動するまち	地域の連携で創る観光の振興	観光事業	2,714	産業振興課	110
		観光PR促進事業	746	産業振興課	111
		ヒーローのまちづくり事業	1,038	産業振興課	112
		黄金森公園スポーツ施設活性化事業	1,573	教育総務課	113
	歴史と伝統を誇る工芸産業の振興	琉球絣等伝統工芸事業	2,165	産業振興課	114

V みどりとまちが調和した安全・安心のまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ	
みどりとまちが調和した安全・安心のまち	安全・安心に暮らせるまちづくり	消防力の整備強化	57,520	総務課	116	
		防災体制強化事業	1,322	総務課	117	
		不発弾処理促進事業	180	総務課	118	
	快適で文化的に暮らせるまちづくり	河川整備事業	1,045	都市整備課	119	
		都市公園管理事業	4,923	都市整備課	120	
		津嘉山公園整備事業	1,349	都市整備課	121	
		公園施設長寿命化対策事業	4,495	都市整備課	122	
		下水道事業(公営企業会計)	112,505	区画下水道課	123	
	利便性のよい魅力あるまちづくり	新規含む	都市計画振興事業	2,368	まちづくり振興課	129
			地域公共交通システム実証運行事業	2,707	まちづくり振興課	130
			道路維持事業	1,770	都市整備課	131
			町道10号線道路改良事業	11,942	都市整備課	132
			町道9号線(武川良橋)道路改良事業	7,742	都市整備課	133
			交通安全対策地区内連携事業	20,137	都市整備課	134
		新規	町道126号線(名幸橋)道路改良事業	777	都市整備課	135
	津嘉山中央線街路事業(2工区)	3,412	都市整備課	136		
	津嘉山北土地区画整理事業(土地区画整理事業特別会計)	56,124	区画下水道課	137		

事業別予算一覧

VI 環境と共生する美しく住みよいまち

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
環境と共生する美しく住みよいまち	環境への取り組み	環境保全対策事業	209	住民環境課 区画下水道課	141
		公害対策事業	159	住民環境課	145
		指定ごみ袋還元基金事業	470	住民環境課	146
		ごみ処理対策事業	31,829	住民環境課	147
		し尿処理事業	2,018	住民環境課	149

VII 行財政計画

(単位:万円)

まちづくり目標	達成の柱	事業名称	事業費	担当課	ページ
行財政計画	効率的で健全な行財政運営	議会運営事業	9,327	議会事務局	150
		企画事務事業	3,611	企画財政課	152
		電子計算事務事業	5,409	企画財政課	153
		基幹系事務事業(番号制度関係等)	11,706	企画財政課	153
		追加 DX推進事業	1,806	企画財政課	154
		ふるさと納税推進事業	19,993	企画財政課	155
		住基・印鑑登録事務事業	5,597	住民環境課	156
		町県民税に係る経費	3,218	税務課	159
		固定資産税に係る経費	2,371	税務課	159
		賦課徴収事業	3,285	税務課	161



主な成果目標一覧

令和8年度ハイさいよーさん主な成果目標一覧

単位:(万円)

事業名称	事業費	担当課	成果目標	ページ
教育相談事業	3,483	学校教育課	・不登校児童生徒復帰数:46人 (R6 南風原町問題行動等に関する調査に基づき)	16
子ども平和学習交流事業	147	生涯学習文化課	参加児童の保護者へのアンケート ・子どもにより変化がみられた:90% ・参加後、平和や戦争、人権や差別について社会の問題に興味をわいた:90%	17
国際交流事業(育英会)	1,359	生涯学習文化課	・参加生徒と保護者へのアンケートで、外国語や海外文化への関心が高まり、国際的な視野がより深まったと回答:80%	19
放課後子ども教室推進事業	502	生涯学習文化課	・開催日数:105日	20
地域学校協働活動推進事業	748	生涯学習文化課	・ボランティアのべ参加人数:1,650人	21
はえばる大学運営事業	13	生涯学習文化課	・受講者数:30人	21
陸軍病院壕公開活用事業	557	生涯学習文化課	・陸軍病院壕の見学者数:9,000人	22
公民館活動の充実事業	4,147	生涯学習文化課	・来館者数:10万人	23
公民館講座事業	100	生涯学習文化課	・公民館学級講座(20回、内「家庭教育」に関する講座6回)、出前講座(20回)	24
新規 給食共同調理場整備事業	6,940	教育総務課	・共同調理場における面積が不足している課題を解消するため改修工事を実施する。	25
学校給食用材料に係る経費	36,345	教育総務課	・安全、安心な「おいしい学校給食」の提供。 提供者数:園児、児童生徒等:6,000名	26
調理場施設維持管理事業	2,338	教育総務課	・安全、安心な「おいしい学校給食」の提供。 提供日数:幼稚園190日/年、小中学校200日/年	27
英会話教育の充実	3,121	学校教育課	・【小学校】外国の人と友達になったり、外国のことについてもっと知ったりしてみたいと思う児童の割合:80%以上 ・【中学校】沖縄県学力到達度調査において、県と本町との平均正答率の差 中学校1年 英語+1.0ポイント以上 中学校2年 英語+1.0ポイント以上	30
特別支援教育支援員(ヘルパー)配置事業	14,186	学校教育課	・対象となる児童生徒等の保護者へのアンケートで、特別支援員の対応への満足度:80%以上	32
学力調査事業	1,329	学校教育課	・標準学力調査の平均正答率が全国値以上の科目数 小学3・4年:2科目/2科目 ・沖縄県学力到達度調査において県と本町との平均正答率の差 小学5・6年:算数-1.0ポイント以内 中学1・2年:数学+1.0ポイント以上	32
学校ICT推進事業	5,074	学校教育課	・教員にアンケートを実施し、ICT機器を活用することで、授業の質が向上したと答えた割合:80%以上 ・児童生徒にアンケートを実施し、電子黒板等を活用した授業の楽しさ及び分かりやすいと答えた割合:80%以上	33

主な成果目標一覧

令和8年度ハイさいよーさん主な成果目標一覧(つづき)

単位:(万円)

事業名称	事業費	担当課	成果目標	ページ
学習支援員等配置事業	4,446	学校教育課	・沖縄県学力到達度調査において県と本町との平均正答率の差 小学校:算数-1.0ポイント以内 中学校:数学+1.0ポイント以上	35
学校照明LED化事業	9,094	教育総務課	・学校校舎の照明をLED照明に更新する。	36
予防接種事業	21,919	国保年金課	・外国人観光客受入に起因する麻しん・風しんの集団感染の発生件数:0件	53
放課後児童の居場所づくり支援事業	3,341	こども課	・安心・安全に子どもを預けることができ、子育てへの負担感が軽減されたか、本事業により就労できた又は就労を継続できたかアンケート実施:80%以上	72
生活支援体制整備事業	1,476	福祉課	・地域のつながりや支え合いを地域のお宝として表彰する。 ・協議体を開催し、支え合いの仕組みを構築する。	80
認知症施策推進事業	817	福祉課	・認知症に関する普及啓発と認知症の方とその家族の声を聴き、認知症施策に反映させるため、認知症カフェを毎月開催する。	82
敬老月間啓発事業	97	福祉課	・ちゃーがんじゅう元気プロジェクト参加者:550名	100
地力増強対策事業	318	産業振興課	・堆肥購入の袋数:20000袋	103
さとうきび振興対策事業	122	産業振興課	・さとうきび出荷量:800t	103
農地深耕・荒廃地解消事業	60	産業振興課	・畑地の天地返しや遊休地解消の農家へ支援:10件以上	104
新規畑人支援事業	795	産業振興課	・新規就農者の就農後の経営開始資金の給付における支援:4名	104
多面的機能支払交付金	86	産業振興課	・地域農村の維持発展に寄与する団体:2団体	105
商品開発・技術力強化事業	1,131	産業振興課	・商品改良の実施 ・「はえばる良品」の認証の実施	107
地域女性活躍推進事業	520	産業振興課	・女性デジタル人材育成人数:20人	108
新規 ふるさと博覧会事業	1,258	産業振興課	・来場者数:15,400人	109
観光事業	2,714	産業振興課	・シマじま:シマじまガイド参加者:1,400人 ・見学者9,000人	110
観光PR促進事業	746	産業振興課	・はえるんSNS(インスタグラム)閲覧数:217,000件	111
ヒーローのまちづくり事業	1,038	産業振興課	・来場者数:3,015人	112
黄金森公園スポーツ施設活性化事業	1,573	教育総務課	・陸上、サッカー等合宿利用者数:600人 ・Jリーグキャンプ・全国大会等来場者数:2,828人	113

主な成果目標一覧

令和8年度ハイさいよーさん主な成果目標一覧(つづき)

単位:(万円)

事業名称	事業費	担当課	成果目標	ページ
防災体制強化事業	1,322	総務課	・自主防災・防犯組織数:11団体 ・地域・学校等における防災訓練回数:15回	117
不発弾処理促進事業	180	総務課	・不発弾発見後、2ヶ月以内に安全な処理作業の実施	118
河川整備事業	1,045	都市整備課	・長堂川の堆積土砂掘削工事	119
都市公園管理事業	4,923	都市整備課	・老朽化した公園施設の修繕	120
津嘉山公園整備事業	1,349	都市整備課	・公園の整備	121
公園施設長寿命化対策事業	4,495	都市整備課	・公園2施設の改築	122
新規含む 都市計画振興事業	2,368	まちづくり振興課	・都市計画図書の策定、津嘉山公園の用途変更及び地区計画の変更図書の作成	129
地域公共交通システム実証運行事業	2,707	まちづくり振興課	・利用者数:20,643人	130
道路維持事業	1,770	都市整備課	・老朽化した舗装、排水施設等の修繕	131
町道10号線道路改良事業	11,942	都市整備課	・道路の改良	132
町道9号線(武川良橋)道路改良事業	7,742	都市整備課	・橋梁の改良	133
交通安全対策地区内連携事業	20,137	都市整備課	・道路の改良	134
新規 町道126号線(名幸橋)道路改良事業	777	都市整備課	・橋梁の修繕に伴う実施設計	135
津嘉山中央線街路事業(2工区)	3,412	都市整備課	・道路の改良	136
ごみ処理対策事業	31,829	住民環境課	・家庭系草木のリサイクル量(堆肥化):522トン ・町内一斉清掃等草木のリサイクル量(堆肥化):93トン ・資源ごみ(古紙、アルミ、スチール、ビン、ペットボトル、古着)の分別量 843トン ・廃食油の収集分別量12,000リットル	147
追加 DX推進事業	1,806	企画財政課	・デジタル通知システム利用通知物数:14種類	154
ふるさと納税推進事業	19,993	企画財政課	・新規開拓返礼品数:100品目	155
賦課徴収事業	3,285	税務課	・徴収率99.5%	161

I みんなで考え、みんなで創る
わくわくするまち

情報の共有でひらかれたまち

議会広報広聴活動強化事業

(担当部署: 議会事務局)

○議会広報広聴活動強化事業

409万円

1. 広報誌の発行

「はえばる議会だより」は町議会で決まったことや、各議員が町政全般にわたって町長に質問する一般質問を町民に分かりやすく掲載した議会広報誌で、年4回(5月、8月、12月、2月)発行し町内全戸に配布をしています。町内のショッピングセンターやコンビニなどにも設置し、町のホームページ議会情報からも閲覧することができます。

また、これまで多くの方々が議会の傍聴をして頂けるよう、3月、6月、9月、12月に開かれる議会定例会の会期日程が決まった時点で、「はえばる議会だより臨時号」を各字自治会の掲示板へ掲示し、事前に町民の皆さまへ広くお知らせしています。

令和元年度よりスマートフォンから議会中継及び録画を視聴することが可能となっており、広報誌にQRコードから議会中継サイトに繋げることで、充実した議会情報を発信しています。

さらに令和5年度より議会中継において、字幕の配信を開始しました。

主な経費 議会だより印刷製本費 409万円



議会だより229号



議会だより230号



議会だより231号



議会だより232号

2. 議会報告会の開催

議会の機能や政策提言活動など議会活動の状況を町民に直接報告し、町政に関する議会情報を提供するために、議会報告会を開きます。

議会報告会後に意見交換会を行い、議会に対する意見や質問、町政に対する提言などを直接聴取する機会としています。

広報・広聴事業

(担当部署:総務部 総務課)

1,221万円

○広報・広聴事業

◆広報はえばるの発行

『広報はえばる』は、町の事業、地域の行事等を町民の皆さまに広くお知らせし、理解していただくために、毎月1日に発行している町独自の広報誌です。各字自治会の区長・自治会長を通して町内各世帯に配布しており町内のショッピングセンターやスーパーでも入手できます。また、町ホームページへの掲載や「マイ広報誌」での配信等、それぞれのライフスタイルに合った方法で広報誌をお楽しみいただけます。



広報はえばる

◆その他

各字・自治会に設置している広報掲示板の修繕や新設等を行います。また、令和7年度にはLINEのリニューアルを行いました。今後も、広報誌やホームページ等とあわせて、多様な手段により行政情報の発信に努めてまいります。町の行政運営に関するご意見・ご案等がございましたら、広報・広聴担当までお寄せください。

南風原町ホームページ

<https://www.town.haebaru.lg.jp>

Eメールアドレス

kouhou@town.haebaru.okinawa.jp

主な経費

広報誌印刷製本費(毎月16,100部発行) 980万円
 [1部あたりの経費(白黒10頁、カラー10頁) … 約50.7円]

広報掲示板修繕料 57万円
 ホームページ保守委託料 171万円
 その他 13万円



町公式LINE

町善行・功労賞事業

(担当部署:総務部 総務課)

○町善行・功労賞事業

67万円

毎年、地方自治、教育、文化、体育・スポーツ、社会福祉、産業経済等の分野で活躍された人や地域の安全活動または、青少年への健全育成等良い行いをした人、沖縄一になった人、日本一になった人に「功労賞」、「善行賞」、「よいこと沖縄一賞」、「よいこと日本一賞」、「特別賞」などを贈り、その業績を讃えることにしております。

主な経費

功労・善行賞表彰報償費、消耗品費など

44万円

祝賀会費用など

23万円



功労賞・善行賞・よいこと沖縄一賞受賞者の皆さん（令和8年3月27日開催）

区長(自治会長)事務委託事業

(担当部署:総務部 総務課)

○区長(自治会長)事務委託事業

5,154万円

町内には20の区・自治会があり、区長や自治会長が地域のまとめ役を担っています。各地域によって多少の業務内容の違いはありますが、マイク放送や各字掲示板等で地域や役場からの情報提供や、綱曳き・納涼祭などの地域行事のとりまとめ、また子どもたちの交通安全や登下校時のパトロールなどを地域と役場で連携して行っています。

また、町の広報誌「広報はえばる」など各家庭に配るお知らせの配布に関すること、税金・農業・経済・商工・選挙に関することなど21項目にわたって町と契約をして、町の仕事を手伝っていただいています。役場の情報が町民の皆さん一人ひとりに行きわたるように毎月2回、役場で区長会を開催しています。

主な経費

・区長(自治会長)事務委託料	5,037万円
・印刷製本費	13万円
・県外視察研修費	74万円
・自主防災組織活動推進費	30万円

【各字公民館・自治会連絡先】

■与那覇コミュニティセンター
与那覇59 TEL 889-2259

■北丘ハイツ集会所
宮平381-59 TEL 889-0308

■神里構造改善センター
神里120-1 TEL 889-4428

■宮城構造改善センター
宮城218 TEL 889-2257

■兼城公民館
兼城84 TEL 889-6200

■兼本ハイツ集会所
本部434-52 TEL 889-6661

■大名公民館
大名148 TEL 889-5267

■本部公民館
本部117 TEL 889-6648

■第一団地自治会
兼城709

■新川コミュニティセンター
新川148-12 TEL 889-0383

■喜屋武集落センター
喜屋武139 TEL 889-6603

■第二団地自治会
津嘉山1116 TEL 889-6225

■東新川災害時避難施設
新川584 TEL 080-3374-0584

■照屋農村コミュニティセンター
照屋134 TEL 889-6632

■宮平ハイツ自治会
宮平1028-35

■宮平資料館
宮平785-1 TEL 889-6655

■津嘉山資料館
津嘉山690 TEL 889-1435

■兼平自治会
兼城339-66

■慶原自治会
宮平1072-1

■山川集落センター
山川202 TEL 889-4429

II きらきらと輝く人が育つまち

安らぎと豊かな人間関係、生きる力を育む、家庭教育

教育相談事業

(担当部署:教育部 学校教育課)

○教育相談事業

3,483万円

児童生徒の心の悩みや不安などをじっくり聞き、その問題解決にあたるため、南風原町教育相談支援センター(心の教室)を設置し、青少年教育相談員を配置します。

また、児童生徒が悩み等を気軽に話せ、ストレスを和らげることができるよう第三者的な存在として各学校に心の教室相談員(6名)を配置し、学校や関係機関と連携をとりながら、不登校や児童虐待など、児童生徒を取り巻く問題に対して速やかに対応します。

特別な支援を要する児童生徒については、特別支援教育相談員を配置し、就学相談等の保護者の支援に取り組みます。

さらに、学校に作業療法士を派遣し、児童生徒の多様性に対応した学習環境を構築し、不登校の未然防止に取り組むとともに、中学校には、不登校の生徒の支援として適応指導教室、自立支援教室を設置し学習支援員を配置します。

主な経費	教育相談員・学習支援員報酬等	1,998万円
	心の教室相談員謝礼金	913万円
	作業療法士派遣・Q-Uテスト委託料	533万円
	消耗品費・電話代	39万円

~~~~~ ご相談はこちらまで ~~~~~

#### ○南風原町教育相談支援センター

場 所 南風原町総合保健福祉防災センター(ちむぐくる館)内  
電 話 番 号 098-889-0501

#### ○特別支援教育相談員

場 所 南風原町教育委員会 学校教育課(南風原町役場 4階)  
電 話 番 号 098-889-6181

#### ○心の教室相談員

場 所 各小中学校  
電 話 番 号 南風原小学校(代表)098-889-2088  
津嘉山小学校(代表)098-889-1230  
北丘小学校 (代表)098-889-6520  
翔南小学校 (代表)098-889-3401  
南風原中学校(代表)098-889-2095  
南星中学校 (代表)098-889-0432

☆お気軽にご相談ください☆

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## 子ども平和学習交流事業

(担当部署:教育部 生涯学習文化課)

### ○子ども平和学習交流事業

147万円

町内の子どもたちが、戦争と平和、差別と人権について学習を深めるための事業です。町内小学校6年生8人を対象とします。仲間とともに学習を深めながら、平和や人権をめぐる事柄への関心を高め、視野を広げることをねらいとします。

経費は、主に県外研修の旅費や宿泊費などに使われます。数回の座学と県内での研修を経て、県外研修を行います。令和8年度の県外研修では広島県と京都府の資料館見学や戦跡めぐり、現地の方々との交流などを行います。そして、学んだことを発表し、報告書にまとめます。

#### 1. 県内での研修

##### ①学習会

沖縄戦やアジアの戦争の流れ、広島原爆、南風原の沖縄戦、学童疎開の実態などについて、資料や映像を用いながら学習します。また、ハンセン病などの人権問題についても事前学習を行います。



##### ②戦跡めぐり

町内、町外の戦跡をめぐり、沖縄戦について体験を通じた学習を行います。



黄金森にて飯上げ体験



読谷村 チビチリガマ

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## ③人権学習

名護市の屋我地にある国立療養所沖縄愛楽園を訪ね、交流会館の展示室見学、納骨堂や面会室などの敷地内の見学、学芸員からの解説を聞くなどして、ハンセン病の差別、人権問題について学習します。



愛楽園敷地内 (左)早田壕前、(右)面会室にて 学芸員の解説を聞く様子

## 2. 県外研修

令和7年度は、3泊4日の日程で広島県・京都府を訪れ、広島原爆やホロコースト、差別問題などについて学習します。資料館見学や戦跡めぐり、戦争体験者講話、現地の学生との交流・意見交換などを行い、平和や人権についての学習を深めます。

※写真は令和7年度の県外研修の様子



ホロコースト記念館での展示見学



広島 戦跡めぐり

## 3. 報告会・報告書刊行

学習したことを仲間で協力してまとめ、家族や学校の先生方、関係者に報告発表します。また、研修を通して考えたことや感じたことを作文にまとめ、報告書として刊行します。

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育



報告会の様子(中央公民館黄金ホール)



報告書まとめの様子

|      |                |       |
|------|----------------|-------|
| 経費内訳 | 平和学習ガイド、講師謝礼金等 | 8万円   |
|      | 引率旅費(職員特別旅費等)  | 15万円  |
|      | 施設使用料          | 1万円   |
|      | 補助金(児童8人旅費等)   | 109万円 |
|      | 補助金(引率教諭旅費等)   | 14万円  |

## 国際交流事業(育英会)

(担当部署:教育部 生涯学習文化課)

### ○国際交流事業(育英会)

1,359万円

町内の青少年リーダーを海外に派遣し、教育・文化・歴史・産業などの視察学習、現地学校への体験入学やホームステイを行っています。この事業では、国際的視野を広めるとともに、ホームステイ先の家族らとの交流を深め、国際時代に柔軟に対応できる青少年を育てることを目的としています。訪問先はアメリカ合衆国ハワイ州と町の友好都市であるカナダ国レスブリッジ市で交互に行っています。令和7年度はアメリカ合衆国ハワイ州へ中学生(10名)を派遣。令和8年度はカナダ国レスブリッジ市へ中学生(10名)を派遣します。

#### 主な経費

国際交流事業に参加する生徒への育英会補助金  
1,359万円

#### 1. 事前研修

訪問国の教育・文化・歴史等について勉強します。また、南風原町についての調べ学習、英会話レッスン、および現地で発表する踊りなどを事前研修にて練習します。



事前研修の様子

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## 2. 本研修

訪問先では、教育・文化・産業施設等の現地視察及び現地学校への体験学習を通して同世代の子と交流をしています。またホームステイも実施しています。



体験入学の様子



アロハパーティー

## 3. 事後研修

本研修で学んだ事を日本語と英語で報告書を作成します。また、育英会長・保護者・学校関係者・事前研修講師等に向けて報告会も開催しています。

## 放課後子ども教室推進事業

(担当部署:教育部 生涯学習文化課)

### ○放課後子ども教室推進事業

502万円

各小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して行われます。地域の方々が子どもたちと一緒に勉強やスポーツ・文化活動を行うことで、地域住民との交流の場を創り、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

主な経費

謝礼金(コーディネーター、協働活動サポーター、講師) 490万円

消耗品費 4万円 保険料等 8万円



折り紙工作



体験学習会「バルーンアート教室」

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## 地域学校協働活動推進事業

(担当部署:教育部 生涯学習文化課)

### ○地域学校協働活動推進事業

748万円

地域の学校支援ボランティアが、町内各小・中学校の依頼に応じた1学校支援活動を展開することで、子どもたちは多様な体験ができ、学校教育の充実を図ります。また、地域住民が自らの経験や知識を子どもたちの教育に生かし、地域のきずなづくりにつなげることで、地域の教育力向上を図ります。

主な経費

謝礼金(実行委員、コーディネーター(6名)) 700万円  
ボランティア懇親会費等 24万円 印刷製本費 17万円 役務費等 7万円



学習支援の様子



クラブ活動支援の様子

## はえばる大学運営事業

(担当部署:教育部 生涯学習文化課)

### ○はえばる大学運営事業

13万円

生涯学習の一環として広く仲間づくりを行いながら、自主的な学習活動の支援を行うことを目的に大学を企画・運営しております。南風原町の歴史・文化・教育や町づくりなどを学習しながら交流を深めます。

主な経費

謝礼金(講師、運転手) 10万円  
消耗品費 2万円  
燃料費 1万円



テーマは「防災」  
(南風原中央公民館)

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## 陸軍病院壕公開活用事業

(担当部署:教育部 生涯学習文化課)

### ○陸軍病院壕公開活用事業

557万円

陸軍病院壕公開活用事業は、見学者の受付や日々の安全確認を行う管理人の報酬費、壕内の安全管理のための委託料など、陸軍病院壕の公開活用のための予算です。

南風原町は、平成2(1990)年に太平洋戦争(沖縄戦)時の“負の遺産”である「沖縄陸軍病院南風原壕」を全国に先駆けて町の文化財(史跡)に指定しました。戦争体験者が減少していく中、沖縄戦の記憶を後世に伝える「生き証人」としての壕を保存していくことがその目的でした。

文化財指定の後、平成19(2007)年には20号壕の一般公開を開始しました。ガイドの案内で壕内に入り、そこで起きた出来事を聞き、暗闇や空気を感じる体験を通して、戦争の悲惨さや愚かさ、平和を創造することの大切さを学ぶことができる場として活用しています。

令和7年度は、戦後80年の節目の年ということもあり、9年振り(2016年度)に10,000人を超える見学者が訪れ、新型コロナウイルスの影響で見学者数が激減していたところ、コロナ禍以前に見学者数が回復いたしました。今後も引き続き、町観光協会などと連携し活用を進めていきます。

#### 主な経費

1. 報酬 322万円  
・見学者の受付や壕内に設置されている観測機器の計測、ガイドのスケジュール調整等を行う管理人の報酬などです。
2. 職員手当等および旅費 132万円  
・管理人の期末手当および交通費などです。
3. 需用費 50万円  
・見学者が利用する懐中電灯などの購入費や配布するリーフレットの作成費、設備の修繕料、電気料金などです。
4. 役務費 1万円  
・見学者の安全を確保するための保険料です。
5. 委託料 52万円  
・壕内の臭気再現および安全を管理するための委託料です。



ガイドによる案内の様子



平和ガイド養成講座(第14期)

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## 公民館活動の充実事業

(担当部署:教育部 生涯学習文化課)

### ○公民館活動の充実事業

4,147万円

生涯学習の活動拠点として公民館学級講座、サークル活動及び各種社会教育団体等の充実発展を目指して事業を展開いたします。

また、黄金ホールをフルに活用し、保育園・幼稚園から高校・大学等の教育活動の発表会や音楽・芸能・舞踊などの発表の場として、利用者・来場者の期待に応える施設作りを目指して参ります。

#### 主な経費

|                                |         |
|--------------------------------|---------|
| 公民館長、管理人(2名)、清掃員(2名)、公民館運営審議委員 |         |
| 報酬・手当等                         | 1,150万円 |
| 光熱水費                           | 793万円   |
| 冷房管理委託料など施設の管理委託費              | 1,961万円 |
| 他、コピー機使用料など事務経費                | 243万円   |

# 地域に学び、地域を愛する人を育む、ふるさと教育

## 公民館講座事業

(担当部署:教育部 生涯学習文化課)

### ○公民館講座事業

100万円

令和7年度は20講座を開催し、226人が履修しました。幅広い年齢層に向けて毎年趣向をこらして開催しております。また、各自治公民館でも出前講座を13回開催。

また「生涯学習・公民館まつり」を行い、自治公民館の実践発表や、公民館サークル会員が日頃の練習の成果を発表しています。

主な経費

公民館講座講師謝礼金

100万円

♪ 令和7年度の公民館講座 ♪

きもの着付け教室、フラダンス、おしゃれな島野菜料理、人間関係がもっとよくなるコミュニケーション技術、幸せが循環する終活ことはじめ、手作り折り紙雛人形他



- ・きつけ講座(写真左)
- ・人間関係がもっとよくなるコミュニケーション技術(写真中央)
- ・ヴォイストレーニング(写真右)

# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 給食共同調理場整備事業

(担当部署:教育部 教育総務課)

### ○給食共同調理場整備事業

6,940万円

学校給食共同調理場は、昭和63年に建築され築38年が経過しましたが、その間に給食の提供数が増えたこと等により、食材を受け取り検収をおこなうスペースの不足、食材の下処理をおこなうスペースの不足、トイレに脱衣所を設け手洗い場の新設を行うスペースの不足など、衛生管理基準の観点から面積を拡大する必要性があり施設の改修工事を実施します。

#### 主な経費

|             |         |
|-------------|---------|
| 給食共同調理場整備事業 | 6,940万円 |
| 工事費         | 6,613万円 |
| 委託費         | 327万円   |

#### 事業概要

|      |          |
|------|----------|
| R7年度 | 基本計画策定業務 |
| R8年度 | 改修工事の実施  |

#### 【財源内訳】

|          |         |
|----------|---------|
| 町債(町の借金) | 6,240万円 |
| 一般財源     | 700万円   |



▲既存の洗浄室



▲既存の下処理室

# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 学校給食用材料に係る経費

(担当部署:教育部 教育総務課)

### ○学校給食用材料に係る経費

3億6,345万円

学校給食費は、幼稚園児月額4,500円(一人当たり、一食262円)、小学生月額5,400円(一人当たり、一食297円)、中学生月額6,000円(一人当たり、一食330円)の11カ月分の給食費を徴収しています。また、一食あたりの平均栄養基準は、幼児490kcal、小学校650kcal、中学校830kcalになっています。

学校給食共同調理場では、総合的な安全管理を基本に、常に児童、生徒等に安全・安心でおいしい給食を提供するためにできる限り県内産、町内産を利用するように努めています。

平成25年度から開始した幼稚園給食(5歳児)に続いて平成28年度には、4歳児の給食も開始し、令和8年度から幼稚園給食の提供数を年間160食から190食(毎週1回の弁当持参を、毎月1回の弁当持参に)変更します。※令和7年5月1日時点の食数は5,801食となっています。



▲幼稚園児による給食センターの見学



▲琉球料理のゴーヤーのきんぴら、アーサじる、うむくじ天ぷら



▲調理員による作業(混ぜるところ)



▲野菜洗い場の見学

# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 調理場施設維持管理事業

(担当部署:教育部 教育総務課)

### ○調理場施設維持管理事業

2,338万円

園児・児童・生徒のみなさんからの給食費は、すべて給食の材料費として使っています。給食を作るためには調理場の電気代、水道料金、ガス代、食器を洗う洗剤等消耗品代などの経費が必要になります。また、平成27年度からは、調理員等の通常検便に加えてノロウイルスの検査も実施して食中毒等の重大事故を発生しないようさらに衛生安全も徹底しています。

|      |           |         |
|------|-----------|---------|
| 主な経費 | ボイラー用等燃料代 | 675万円   |
|      | 光熱水費      | 1,065万円 |
|      | その他(消耗品等) | 598万円   |

### 学校給食共同調理場にはこんな機械があります

- ガススチームコンベクションオーブン:スチームやオーブン等で調理する機械です。
- 食缶類洗浄機 : 2本のレーンで、高さの異なる食缶などを超高压水で洗浄します。
- 食器類洗浄機 : 食器の洗浄、整理まで自動処理します。スプーンなども自動洗浄します。
- 消毒保管庫 : 食器や食缶の消毒効果を高めるため、蒸気で温熱殺菌した後保管します。
- 高速ミキサー : 液体の攪拌・混合作業、タレ作りなどの機械。
- 自動フライヤー : 揚げ物によって、油温を調節し、美味しく調理することができます。



▲南風原産カボチャスープの調理



▲夏休みの清掃作業

# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 就学奨励事業

(担当部署:教育部 学校教育課)

### ○就学奨励事業

8,323万円

経済的な理由等で児童生徒の学校生活が円滑に行われないうことがないよう、対象となる小・中学校の児童生徒の保護者に学用品費、修学旅行費、学校給食費などの援助を行っております。この事業には国、県からの補助金も含まれており、内訳は下記に示したとおりとなっております。

主な経費

要保護準要保護児童生徒援助費 8,026万円

特別支援教育就学奨励費 297万円

【内訳】

国県補助金 189万円

町負担分 8,134万円



## 幼稚園就園援助事業

(担当部署:教育部 学校教育課)

### ○幼稚園就園援助事業

253万円

町立幼稚園に通う園児の幼稚園生活が円滑に行われるように、生活保護世帯及びその援助の対象となる園児の保護者に対し、預かり保育にかかるおやつ代を町が援助を行います。

主な経費

幼稚園就園援助費 253万円



# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 幼稚園にかかる経費(各幼稚園経費除く)

(担当部署:教育部 学校教育課)

### ○幼稚園全体にかかる経費

1億9,363万円

南風原町では、平成28年度より各幼稚園で4歳児保育を開始し、2年保育を実施しています。

#### 主な経費

|                        |         |
|------------------------|---------|
| 園長・学校医等に係る費用           | 2,018万円 |
| 幼稚園教諭、事務等会計年度任用職員に係る費用 | 6,974万円 |



### ○預かり保育事業

幼稚園の教育時間終了後、共働き等の保護者ニーズに応え預かり保育を実施しています。予算としては、会計年度任用職員等の賃金を経費を計上しています。

土曜預かりについては、2園合同で行っています。

また、預かり保育は、平成27年度より子ども・子育て交付金の「一時預かり事業」となり、国から一部補助金を受けています。

#### 主な経費

|                  |         |
|------------------|---------|
| 預かり保育会計年度任用職員報酬等 | 1億371万円 |
|------------------|---------|

## 幼稚園にかかる経費

(担当部署:教育部 学校教育課)

### ○各幼稚園にかかる経費

2,683万円

町内4幼稚園の園児たちが安心して幼稚園での生活が送れるように施設の維持や教材費にかかる経費となっています。建物の修繕費、電気・水道などの光熱費、行事で使う事務用品代を支出しています。

#### 主な経費

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 南風原幼稚園 | 698万円 | 北丘幼稚園 | 681万円 |
| 津嘉山幼稚園 | 764万円 | 翔南幼稚園 | 540万円 |



# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 英会話教育の充実

(担当部署:教育部 学校教育課)

3,121万円

### ○英会話教育の充実

#### 1. 中学校での英会話教育

国際理解教育の一環として、英語を母国語とする外国人とのコミュニケーションにより英語に親しみ、また国際社会で使える英語を習得させることを目的として、南風原中学校、南星中学校にそれぞれ1名の外国人英語指導助手(ALT)を配置します。

主な経費

外国人英語指導助手報酬(諸手当含む) 981万円

#### 2. 小学校での英会話教育

町では、いろいろな国を学ぶための学習のひとつとして、英語教育活動を行い、児童が英語に触れたり、外国の文化に慣れ親しむ体験活動を行っています。そのために、町内にある4つの小学校に、英語に関する専門的な知識を持った6名の日本人の英語指導助手(JTE)を配置します。

主な経費

小学校英語指導助手報酬(諸手当含む) 2,140万円



# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 学校教育事業

(担当部署:教育部 学校教育課)

### ○学校教育事業

5,269万円

学校教育課が管理する小・中学校や幼稚園に関する経費で、町内全ての学校で共通して必要な事に使います。例えば、小中学校のパソコンのサーバーの保守管理委託料やPCソフトライセンス使用料、などの費用を支出しています。また、中学校教員の負担軽減や部活動の地域展開を目的に、部活動指導員の配置を行います。

#### 主な経費

|                |       |               |         |
|----------------|-------|---------------|---------|
| 学校情報推進員報酬      | 546万円 | 町学力向上推進委員会補助金 | 149万円   |
| パソコン保守管理委託料    | 539万円 | 島尻地区教育研究所負担金  | 453万円   |
| ライセンス使用料       | 96万円  | 部活動指導員報酬等     | 841万円   |
| ネットワーク環境整備備品購入 | 418万円 | その他の経費        | 2,227万円 |



▲令和7年度教育長表彰の様子

# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 特別支援教育支援員(ヘルパー)配置事業

(担当部署:教育部 学校教育課)

### ○特別支援教育支援員配置事業

1億4,186万円

発達障害や肢体不自由などの障がいを持った幼児・児童・生徒が町内の幼稚園や小学校、中学校に通園・通学しています。障がい児一人ひとりの教育を保障し、自立して生きていくことのできる力を育むことが重要となっています。

その幼児・児童・生徒達が安心・安全に学校生活を送ることができるよう支援するため、特別支援教育支援員を配置し、始業時から下校時までの間を支援しています。令和8年度は、幼稚園に28名、小学校に20名、中学校に4名を配置します。

主な経費 (内 訳)

|     |         |
|-----|---------|
| 幼稚園 | 6,699万円 |
| 小学校 | 6,215万円 |
| 中学校 | 1,272万円 |



## 学力調査事業

(担当部署:教育部 学校教育課)

### ○学力調査事業

1,329万円

#### 1. 事業の目的

学力調査等により個々の学力を把握することで、一人ひとりの課題を明確にし、学習の目的意識の醸成をはじめ、「わかる授業」の強化や家庭学習の習慣化を通して「確かな学力」の向上に繋げる。

#### 2. 事業内容

- ①標準学力調査 小学校4校 3年:国語・算数 4年:国語・算数
- ②学力調査の実施 中学校2校 3年:国語・数学・理科・社会・英語
- ③リーディングスキルテストの実施 小学校4校 5年～6年、中学校2校 1年～2年
- ④達成度確認テストの実施 中学校2校 1年～3年 国語・数学・理科・社会・英語

#### 3. 経費 1,329万円

- ① 学力調査委託料 584万円
  - (1) 標準学力調査(小学3年、小学4年) 91万円
  - (2) 学力調査(中学3年) 84万円
  - (3) リーディングスキルテスト  
(小学6年、中学1～2年、教員) 409万円
- ② 達成度確認テスト委託料(中学校) 745万円



# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 学校ICT推進事業

(担当部署:教育部 学校教育課)

### ○学校ICT推進事業

5,074万円

学校においてパソコン等のICT機器を充実させ、機器を活用した授業の機会をつくるなど、魅力ある授業を行うことで、学力向上を図ります。

令和8年度は、液晶モニター型電子黒板一式の整備を行います。

#### 主な経費

1. 備品購入費 5,074万円  
電子黒板一式の購入
  - ・小学校費 3,513万円
  - ・中学校費 1,561万円



【参考】R6年度に導入した液晶モニター型電子黒板

## 小学校(学校管理費・教育振興費)

(担当部署:教育部 学校教育課)

### ○小学校(学校管理費・教育振興費)

1億3,363万円

町内にある4小学校(南風原小学校、津嘉山小学校、北丘小学校、翔南小学校)の子どもたちが安心して学校生活を送れるように、学校設備の維持・管理及び各教科やクラブ活動などにかかる経費となっています。学校管理費として、学校で使う電気・ガス・水道の光熱水費、学校施設の修理などの費用に使われます。また教育振興費として、各教科で使う教材や備品などの費用として使われ、例えば体育で使うマットや図工で使う絵画作品乾燥棚などを購入する経費となっています。

|              |         |             |         |
|--------------|---------|-------------|---------|
| 南風原小学校にかかる経費 | 3,644万円 | 北丘小学校にかかる経費 | 3,420万円 |
| 津嘉山小学校にかかる経費 | 3,504万円 | 翔南小学校にかかる経費 | 2,795万円 |

# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育



▲令和7年度に購入した机、椅子（学校管理費）と地球儀（教育振興費）

## 中学校（学校管理費・教育振興費）

（担当部署：教育部 学校教育課）

### ○中学校（学校管理費・教育振興費）

6,761万円

町内にある2中学校（南風原中学校、南星中学校）の生徒たちが安心して学校生活を送れるように、学校設備の維持・管理及び各教科の教材などにかかる経費となっています。

学校管理費として、学校で使う電気・ガス・水道の光熱水費の費用、学校施設の修理などの費用に使われます。また教育振興費として、各教科で使う教材や備品などの費用として使われ、例えば体育で使うロイター板やプール用コースロープなどを購入する経費となっています。また、各種大会で優秀な成績を納めた生徒たちを県大会や九州大会などへ派遣する費用も支出しています。

南風原中学校にかかる経費 3,593万円

南星中学校にかかる経費 3,168万円



▲令和7年度に購入した折りたたみベッド（学校管理費）と色画用紙整理棚（教育振興費）

# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 学習支援員配置事業

(担当部署:教育部 学校教育課)

4,446万円

### ○学習支援員配置事業

町立小・中学校に学習支援員を2名ずつ(計12名)配置し、個別に学習支援を必要とする児童生徒に対して、同支援員を活用し基礎学力を定着させます。また、教育相談事業においても、町立中学校(2校)へ適応教室指導員、自立支援教室指導員(各1名ずつ)の学習支援員を配置しています。



学習支援員による指導風景

#### 主な経費

|     |         |
|-----|---------|
| 小学校 | 2,942万円 |
| 中学校 | 1,504万円 |

## 公立学校情報機器整備事業

(担当部署:教育部 学校教育課)

1億767万円

### ○公立学校情報機器整備事業

文科省が提唱する「GIGAスクール構想の第2期」に向け、令和3年度に導入した児童生徒一人一台端末の入れ替えを令和8年度から順次実施し、個別最適な学びや協働的な学びなど多様な学びの姿に対応した環境を実現していきます。

#### 主な経費

○備品購入費 1億767万円

児童生徒一人一台端末の購入

- ・小学校費 7,386万円
- ・中学校費 3,381万円



【参考】▲令和3年度に各教室へ配置した児童生徒一人一台端末

# 個性を伸ばし、豊かな心と健やかな体を地域と育む、学校教育

## 学校照明LED化事業

(担当部署:教育部 教育総務課)

### ○学校照明LED化事業

9,094万円

南風原町立小・中学校の校舎等の照明は、その多くが蛍光灯照明が使用されておりますが、令和9年度には蛍光灯照明が生産終了となる事から教室、体育館等をLED照明に更新する必要があります。LED照明に変更する事で教育環境の質の向上や低炭素化社会の実現にも貢献します。令和8年度に南風原小学校、翔南小学校を整備します。

#### 主な経費

小学校校舎等LED工事費 5,292万円  
中学校校舎等LED工事費 3,802万円

#### 事業計画

R8年度 南風原小、翔南小、南風原中

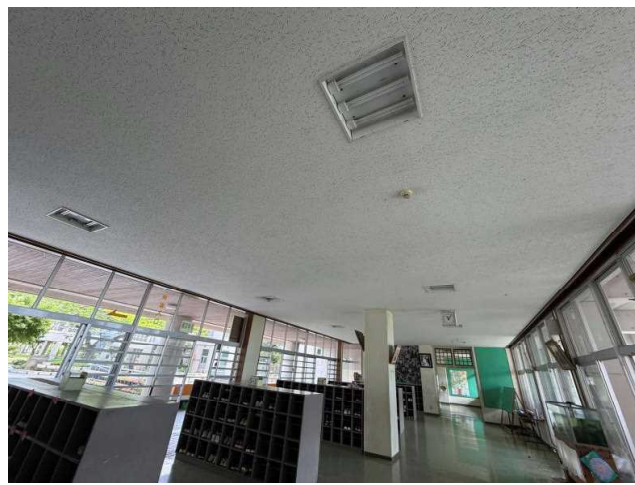
#### 【内訳】

県の補助 3,031万円  
町債(町の借金) 4,540万円  
一般財源 1,523万円

#### ◇学校照明の状況



▲既存照明状況写真①



▲既存照明状況写真②



▲LED照明イメージ①



▲LED照明イメージ②

### Ⅲ ちむぐくるでともにつくる 福祉と健康のまち

# ちむぐくるで支えあう安心して暮らせるまち

## 社会福祉団体育成事業

(担当部署: 民生部 福祉課)

1億2,863万円

### ○社会福祉団体育成事業

#### 1. 南風原町社会福祉協議会への補助金

1億1,907万円

社会福祉協議会は、地域の住民やボランティア、福祉・保健などの関係者、町役場などの行政機関と協力して福祉のまちづくりを進めています。民間組織としての自主性と、住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二つの側面を持った組織です。

#### ■南風原町社会福祉協議会の主な活動

##### ①連絡調整活動

- ・社会福祉施設長連絡会の開催
- ・各種関係機関との連携

##### ②調査研究及び広報・啓発活動

- ・委員会の開催(総務・財政委員会、企画・広報委員会)年2回
- ・各種調査の実施
- ・各種福祉月間啓発活動(老人・児童・障がい)
- ・福祉まつり(隔年)
- ・社協だより「ちむぐくる」毎月発行
- ・地域福祉懇談会の実施

##### ③低所得者福祉に関する事業(生活福祉資金貸付、助け合い金庫貸付、歳末たすけあい募金による年末激励金の支給、米券等の支給援助)

##### ④高齢者福祉に関する事業

- (在宅介護支援センター運営事業、介護予防等事業の実施、友愛訪問事業、高齢者健康づくり推進事業、福祉機器貸出事業、訪問介護事業、介護予防訪問介護事業)

##### ⑤児童福祉に関する事業

- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・こいのぼり掲揚式(町共催)
- ・子育てサロン



ミニデイサービス利用者交流会の様子



照屋の子育てサロンの様子

##### ⑥障がい(児)者福祉に関する事業(障害福祉サービスの実施、地域生活支援事業の実施、障がい者スポレク交流事業、障がい者相談支援事業)

##### ⑦ひとり親家庭福祉に関する事業(就労に関する情報提供、親子交流会)

##### ⑧日常生活自立支援事業の推進

##### ⑨福祉総合相談事業の実施

- ・ふれあい福祉相談室(一般相談・法律相談・司法書士相談)

# ちむぐくるで支えあう安心して暮らせるまち

## ⑩支えあうまちづくり事業

各小学校区にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、子育て世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等を含む全ての個人・世帯を対象に要支援者を把握するとともに、住民による支えあい助け合い活動を推進します。

- ・生活課題の把握と情報共有のシステムづくり
  - (1)コミュニティソーシャルワーカーの配置(各小学校区)
  - (2)福祉マップづくり
  - (3)見守り活動、生活支援活動
  - (4)移動相談所の設置
  - (5)企業等との見守り協定の締結及び連絡会の開催
- ・まちづくりサポートセンターの設置・運営
  - (1)提供会員、依頼会員の登録・斡旋

## ⑪小地域福祉ネットワークづくり推進事業

- ・推進地区の指定と活動支援(17ヶ所)
- ・ネットワーク連絡会の開催

## ⑫ボランティアセンター運営事業

- ・福祉教育連絡会(保・幼・小・中・高校)
- ・ボランティア養成講座の開催

## ⑬各種福祉団体の支援

## ⑭苦情解決事業の実施

## ⑮その他の事業

- ・災害等支援活動の実施(災害見舞金の支給)

## 2. その他の団体への補助金・負担金

|                 |       |
|-----------------|-------|
| 沖縄県市町村総合事務組合負担金 | 8万円   |
| 町民生委員児童委員協議会補助金 | 948万円 |



10代ボランティアの様子

# 健康づくりの推進

## 国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)

(担当部署: 民生部 国保年金課)

### ○国民健康保険事業(国民健康保険特別会計)

42億5,750万円

国民健康保険(以下、「国保」とする。)とは、職場の健康保険(協会健保や共済組合)に加入している方、後期高齢者医療保険へ加入している方を除いた75歳未満の方全員が加入する健康保険で、病気やケガをしたときに安心して医療機関で治療が受けられるようにするための制度です。

毎月、被保険者同士が国保税を出し合い、その大部分を医療費に充て、いざという時の治療費の負担を少なくすることで、被保険者が平等に医療が受けられるようにするための「相互扶助」の精神に基づいた制度です。

「国保」の運営は、被保険者のみなさんが納めた国保税だけではなく、国や県、町も費用を負担しています。私たちの健康を守る大切な「国保制度」を正しく理解し、みんなで守っていきましょう。

※「国保」は被保険者に国保税を納めてもらい、医療費など決まった目的のために支出しています。このため町の一般会計とは切り離して、特別会計で運営しています。

### ★健康保険用語チェック!

「被保険者」とは? : 健康保険に加入している人のこと。

国民健康保険とは? : 75歳未満の人で、職場の健康保険や後期高齢者医療保険に加入していない人が加入する健康保険。(自営業、無職など)

後期高齢者医療保険とは? : 75歳以上の人全員が加入する健康保険。  
(65歳以上で特別な障がいがある人も加入できます)

健康保険とは? : 職場の健康保険(協会健保・共済など)と、市町村などが運営する健康保険(国民健康保険や後期高齢者医療保険)があります。  
生まれてから亡くなるまで、全国民が加入しなければいけません。

### 1. 療養諸費 …… 24億6,244万円

病気や怪我などにより医療機関で診察や治療を受けると、かかった医療費の3割分を病院で直接支払い個人負担するだけで、残りの7割は病院からの請求により町の国保会計から支払います。ただし、70歳以上の方は所得に応じて2割又は3割の個人負担となり、未就学児は2割の個人負担です。

#### <主な経費>

・一般被保険者療養給付費 …… 24億3,872万円

一般の被保険者の診察や治療に対しての医療費の保険者負担分を医療機関に支払う費用です。



- ・ 一般被保険者療養費 …… 1,659万円

被保険者が保険証を持たずに病院で診察や治療を受けると、医療費の全額を自己負担することになります。しかしその後、町国保の窓口で療養費支給の申請手続きを行えば、かかった医療費の保険者負担分を被保険者へ支給します。また、治療の為に柔道整復やはり・きゅうの施術を受けたとき、お医者さんの診断で補装具を購入した場合も療養費として支給されます。

- ・ 審査支払手数料 …… 713万円

診療報酬の審査支払手数料は、委託先の沖縄県国民健康保険団体連合会に支払います。

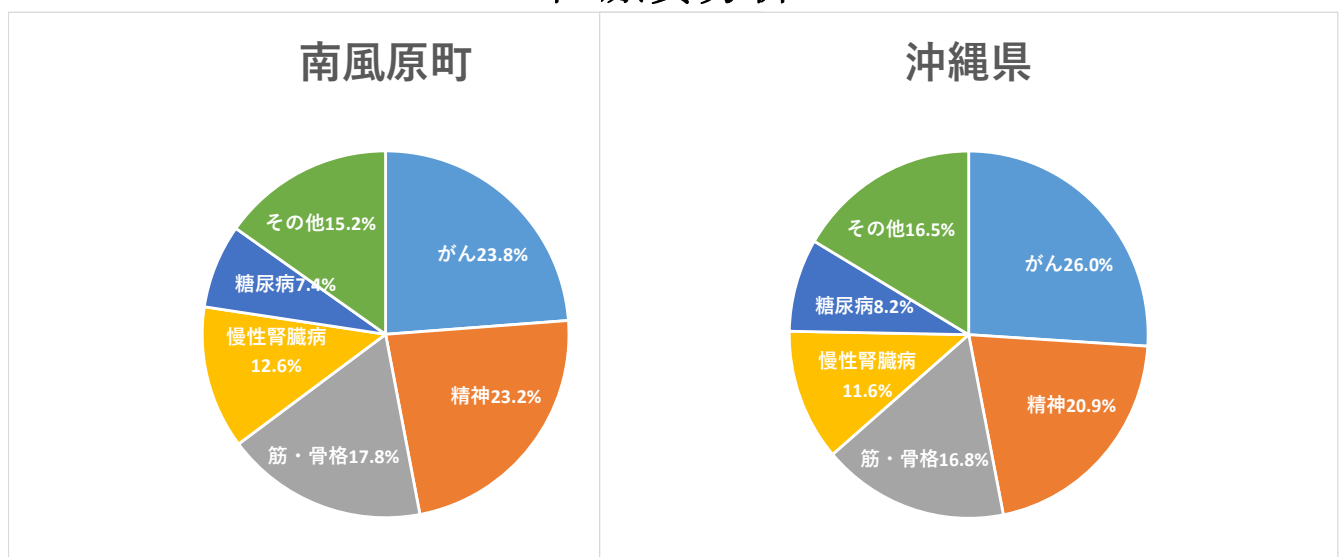
## 2. 高額療養費 …… 4億1,837万円

世帯にかかる1か月あたりの医療費の自己負担額が一定金額を超えた場合は、その超えた額を町の国保会計から支給し、国保加入世帯の家計負担を軽減します。支給を受けるには、限度額認定証の発行や払戻(払戻の該当者には役場から後日通知します。)による申請手続きが必要です。

<主な経費>

- ・ 一般被保険者高額療養費 …… 4億1,817万円
- ・ その他 …… 20万円

## 医療費分析



医療費の割合(令和6年度)最大医療資源傷病名による、調剤報酬を含む。(KDBシステムより)

# 健康づくりの推進

## 3. 出産育児諸費 …… 2,001万円

国保被保険者が出産したときに、出産費や育児費として出産育児一時金50万円を支給します。医療機関への直接支払制度を利用したり、出産費が50万円を下回る場合は、差額分を支給申請することで受け取れます。

<主な経費>

- ・ 出産育児一時金 …… 2,000万円
- ・ その他 …… 1万円

## 4. 葬祭諸費 …… 82万円

国保被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った方へ2万円支給します。役場での申請手続きが必要です。

## 5. 国民健康保険事業費納付金 …… 11億6,294万円

国保の沖縄県単位化により沖縄県へ納付する納付金です。沖縄県は各市町村毎に、過去の医療費を元に算出する医療費指数と所得指数に応じて事業費納付金が算定されます。市町村は事業費納付金を納付することによって、すべての医療諸費が交付されることになり、毎年の医療費の支出が安定することになります。

## 6. 健康づくり事業 …… 6,306万円

国保被保険者に、特定健康診査・特定保健指導や健康管理に対する支援を行います。国保被保険者の健康意識を高め、病気の予防や早期発見などにより健康増進を図ります。

### ① 特定健康診査等事業 …… 5,555万円

特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健診を実施し、保健指導・栄養指導を行います。

<主な経費>

- ・ 特定健康診査等委託料 …… 2,279万円
- ・ 会計年度任用職員報酬 …… 1,707万円
- ・ その他の経費 …… 1,569万円



## 特定健診・特定保健指導の目標と実績

|                   |    | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度  | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度  | R7年度  |
|-------------------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 特定健診<br>受診率       | 目標 | 56.0% | 58.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% | 60.0% |
|                   | 実績 | 48.0% | 43.9% | 42.2% | 39.3% | 37.7% | 32.8% | 35.2% | 37.9% | 38.0% | 39.2% |       |
| 特定保健<br>指導<br>実施率 | 目標 | 58.0% | 59.0% | 60.0% | 84.0% | 84.0% | 84.0% | 85.0% | 85.0% | 85.0% | 87.0% | 80.0% |
|                   | 実績 | 74.4% | 84.0% | 85.0% | 79.8% | 74.4% | 75.6% | 84.6% | 87.5% | 74.5% | 76.8% |       |

※ 目標は、国が定めた目標(平成25～29年度までに受診率60.0%・実施率60.0%、平成30年～令和5年度までに受診率60.0%・実施率60.0%、令和6年～令和11年度までに受診率60.0%・実施率60.0%)に合わせて、南風原町特定健診等実施計画より設定したものを記載しています。

※ 実績は、法定報告値(国に報告するために算出した受診率と実施率)を記載しています。令和7年度は法定報告がまだのため、受診率実績・実施率実績を記載していません。

### ② 健康づくり事業 …… 58万円

健康づくりや疾病予防のためにはり・きゅう・あん摩・マッサージなどの施術に対する支援を行います。

| 項目                 | 対象者                | 補助額             |
|--------------------|--------------------|-----------------|
| はり・きゅう<br>あん摩マッサージ | 南風原町国民健康保険に加入している方 | 1枚800円<br>(年6枚) |

### ③ 訪問指導事業 …… 527万円

特定健診等の受診者のうち、生活習慣病およびメタボリックシンドロームやその予備群など、その他必要な方に対し、自分自身の体の状態が理解でき、病気の予防・改善や健康づくりに取り組めるように保健指導、栄養指導などをおして支援します。特に20歳～74歳(国保被保険者)へのインセンティブを活用した保健指導を強化し、重症化予防を行うと同時に、健診受診率向上にむけて取り組みます。

#### <主な経費>

- ・ 会計年度任用職員報酬 …… 302万円
- ・ 検査委託料 …… 17万円
- ・ 電子機器使用料等 …… 33万円
- ・ その他の経費 …… 175万円

### ④ 医療費対策事業 …… 166万円

医療費通知やジェネリックシールの利用等により、医療費対策に取り組めます。

## 健康づくりの推進

### 7. 保険税収納率向上特別対策事業 …… 1,564万円

国保被保険者に、国保を理解してもらい、国保税の納付率を向上させて、財政の健全化を図ります。納付指導員を4人配置し、国保被保険者への納付指導や口座振替を促進し収納率の向上を図ります。

#### <主な経費>

- ・ 会計年度任用職員報酬(4人) …… 1,109万円
- ・ その他の経費 …… 455万円

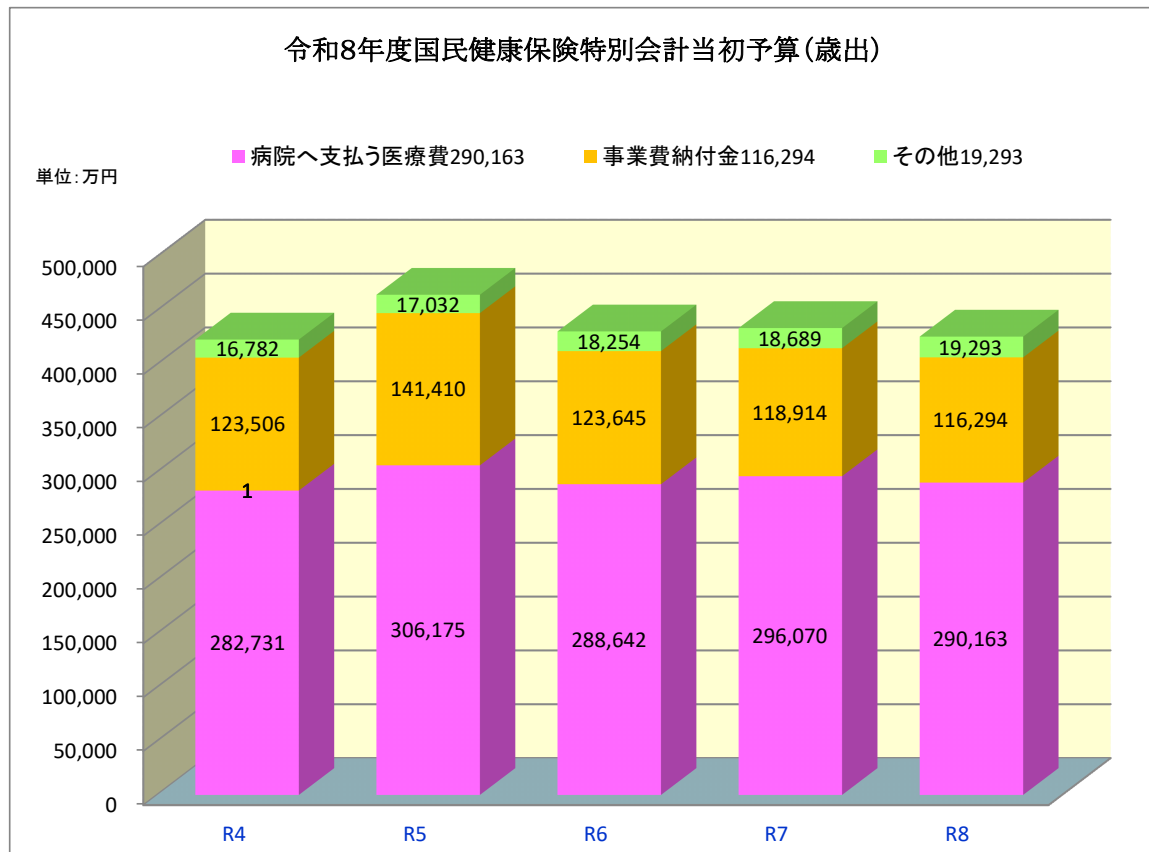
### 8. その他の経費(人件費等) …… 1億1,422万円

## 国保加入者数及び国保税収納率推移

| 年度        | 世帯数          | 加入者数(人)      |          |              | 税額<br>(万円)     | 収納率<br>(%)   |
|-----------|--------------|--------------|----------|--------------|----------------|--------------|
|           |              | 一般           | 退職       | 合計           |                |              |
| H27       | 5,266        | 10,059       | 342      | 10,401       | 6億6,272        | 97.31        |
| H28       | 5,143        | 9,756        | 200      | 9,956        | 6億3,498        | 97.11        |
| H29       | 5,054        | 9,401        | 107      | 9,508        | 6億3,835        | 97.89        |
| H30       | 5,058        | 9,232        | 47       | 9,279        | 6億2,896        | 96.70        |
| R1        | 5,019        | 9,070        | 8        | 9,078        | 6億7,844        | 95.89        |
| R2        | 5,074        | 8,981        | 0        | 8,981        | 6億9,202        | 96.80        |
| R3        | 5,152        | 8,917        | 0        | 8,917        | 6億7,736        | 96.63        |
| R4        | 5,128        | 8,835        | 0        | 8,835        | 6億9,836        | 96.10        |
| R5        | 5,056        | 8,611        | 0        | 8,611        | 7億2,361        | 96.70        |
| <b>R6</b> | <b>5,021</b> | <b>8,379</b> | <b>0</b> | <b>8,379</b> | <b>7億2,366</b> | <b>95.85</b> |

※上記の世帯数、加入者数は各年度ごと平均の数値となります。

※上記納付率は、現年分納付率となります。



## 国民健康保険特別会計繰出金(一般会計)

(担当部署:民生部 国保年金課)

4億844万円

### ○国民健康保険特別会計繰出金

国保事業の円滑で適正な運営に役立てるため、また国保財政の健全性を図るために一般会計から、国保特別会計に対し繰出しています。

1. 保険基盤安定繰出金(保険税軽減分) …… 1億5,464万円

低所得世帯の国保税を軽減(2割、5割、7割)する制度があります。

その軽減した額を一般会計より国保特別会計へ繰出しています。

<主な経費> 財源の内訳 県 …… 1億1,598万円 町 …… 3,866万円

2. 保険基盤安定繰出金(保険者支援分) …… 9,151万円

国保税額は、世帯の所得などで決められます。また、国保税率は市町村が決定するため市町村により違いがあります。そのため、市町村によって国保税の収入額に格差があり、国保会計の財政力に違いがでてきます。国保財政の健全化を図ることや、国保税が市町村で大きな較差が生じないように、一般会計から繰出しています。

<主な経費> 財源の内訳 国 ……4,575万円 県 ……2,288万円 町 ……2,288万円



# 健康づくりの推進

## 3. 職員給与費等繰出金 …… 1億858万円

国保年金課の職員の人件費や事務費などの支出のため、一般会計より繰出しています。

## 4. 財政安定化支援事業繰出金 …… 4,959万円

国保特別会計の財政基盤の安定を図るために、保険者の責めに帰することのできない事情(低所得者の占める割合が全国平均と比較して高いなど)を基に計算して、町負担分を一般会計から国保特別会計へ繰出しています。

## 5. 未就学児均等割保険税繰出金 …… 348万円

未就学児均等割国保税を減額(5割)する制度があります。その減額分を、一般会計より国保特別会計へ繰出しています。

<主な経費> 財源の内訳 国 …… 174万円 県 …… 87万円 町 …… 87万円

## 6. 産前産後保険税繰出金 …… 64万円

出産する被保険者に係る産前産後期間の国保税(所得割額および均等割額)を免除する制度があります。その免除分を、一般会計より国保特別会計へ繰出しています。

<主な経費> 財源の内訳 国 …… 32万円 県 …… 16万円 町 …… 16万円

## 高齢者医療対策費

(担当部署:民生部 国保年金課)

### ○高齢者医療対策事業

4億9,815万円

沖縄県後期高齢者医療広域連合に、後期高齢者医療広域連合負担金(市町村定率負担金)及び後期高齢者事業費等繰出金(事務費、保険料保険基盤安定負担金)などの経費を負担しています。

<主な経費>

|                                  |           |
|----------------------------------|-----------|
| 後期・介護一体的実施に係る会計年度任用職員報酬(保健師・看護師) | 579万円     |
| 後期・介護一体的実施に係る専用車リース料             | 40万円      |
| 後期高齢者療養給付費負担金                    | 3億4,342万円 |
| 後期高齢者はり、きゅう、あん摩、マッサージ補助金         | 29万円      |
| 後期高齢者医療広域連合負担金                   | 2,993万円   |
| 後期高齢者医療特別会計事務費繰出金                | 1,891万円   |
| 後期高齢者保険料保険基盤安定負担金(保険料軽減分)        | 9,704万円   |
| その他経費                            | 237万円     |

## 住民健診(健康診査)事業

(担当部署:民生部 国保年金課)  
2,617万円

### ○住民健診(健康診査)事業

町民の健康増進を図るため、学校・職場などで健康診査を受けられない方や生活保護受給者のうち、20歳から40歳未満の方に、基本健康診査(身長、体重、血圧、腹囲、尿検査、血液検査、医師の診察)を全額補助し、40歳以上の方には、人間ドック、胃・肺・大腸のがん検診の検査料金を補助しています。

#### <主な経費>

|                                   |     |       |                   |
|-----------------------------------|-----|-------|-------------------|
| 基本健康診査委託料金                        | ・・・ | 446万円 |                   |
| (個別町負担額1人:8,121円、集団町負担額1人:7,621円) |     |       |                   |
| 胃がん検診委託料                          | ・・・ | 993万円 | (バリウム補助額:5,500円)  |
| 肺がん検診委託料                          | ・・・ | 482万円 | (レントゲン補助額:1,500円) |
| 大腸がん検診委託料                         | ・・・ | 487万円 | (検便補助額:2,000円)    |
| 歯周疾患検査委託料                         | ・・・ | 28万円  | (検査補助額:3,500円)    |
| その他                               | ・・・ | 181万円 |                   |



## 令和8年度 集団健診(予約制)

| 番号 | 健診日    |   | 受付時間                   | 健診会場  | 対象区 | 胃がん<br>検診 |
|----|--------|---|------------------------|-------|-----|-----------|
| 1  | 5月26日  | 火 | 8:30～10:30             | ちむぐる館 | 全区域 | ○         |
| 2  | 6月24日  | 水 |                        |       |     | ○         |
| 3  | 8月2日   | 日 |                        |       |     | ○         |
| 4  | 9月8日   | 火 |                        |       |     | ○         |
| 5  | 10月24日 | 土 |                        |       |     | ○         |
| 6  | 11月17日 | 火 | 17:30～19:00<br>★ナイト健診★ |       |     | ×         |
| 7  | 12月8日  | 火 | 8:30～10:30             |       |     | ○         |
| 8  | 1月16日  | 土 |                        |       |     | ○         |
| 9  | 1月24日  | 日 |                        |       |     | ○         |

## 令和8年度 婦人がん集団検診(予約制)

| 番号 | 健診日   |   | 受付時間        | 健診会場  | 対象区               |
|----|-------|---|-------------|-------|-------------------|
| 1  | 7月28日 | 火 | 14:00～15:00 | ちむぐる館 | 全区域<br>※乳がん・子宮頸がん |
| 2  | 9月15日 | 火 |             |       |                   |
| 3  | 11月4日 | 水 |             |       |                   |



# 健康づくりの推進

## 後期高齢者医療事業(後期高齢者医療特別会計)

(担当部署: 民生部 国保年金課)

### ○後期高齢者医療事業

5億7,613万円

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する沖縄県後期高齢者医療広域連合(うるま市石川在)が運営主体となります。広域連合では、被保険者の資格管理や給付、保険料の決定などを行い、各市町村は、保険料の徴収と各種届出の申請・受付、資格確認書の発行などの窓口業務を行っています。

<主な経費>

|                |     |           |
|----------------|-----|-----------|
| 後期高齢者医療広域連合納付金 | ・・・ | 5億5,661万円 |
| その他(人件費等)      | ・・・ | 1,952万円   |

### ★Pointチェック

後期高齢者医療制度とは……

- ・75歳以上の方 ※75歳の誕生日当日から
- ・一定の障がいのある65歳～74歳の方 ※要申請

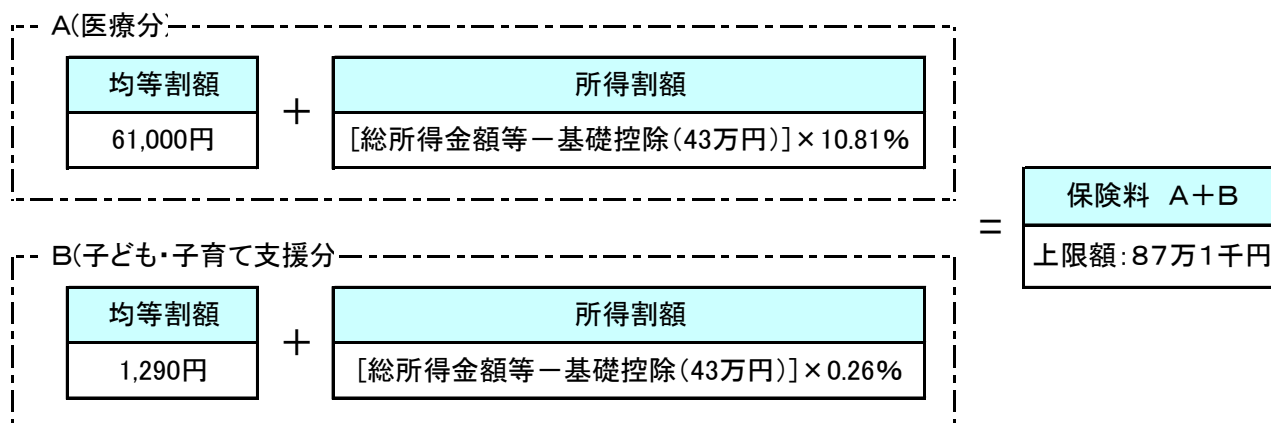
対象者はこれまで加入していた医療保険から後期高齢者医療制度に移ることになります。

マイナ保険証または資格確認書で医療機関を受診ができ、被保険者となる全員が一人ひとり保険料を納めることになります。

令和8年度は、昭和26年生まれの方が誕生日の日から新たに後期高齢者医療制度に加入することとなります。

### ◎ 保険料の決まり方

被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で算定されます。



※ 低所得世帯の方は、保険料が軽減される場合があります。

- ・ 均等割額の軽減 … 2割・5割・7割(子ども子育て支援分)、7.2割(医療分)

## 妊婦一般健康診査事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○妊婦一般健康診査事業

6,323万円

妊婦健診は保険適用外のため、その費用が全額自己負担となります。妊婦さんの経済的負担を軽減する目的で、平成21年度から最大14回の公費負担を行っています。妊婦健康診査受診票に記載された検査項目については、無料で受診することができます。令和4年度から、多胎妊婦について、妊婦1人につき5回の追加健診の助成を行っています。

また、県外での里帰り出産を希望する妊婦も公費負担で健診が受けられるよう、妊婦一般健康診査費用を助成しています。

対象: 南風原町に住民票がある妊婦

#### 主な経費

|           |         |
|-----------|---------|
| 委託料       | 6,192万円 |
| 扶助費(健診助成) | 46万円    |
| 需用費(消耗品費) | 43万円    |
| 備品購入費     | 42万円    |



|        | 実施検査項目                                                                                           | 望ましい健診時期      | 公費負担額   |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------|
| 第1回目   | 基本的な健康診査、子宮頸がん検査(細胞診)、血液型(ABO/Rh)検査、不規則抗体検査、梅毒血清反応検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、グルコース(血糖)検査<br>貧血検査、超音波検査 | 妊娠初期          | 24,460円 |
| 第2回目   | 基本的な検査、超音波検査                                                                                     | 妊娠20週~23週     | 8,970円  |
| 第3回目   | 基本的な健康診査、グルコース(血糖)検査<br>貧血検査、超音波検査                                                               | 妊娠24週~28週     | 10,940円 |
| 第4回目   | 基本的な健康診査、貧血検査<br>超音波検査                                                                           | 妊娠29週~33週     | 10,830円 |
| 第5回目   | 基本的な健康診査、貧血検査、超音波検査、帯化培養(細菌培養)検査、GOT・GPT(肝機能)検査                                                  | 妊娠34週~出産      | 17,630円 |
| 第9-1回  | 基本的な健康診査                                                                                         | 妊娠約12週        | 5,490円  |
| 第9-2回  | 基本的な健康診査、超音波検査                                                                                   | 妊娠約16週        | 10,270円 |
| 第9-3回  | 基本的な健康診査                                                                                         | 妊娠約26週        | 5,490円  |
| 第9-4回  | 基本的な健康診査、超音波検査                                                                                   | 妊娠約28週        | 9,870円  |
| 第9-5回  | 基本的な健康診査                                                                                         | 妊娠約32週        | 5,490円  |
| 第9-6回  | 基本的な健康診査、超音波検査                                                                                   | 妊娠約34週        | 9,870円  |
| 第9-7回  | 基本的な健康診査                                                                                         | 妊娠約37週        | 5,490円  |
| 第9-8回  | 基本的な健康診査                                                                                         | 妊娠約38週        | 5,090円  |
| 第9-9回  | 基本的な健康診査                                                                                         | 妊娠約39週        | 5,090円  |
| 風疹・HIV | 風疹ウイルス抗体価検査、HIV抗体価検査、クラミジア抗原検査                                                                   | 初回妊婦健診で実施     | 6,180円  |
| HTLV-1 | HTLV-1抗体価検査                                                                                      | 第3~第5回目の健診で実施 | 3,030円  |

(注) 多胎児妊娠の場合に追加交付する受診票については使用週数の定めのないものとし第9-3、9-5、9-7、9-8、9-9の計5回分とする。

# 健康づくりの推進

## 産婦健康診査事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○産婦健診事業

530万円

産後2週間、産後1か月の出産後間もない時期の産婦に対して健康診査(母体の心身機能の状態把握や授乳状況)の費用を助成します。産婦健診を実施することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うことを目的としています。

主な経費

委託料 513万円

扶助費(健診助成) 12万円

需用費(消耗品費) 5万円

## 新生児妊産婦訪問指導事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○新生児妊産婦訪問指導事業

203万円

助産師または保健師が、初妊婦・初産婦さんや生後1か月前後の赤ちゃんのいる家庭を訪問します。主に第1子を対象に訪問していますが、第2子以降で希望する方にも実施しています。産前産後の体調や子育ての相談にご活用ください。

主な経費

新生児訪問及び

妊産婦訪問指導委託料 203万円



## 未熟児養育医療事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○未熟児養育医療事業

1,009万円

身体の発育が未熟なまま出生し、入院を必要とする乳児が指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費にて負担する制度です。医療費は当該乳児の属する世帯の市町村民税額等に応じて、一部自己負担金が生じます。

主な経費

未熟児養育医療費 1,009万円

## 乳児一般健康診査事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○乳児一般健康診査事業

750万円

1歳未満の乳児を対象に前期(生後4か月頃)と後期(生後10か月頃)に各1回ずつ、毎月1回程度実施しています。健診の内容は、身体測定・貧血検査(後期のみ)・小児科医診察・保健指導・栄養指導です。また、令和2年度より歯科衛生士による歯科衛生指導(後期のみ)も導入しています。お子さんの発育・発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

## 主な経費

|         |       |
|---------|-------|
| 健康診査委託料 | 724万円 |
| 印刷製本費   | 11万円  |
| 通信運搬費   | 15万円  |



## 3歳児健康診査事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○3歳児健康診査事業

434万円

3歳5か月～4歳未満の児を対象に身体発育及び精神発達の面から、医師・歯科医師等による総合的な健康診査を毎月1回程度実施しています。

健診の内容は、身体計測・尿検査・視力検査・歯科医診察・小児科医診察・歯科衛生指導・栄養指導・保健指導です。お子さんの成長発達を保護者と一緒に確認できる場となっています。

## 主な経費

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 看護師等謝礼金            | 71万円  |
| 健康診査委託料            | 246万円 |
| 役務費(通信運搬費等)        | 33万円  |
| 需用費(消耗品等(全乳幼児健診分)) | 84万円  |

## 妊婦歯科健康診査事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○妊婦歯科健康診査事業

116万円

妊娠中はホルモンバランスの変化やつわりにより口腔内環境が悪くなりやすく、重度の歯周病は早産・低出生体重児の出産のリスクが高くなると言われています。そのため、妊婦に対して歯科健康診査の費用を助成します。妊婦さんと赤ちゃんの健康を守るとともに、予防歯科への意識を高める目的で、妊婦歯科検診1回の費用を町で負担します。

## 主な経費

|        |       |
|--------|-------|
| 委託料    | 105万円 |
| その他の経費 | 11万円  |



# 健康づくりの推進

## 骨髄バンクドナー助成事業

(担当部署: 民生部 国保年金課)

### ○骨髄バンクドナー助成事業

14万円

骨髄等移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業においてドナーとなった者に対して、入院・通院等を助成する。

主な経費

・負担金補助及び交付金 14万円



## がん患者アピアランスケア支援事業

(担当部署: 民生部 国保年金課)

### ○がん患者アピアランスケア支援事業

40万円

がん患者のがん治療による外見変貌を補完する補整具(ウィッグ又は乳房補整具)の購入費用の一部を助成することにより、がん患者の心理的・経済的負担軽減及び療養生活の質の向上を図り、社会参加の促進に寄与することを目的とします。一人当たり、各補整具2万円を上限に助成をおこないます。

主な経費

ウィッグ等購入助成金 40万円

## 予防接種事業

(担当部署: 民生部 国保年金課)

### ○予防接種事業

2億1,919万円

#### 1. 乳幼児や児童・生徒の予防接種

予防接種は、病原体からつくられたワクチンを接種することによって、免疫をつくるものです。大部分の感染症は一度かかると、その病気に対する免疫ができます。同様に感染症の原因となる病原体(ウイルスなど)の毒性を弱めたワクチンを接種することにより、病気にかからないように免疫をつくり、お子さんを感染症から守ることができます。

乳幼児や児童・生徒の予防接種は、個別(指定病院)で実施します。対象となるお子さんの保護者へ個別に通知します。



## ①子どもの予防接種の種類(自己負担はありません)

### ☆ヒブワクチン

- 対象年齢:生後2か月～5歳未満(4回～1回)
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 1回当たり経費:10,616円

### ☆小児用肺炎球菌ワクチン

- 対象年齢:生後2か月～5歳未満(4回～1回)
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 1回当たり経費:13,101円

### ☆4種混合(D:ジフテリア、P:百日咳、T:破傷風、IPV:不活化ポリオ)

- 対象年齢:生後2か月～7歳半未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:初回3回接種後、1年後に1回
- 1回当たり経費:12,441円

### ☆5種混合(D:ジフテリア、P:百日咳、T:破傷風、IPV:不活化ポリオ、Hib)

※令和6年4月より開始される4種混合とヒブの混合ワクチン

- 対象年齢:生後2か月～7歳半未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:初回3回接種後、6月から18月の間隔をおいて1回接種
- 1回当たり経費:21,241円

### ☆ロタウイルス

- 対象年齢:出生6週0日後～24週0日後(ロタテックの場合は32週0日後)
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:2回(又は3回)
- 1回当たり経費:ロタリックス:16,566円、ロタテック:11,539円
- ※接種するワクチンの種類によって対象年齢・接種回数が変わります。

### ☆BCG(乳幼児結核)

- 対象年齢:生後5か月～1歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回
- 1人当たり経費:13,046円

# 健康づくりの推進

## ☆MR(麻しん(はしか)・風しん(三日はしか))

- 対象年齢:1期は、1歳～2歳未満。2期は、5歳～7歳未満で小学校就学前の1年間
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:各年齢とも対象年齢期間中に1回接種
- 1回当たり経費:11,891円
- ※1期・2期の対象年齢時に接種機会を逃した方へ行政措置による助成を行っています。

## ☆水痘(みずぼうそう)

- 対象年齢:1歳～3歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:2回接種      ○1回当たり経費:10,846円

## ☆B型肝炎ワクチン

- 対象年齢:生後2か月～1歳未満
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:3回接種      ○1回当たり経費:8,333円
- ※ただし、母子感染予防の為にB型肝炎ワクチンの投与を受けた方は対象外です。

## ☆日本脳炎

- 対象年齢:1期3歳～7歳半未満、2期9歳～13歳未満。その他特例措置等。
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1期初回2回・1期追加1回、2期1回
- 1回当たり経費:8,756円

## ☆DT(ジフテリア・破傷風)2期

- 対象年齢:11歳～13歳未満(小学6年生)
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回      ○1人当たり経費:6,336円

## ☆子宮頸がんワクチン

- 対象年齢:中学1年生～高校1年生
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:2回(又は3回) 接種年齢で異なります。
- 1回当たり経費:29,766円(9価)

## ☆RSウイルスワクチン(妊婦)

- 対象時期:妊娠28週0日～妊娠36週6日まで
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回 ※妊娠毎に1回
- 1回当たり経費:30,081円
- ※妊婦に接種することにより抗体が胎盤を通じて胎児へ移行します。

## ②高齢者の予防接種

### ☆高齢者インフルエンザ予防接種

- 対象年齢:65歳以上
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回 ○接種時期:10月初旬から翌年の2月末日
- 1人当たり経費:5,650円
- ※自己負担額:1,000円。対象者には個別に通知します。

### ☆高齢者新型コロナウイルス予防接種

- 対象年齢:65歳以上
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回 ○接種時期:10月初旬から翌年の2月末日
- 1人当たり経費:15,891円
- ※自己負担額:5,000円。対象者には個別に通知します。

### ☆高齢者肺炎球菌

- 対象年齢:65歳になる方
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回
- 1人当たり経費:11,711円
- ※過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は対象外です。
- ※自己負担額:4,000円。対象者には個別に通知します。



### ☆高齢者带状疱疹

- 対象年齢:今年度65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳になる方
- 接種場所:町指定の医療機関に各自で電話予約をして受けます(個別接種)
- 接種回数:1回 ○1人当たり経費:8,741円(生ワクチン)
- 接種回数:2回 ○1人当たり経費:21,941円(不活化ワクチン)合計43,882円
- ※過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがある方は対象外です。
- ※自己負担額(1回あたり):4,000円(生ワクチン)

# 健康づくりの推進

※自己負担額(1回あたり):12,000円(不活化ワクチン) 合計24,000円(2回分)  
※対象者には個別に通知します。

## 主な経費

|                        |           |
|------------------------|-----------|
| 医師への予防接種委託料等           | 2億1,034万円 |
| 予防接種通知の経費(印刷費・郵送費・委託料) | 508万円     |
| その他の経費                 | 377万円     |

※予防接種を受けるとその病気にかかりにくくなったり、かかっても重症になることを防ぐことができます。また、受ける方が多ければ多いほど流行を防ぐことができます。そのため、たくさんの方に接種していただけるよう、町では予防接種(高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザを除く)の自己負担を免除・減額し、病気の予防活動につなげています。

## 一般事務費(照明器具取替(LED化)工事)

(担当部署:民生部 国保年金課)

### ○一般事務費(照明器具取替(LED化)工事)

1,677万円

町総合保健福祉防災センター(ちむぐる館)の避難所施設としての機能を維持・強化することを目的とし、老朽化した既存の照明設備(非常用照明含む)を高耐久・高効率なLED照明へ更新することで、避難所としての機能を強化します。夜間の避難所における視認性の確保をするとともに、長寿命化を図ります。

#### 主な経費

・工事請負費 1,677万円



# 子ども・子育て支援の充実

## 宮平保育所運営事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○宮平保育所運営事業

9,103万円

宮平保育所は唯一の町立保育所です。働く保護者に代わってお子さんをお預かりし、家庭や地域社会と連携を図りながら、子どもたち一人ひとりの健康と安全を保障した保育を行っています。就労形態の変化や多様化する保育ニーズに応えるため、地域の子育ての実態を捉えながら子育て支援に努めています。また、特別な配慮を必要とする子どもたちへの適切な支援にも率先して取り組み、養護と教育が一体となった保育環境の下で地域の子どもたちの豊かな人間性を育てています。



☆金魚すくいがんばるぞー！（夏祭り）



☆ゆきだるまつめたーい！

### ○主な経費

職員報酬・給料・職員手当・旅費

6,136万円

日常の保育業務を行う会計年度任用職員(保育士・調理員など)を雇用しています。

給食材料費

808万円

栄養のバランスがとれた園児の給食・おやつ・ミルクの賄材料代です。

光熱水費

276万円

保育所を運営するにあたって必要な電気・水道・ガスの使用料金です。



☆給食おいしいな♪

工事請負費

1,140万円

空調設備設置工事や照明LED化工事を実施することで、子ども達の健やかな発育発達を促し、保育士の働く環境を整えます。

その他の費用

743万円

保育所を運営するにあたって必要不可欠な行事費、事務用品費、健康診断料、施設の修繕費、電話料金、保険料、衛生管理等経費となります。

## 認可保育園事業・補助(保育所運営費)

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○認可保育園事業・補助(保育所運営費)

27億8,417万円

保育所は、乳幼児を持つ保護者が仕事をしていたり、病気や出産などの理由により保育を必要とする場合に、保護者に代わってその乳幼児を保育することを目的とする施設です。近年、核家族の増加や共働き家庭の増加、勤務形態の多様化により保育の需要が高まっています。町では、その要望に応えるために町内法人(認可)保育園16ヶ所及び町在住児童が通う町外認可保育園に対して町から補助金を交付し、保育の充実を図ります。

#### ★Pointチェック!

法人(認可)保育園とは園の広さや設備、職員の数や資格、保育内容について国が設けた基準をクリアして認可された保育園です。また、法人(認可)保育園は、保育料の他、国・県・南風原町からの補助を受けて運営しています。

#### 各園への補助金額

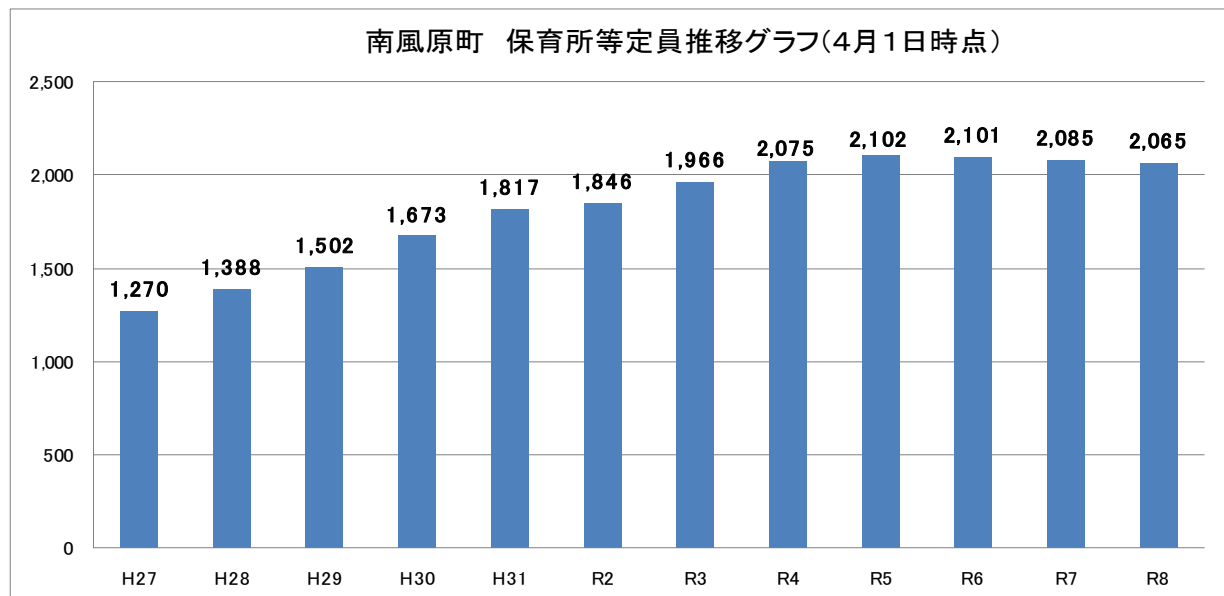
|            |            |
|------------|------------|
| 津嘉山保育園     | 2億2,334万円  |
| かねぐすく保育園   | 1億6,475万円  |
| 南風原はなぞの保育園 | 1億9,225万円  |
| 若夏保育園      | 1億7,736万円  |
| みつわ保育園     | 1億9,285万円  |
| さんご保育園     | 2億1,652万円  |
| はえばる保育園    | 2億3,354万円  |
| マイフレンズ保育園  | 1億8,330万円  |
| ていだ保育園     | 1億8,127万円  |
| なのはな保育園    | 1億5,653万円  |
| よなは保育園     | 1億3,731万円  |
| ももの木保育園    | 1億1,956万円  |
| やまがわ保育園    | 1億7,040万円  |
| 南風原やまびこ保育園 | 1億1,283万円  |
| 明星保育園      | 1億5,848万円  |
| よなは第2保育園   | 1億5,598万円  |
| 町外認可保育園    | 790万円      |
| 合計         | 27億8,417万円 |



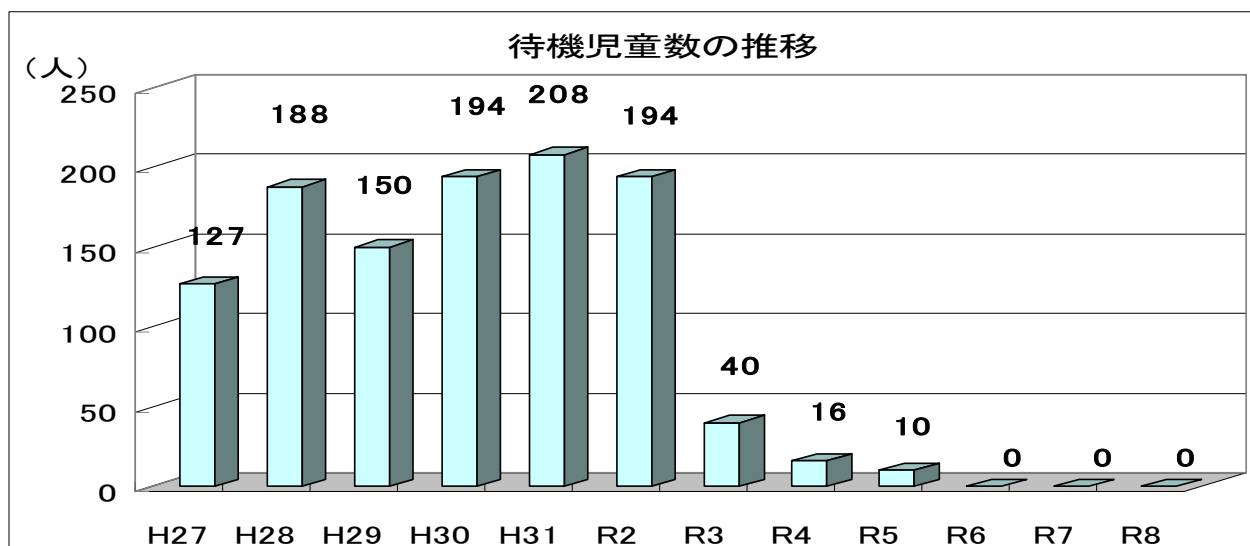
▲火の用心パレードの様子

# 子ども・子育て支援の充実

南風原町保育所(園)年度別定員数グラフ  
(法人・地域型保育施設、認定こども園(保育認定)合算分)



南風原町における待機児童数の推移



## 延長保育促進事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○延長保育促進事業

3,425万円

延長保育は、仕事などにより定刻の時間に保育園へ乳幼児の迎えができない保護者に対応するために、午後6時から午後7時まで延長して保育を行う事業です。町内にあるすべての認可保育園・認定こども園、及び小規模保育園2箇所を実施します。延長保育実施事業者に対し補助金を交付し、保育の充実を図ります。

主な経費

延長保育促進事業補助金 3,425万円

※ 費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。



▲みんなでもぐもぐ



▲なにつくってるの～？

## 発達支援児保育事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○発達支援児保育事業

8,211万円

保育所等で行う保育になじむ子どものうち、健康面、発達面において課題や気になる点がある子どもが集団保育の中で適切な保育を受け、健全な社会性の成長、発達を促すことを目的とする事業です。

町立宮平保育所・認可保育園・認定こども園で実施し、町は発達支援児保育事業を行う法人保育園等に対して補助金の交付します。また令和6年度よりこども課に心理士を配置し、園及び保護者からの相談に迅速な対応ができるような体制で発達支援児保育の充実を図ります。

主な経費

- ・宮平保育所(人件費等) 1,749万円
- ・ティーチャーズトレーニング 16万円
- ・こども発達支援委託事業 396万円
- ・発達支援児保育事業補助金 6,050万円

※一定の資格を有する保育補者が配置される場合に、一部県から補助があります。



# 子ども・子育て支援の充実

## 認可保育園事業・町単独事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○認可保育園事業・町単独事業

879万円

認可保育園事業・町単独事業は、待機児童の解消に向けた保育士確保を図るため、新たに認可保育所等に就職し、一定期間継続勤務した保育士に対し、保育士就職支援一時金を交付します。また、保育所等において行われる発達支援児保育事業の円滑な実施を図るため、巡回指導員等の報償費を支出しております。

1. 保育士等就職支援一時金 800万円  
新たに認可保育園等に就職した保育士に、1人あたり年10万円を交付します。
2. 発達支援児保育巡回指導員・措置会議謝礼金、講師謝礼金など 79万円



▲は〜い♪



▲クリスマスたのしいな！

### ★Pointチェック！

認可保育所：沖縄県が定めた基準(保育室面積・保育士数など)を満たし、県から認可された保育園を認可保育園といいます。(町立の宮平保育所を含めて、町内には現在17園あります)。

地域型保育事業所：南風原町が定めた設備などの基準を満たし、町から認可された事業所を地域型保育事業所といいます。(町内には事業所内保育施設1箇所、小規模保育施設4箇所があります)。

## 地域型保育事業・補助

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○地域型保育事業・補助(事業所内保育・小規模保育運営費)

2億3,007万円

地域型保育事業(事業所内保育・小規模保育)は、平成27年度より施行された子ども・子育て支援制度に伴い市町村が設置認可・確認を行い、待機児童の多い0歳児から2歳児を受け入れる施設です。

事業所内保育事業は、事業所の所在地の各市町村が設置認可・確認した事業所内保育所にて、従業員の児童以外に地域の待機児童の受け入れを行い、待機児童の解消を図っています。

小規模保育事業は、南風原町が設置認可・確認した小規模保育事業所にて6人以上19人以下の児童の受け入れを行い、待機児童の解消を図っています。

事業所内保育所・小規模保育事業所は、保護者からの保育料及び国・県・南風原町からの補助を受けて運営しています。

#### 《主な経費》

事業所内保育所・小規模保育事業所運営費 2億3,007万円

(財源内訳)

国庫支出金 1億3,322万円

県支出金 4,374万円

町負担 5,311万円

#### 《対象施設》 (以下は令和7年度実績です)

##### ・事業所内保育事業所

- ①よいサマリヤ人保育園(町内)
- ②ゆたかベビーガーデン(豊見城市)
- ③もこもこ保育園(浦添市)
- ④きらら保育園(八重瀬町)
- ⑤ひらやす保育園(中城村)

##### ・小規模保育事業所

- ①くわの実保育園
- ②たいようのおか保育園
- ③ぱすてる保育園つかざん園
- ④ひまわり保育園



▲消火体験

# 子ども・子育て支援の充実

## 保育対策総合支援事業

(担当部署: 民生部 こども課)

1億331万円

### ○保育対策総合支援事業

#### 1. 保育体制強化事業 2,892万円

保育体制強化事業は、保育士資格を有しない子育て経験者などの地域の多様な人材を、保育に係る周辺業務(遊具等の消毒・清掃、給食・寝具などの準備や片付け、園外活動時の見守りなど)に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時の安全管理を図る事業です。

町内では、認可保育所16園及び、地域型保育施設5園で実施します。町は保育体制強化事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は県3/4、町1/4となっています。

#### 2. 保育補助者雇上強化事業 5,744万円

保育補助者雇上強化事業は、保育士資格を有しない保育補助者を雇い上げる事により、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るとともに、その保育補助者に対して保育士資格の取得を促し、保育人材の確保を行う事業です。

町内では、認可保育所16園、地域型保育施設3園で実施します。町は保育補助者雇上強化事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は県7/8、町1/8となっています。

#### 3. 保育士宿舎借り上げ支援事業 1,409万円

保育士宿舎借り上げ支援事業は、保育所等に採用されて5年以内の常勤保育士に対して、宿舎を借り上げるための費用の全部又は一部を支援することにより、就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備する事業です。

町内では、認可保育所等8園、地域型保育施設1園で実施します。町は保育士宿舎借り上げ支援事業を行う法人保育園などに対して補助金を交付して保育現場の充実を図ります。

※ 費用割合は国1/2、町1/4、事業者1/4となっています。

#### 4. 保育所等におけるICT化推進事業補助金 98万円

保育所等におけるICT化推進事業は、保育所等の保育士の業務において負担となっている書類作成等の業務について、ICT化を推進するための保育業務支援システムの導入に必要な費用の一部を補助することにより、保育士の業務負担軽減を図る事業です。

町内では、認可保育所1園で実施します。

※ 費用割合は国1/2、町1/4、事業者1/4となっています

#### 5. 保育環境改善等事業補助金(安全対策) 188万円

保育環境改善等事業(安全対策)は、安全対策として、主に0~2歳児の睡眠中の事故防止対

策に必要な機器の購入費を補助する事業で認可保育所3園で実施します。

また性被害防止のための設備・備品の購入等を行う事業を認可保育所、地域型保育施設で実施します。

※ 費用割合は国1/2、町1/4、事業者1/4となっています。



▲公園楽しいな♪



▲わ〜い♥

## 母子父子家庭医療費助成事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○母子父子家庭医療費助成事業

1,438万円

18歳未満の児童を扶養している母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成し母子父子家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

(但し、所得制限がありますので、医療費の助成を受ける場合は毎年現況届を提出し、受給資格者証の更新が必要です。)

※令和8年度より心身に中程度以上の障害がある児童は20歳になる月の末日まで対象になります。

#### 医療費助成の範囲

医療費の自己負担分から、一部負担金を控除した額が対象となります。

(但し、医療保険各法の規定による高額療養費及び附加給付、他の法律等で負担する分を控除した額となります。)

#### 一部負担金とは…

通院…1ヶ月1保険医療機関につき1,000円

※2分の1は県負担金

#### 主な経費

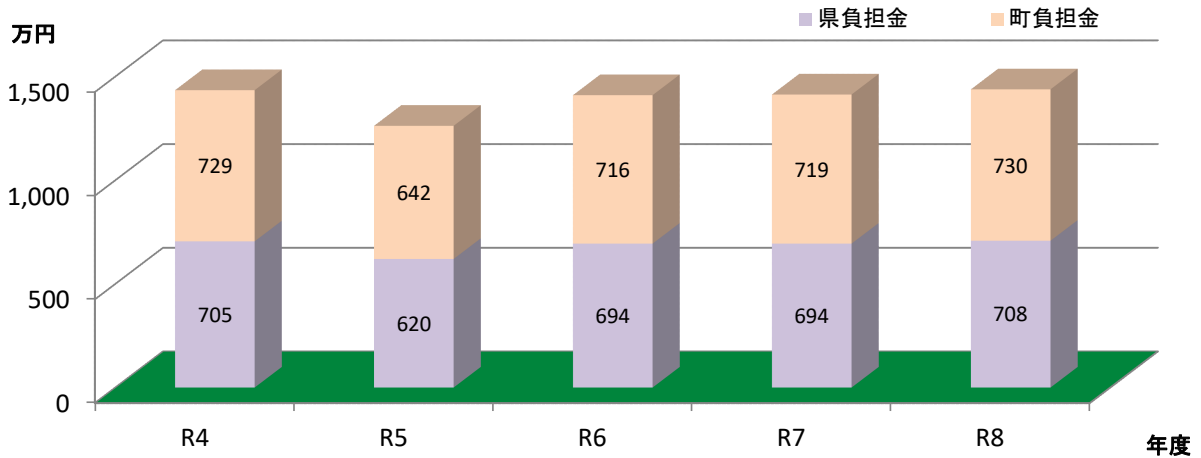
○自動償還に伴う事務手数料 22万円

○母子父子家庭医療費助成金 1,416万円

※母子父子家庭医療費助成金1,416万円のうち県が708万円を負担しています。

# 子ども・子育て支援の充実

母子父子家庭医療費助成事業年度別当初予算グラフ



## こども医療費助成事業

(担当部署: 民生部 こども課)

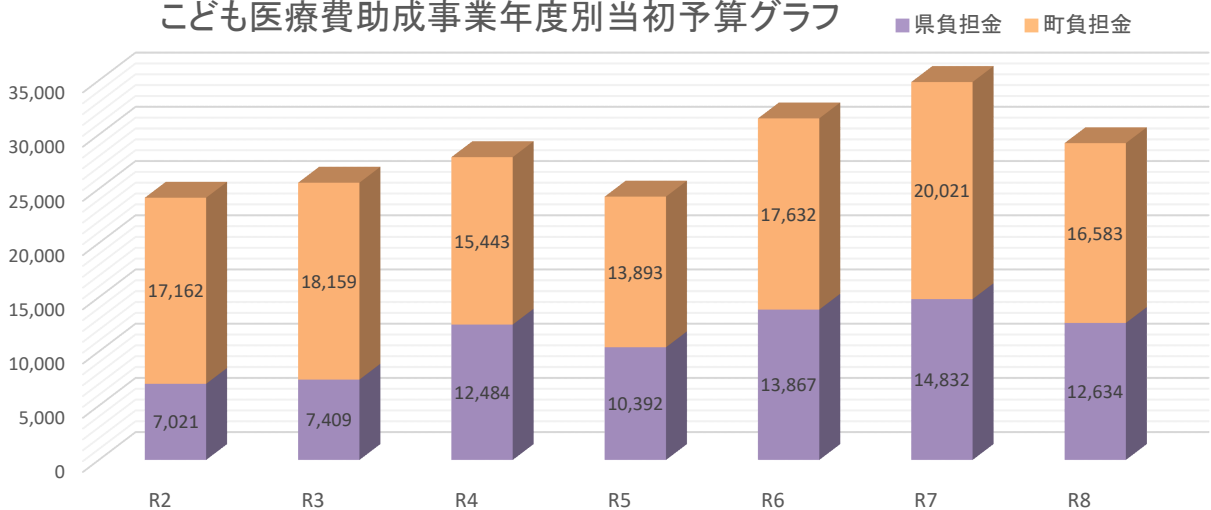
### ○こども医療費助成事業

2億9,217万円

こども達の健やかな成長に役立てるために、町内在住の高校生卒業年齢までのこどもに対し、医療費の助成を行います。なお、助成を受けるためには、「受給資格者証」の申請が必要です。

|        |              |
|--------|--------------|
| 助成対象年齢 | 0歳～高校生卒業年齢まで |
| 通院     | 全額助成         |
| 入院     | 全額助成         |

こども医療費助成事業年度別当初予算グラフ



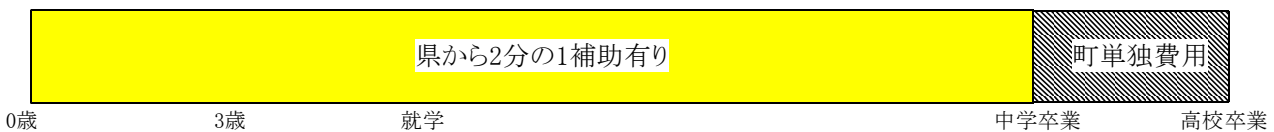
## 主な経費

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| ・受給資格者証等印刷製本費                | 2万円       |
| ・現物給付(窓口無料方式)及び自動償還に伴う事務手数料等 | 656万円     |
| ・こども医療費助成金                   | 2億8,559万円 |

※こども医療費助成金は県が1億2,634万円を負担しています。

0歳～中学卒業までのこども医療費助成金は、県から2分の1の補助有り。

高校生対象年齢者の医療費については、すべて町の単独費用。



## 子供の貧困緊急対策事業

(担当部署: 民生部 こども課)

7,059万円

### ○子供の貧困緊急対策事業

1. 町内に子ども等が利用する居場所を3カ所設置します。

- ・「子ども元気ROOM」 拠点型こどもの居場所
- ・「ママ笑ROOM」 若年妊産婦の居場所
- ・「ここROOM」 若者の居場所(令和7年度新設)

本町では、居場所事業を委託しており、「子ども元気ROOM」は不登校などの支援が必要な小学生を対象に、学習支援や生活支援を行っています。

「ママ笑ROOM」は20代前半ぐらいの若年妊産婦を対象に、生活支援や就労支援を行っています。

「ここROOM」は中学生や20代前後の若者を対象に、学習支援・就労支援を行っています。

3カ所の居場所を設置することにより、こどもから若者・若年妊産婦まで切れ目のない支援を実施することができます。

また、こども課に「子ども元気支援員」を4人配置し、支援を必要とするこどもや若者、若年妊産婦の状況把握を行うと共に、居場所や適切なサービスへ繋いだり見守りを行い、こどもや若者の孤立(貧困)対策事業に取り組んでいます。



▲子ども元気ROOMの様子

### 主な経費 (国庫補助有り)

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 子ども元気支援員報酬等          | 1,612万円 |
| 居場所3カ所の事業委託料         | 5,314万円 |
| その他(車両リース料、謝礼金、役務費等) | 133万円   |

# 子ども・子育て支援の充実

## 病児保育事業

(担当部署: 民生部 こども課)  
1,336万円

### ○病児保育事業

児童が病気の治療中又は回復期にあり、保護者が就労等のため自宅での保育が困難な場合に児童を病院・診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かる事業です。保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図ります。利用する場合は、事前に役場こども課又はわんぱくクリニックにて登録が必要です。



▲すやすやお休み☆

病児保育委託費 1,336万円

※費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

| 実施施設                            | 住所・電話番号                                          |
|---------------------------------|--------------------------------------------------|
| 小児科 わんぱくクリニック<br>「病児保育 わんぱくルーム」 | 字津嘉山1490番地<br>メディカルプラザつかざん2F<br>TEL:098-888-1234 |

はえばる 病児保育

検索



で検索をお願いします！

## 児童館運営事業・単独

(担当部署: 民生部 こども課)  
6,548万円

### ○児童館運営事業・単独

児童館は18歳未満の子どもを対象とし、健全な遊びを与え、その健康の増進及び情操を豊かにすることを目的とした施設です。町内には4つの児童館(北丘、兼城、本部、津嘉山)があり、管理運営は、12名(各児童館3名)の児童厚生員(補助員含む)が行います。児童厚生員は、様々な研修や県内各地の児童館と情報交換を行い、よりよい児童館づくりに努めています。

## ■ 児童館行事

### 1. 体験活動

北丘児童館:防災教室、絵画教室他

兼城児童館:国際交流活動、交通安全講話他

本部児童館:料理教室、手芸体験他

津嘉山児童館:けん玉検定、食育講座他

### 2. 館外活動等

自然観察、地域交流会、季節行事他



▲「北丘児童館 ランチタイム」

## ■ 主な経費

1. 職員報酬……2,559万円

2. 職員手当……980万円

3. 報償費等……82万円

体験活動の講師謝礼金等

4. 需用費……238万円

消耗品購入や光熱水費、設備の修繕等の経費

5. 役務費……72万円

利用児童がけがをした場合等の保険料や

水質検査、通信費

6. 委託料……534万円

警備委託、津嘉山児童館擁壁工事の設計委託費等

7. 使用料……21万円

AEDの賃貸借等にかかる経費

8. 工事請負費……2,019万円

北丘・本部児童館の照明LED化工事、津嘉山児童館の擁壁工事

9. 備品購入費……39万円

10. 負担金等……4万円



▲「津嘉山児童館 地域交流会」

# 子ども・子育て支援の充実

## 学童保育事業・補助

(担当部署: 民生部 こども課)

5億514万円

### ○学童保育事業・補助

#### 1. 学童クラブ補助金 5億246万円

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、一定の条件を満たした放課後児童健全育成事業を実施している学童クラブに対し、町から補助金を助成し、児童の健全な育成を図ることを目的とした事業です。学童クラブの運営に係る費用のほか、支援員の人件費の上乗せや障がい児の受入、送迎などの実施状況により、補助額が加算されます。

費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

#### 【学童クラブ別補助額一覧】

|    |                |         |    |               |         |
|----|----------------|---------|----|---------------|---------|
| 1  | みやび学童クラブ       | 1,771万円 | 17 | いこい学童クラブ      | 1,888万円 |
| 2  | よなは学童クラブ       | 1,581万円 | 18 | いこい第2学童クラブ    | 2,023万円 |
| 3  | よなは第2学童クラブ     | 1,565万円 | 19 | 翔南学童クラブ       | 1,782万円 |
| 4  | 北丘学童クラブ        | 1,498万円 | 20 | みつわ学童クラブ      | 1,969万円 |
| 5  | 学童クラブVI-VA     | 1,547万円 | 21 | 学童クラブうーまく家    | 1,657万円 |
| 6  | 学童クラブVI-VAぶらす  | 1,546万円 | 22 | 竹の子学童クラブ      | 1,531万円 |
| 7  | はなぞのアーチ学童      | 1,571万円 | 23 | 第二竹の子学童クラブ    | 1,784万円 |
| 8  | こもれば学童         | 2,069万円 | 24 | 津嘉山学童クラブ      | 1,581万円 |
| 9  | いろは学童クラブ       | 1,503万円 | 25 | 津嘉山うむさ学童クラブ   | 1,547万円 |
| 10 | みつば学童クラブ       | 1,519万円 | 26 | 津嘉山うむさ第2学童クラブ | 1,487万円 |
| 11 | キッズクラブ カナカナ    | 1,606万円 | 27 | 桃の木学童クラブ      | 1,782万円 |
| 12 | キッズクラブ Linkリンク | 1,608万円 | 28 | かなさ児童クラブ      | 1,799万円 |
| 13 | ドルチェ学童クラブ      | 1,499万円 | 29 | はるかぜ児童クラブ     | 1,604万円 |
| 14 | 第2ドルチェ学童クラブ    | 1,388万円 | 30 | マイフレンズはーと     | 1,612万円 |
| 15 | スマイリークラブ       | 1,954万円 |    |               |         |
| 16 | スマイリークラブ2      | 1,975万円 |    |               |         |

#### 【事業別補助額】

##### ●放課後児童健全育成事業(運営費補助) 2億8,081万円

一定の基準を満たす学童クラブへの運営に係る費用の補助

##### ●障害児受入推進事業 7,260万円

障がい児のいる学童クラブに専門知識等を有する支援員等を配置する為の人件費の補助。

##### ●放課後児童支援員等処遇改善事業5,982万円

支援員の処遇改善に取り組むとともに18時半を超えて学童保育事業を実施している学童クラブへの支援員の処遇改善に必要な費用の補助



## ●送迎支援事業 252万円

児童の安全・安心を確保するために実施している、車両送迎に必要な燃料費の補助

## ●運営支援事業(家賃補助) 2,610万円

保護者の利用料負担軽減及び、学童クラブ運営の安定化を図るため、民家やアパート等を借用して平成27年度以降に新たに開所した学童クラブの家賃の補助

## ●学童クラブ障害児受入強化推進事業 1,936万円

3人以上の障害児を受け入れる場合に、障害児の受け入れに必要となる専門知識等を有する支援員等を配置する為の person 費の補助

## ●放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 1,368万円

学童クラブで働く職員の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げる為の person 費の補助

## ●キャリアアップ処遇改善事業 2,757万円

学童クラブ職員の賃金改善に必要な経費の補助を行うことにより、経験等に応じた支援員の処遇改善を促進することを目的とした補助



## 2. 学童クラブICT化推進事業補助金 100万円

学童クラブにおいて、業務のICT化を行うためのシステム導入に要した初期費用の補助を行います。1クラブ(支援)につき、1回のみ活用できる補助で、新しくできた2クラブ分です。

費用は国・県・町でそれぞれ1/3ずつ負担しています。

## 3. 学童クラブ支援員等資質向上研修事業 168万円

学童クラブの職員が子ども達を見守るために必要な知識や技術の習得、課題や事例を共有するための研修を行うことにより、職員の資質の向上を図ります。

費用は国・町でそれぞれ1/2ずつ負担しています。

研修コース: 共通(新人・基礎・応用)、障がい児担当研修

研修内容: 児童クラブ環境整備、学童保育の目的と役割、安全対策等

# 子ども・子育て支援の充実

## 放課後児童の居場所づくり支援事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○放課後児童の居場所づくり支援事業

3,341万円

保護者の利用料負担軽減及び、学童クラブ運営の安定化を図るため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、民家やアパート等を借用して、平成26年度以前から運営を行っている学童クラブに対して一ヶ月281,000円を上限とする家賃補助や、学童クラブが、生活保護世帯及びひとり親家庭、非課税世帯に対し学童保育料を減免した金額の補助(利用児童一人につき保育料の半額補助(月額上限5,000円))を行います。

また、クラウドシステムを導入し、児童の入退所や職員の出退勤などのICT化を図ることで、更なる学童クラブ運営の安定を目指します。

#### 1. 学童クラブ家賃補助金 2,214万円

※補助対象 12支援クラブ

みやび学童クラブ、よなは学童クラブ、よなは第2学童クラブ、北丘学童クラブ、学童クラブVI-VA、学童クラブVI-VAぷらす、いろは児童クラブ、みつば児童クラブ、ドルチェ学童クラブ、第二ドルチェ学童クラブ、翔南学童クラブ、竹の子学童クラブ



#### 2. 学童クラブ保育料減免補助金 822万円

※補助対象 31支援クラブ(全学童クラブ)

学童保育料の半額(上限5,000円)の補助  $5,000円 \times 137人 \times 12ヶ月$

#### 3. 学童クラウドシステム委託料 305万円

学童クラブの質の向上及び運営の平準化を図り、安心して児童を預けられる環境を整えるために、児童の入退室所管理や施設情報及び業務報告等を行うことが出来るクラウドシステムを導入し、活用します。



## ファミリーサポートセンター事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○ファミリーサポートセンター事業

669万円

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助をしてほしい人(おねがい会員)と子育てのお手伝いができる人(サポート会員)が会員登録し、有償でお互い地域の中で助け合いながら子育てをする会員制の相互援助活動を行う事業です。会員の登録、講習会等の実施、サービスの実施など相互援助活動がスムーズに行われるよう様々なサポートを行うとともに、安心して子育てができるよう仲介・調整を行い、子育て世代の福祉の向上を図っています。

#### 【主な援助の内容】

- ①保育施設等の保育開始時間前や保育終了後の子どもを預かること
- ②保育施設等までの子どもの送迎を行うこと
- ③学童保育終了後に子どもを預かること
- ④子どもが軽度の病気の時に預かること
- ⑤冠婚葬祭又は行事等の時に子どもを預かること
- ⑥保護者の病気の時、急用がある時に子どもを預かること

主な経費 ファミリーサポートセンター事業委託料 669万円

※ 費用負担は国1/3、県1/3、町1/3となっています。



○令和8年3月末現在会員数

おねがい会員 350人、サポート会員 92人、どっちも会員 46人 合計 488人

★ファミリーサポートセンターについてのお問い合わせ 889-3327(町社会福祉協議会)

ファミサポ はえばる

検索

で検索をお願いします！

## 地域子育て支援拠点事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○地域子育て支援拠点事業

3,847万円

地域子育て支援拠点事業とは、保育所等の地域の身近な場所で、子育て家庭が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供・助言、子育てサークルなどへの支援や地域の保育需要に応じた支援を行う事業です。

主な経費

宮平保育所運営費 956万円

法人保育園補助金 2,891万円

(津嘉山保育園、かねぐすく保育園、よなは第2保育園)

※費用割合は国1/3、県1/3、町1/3となっています。



▲みんなでがんばるぞ〜♪

# 子ども・子育て支援の充実

## 児童手当事業

(担当部署: 民生部 子ども課)

14億910万円

### ○児童手当事業

高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方に対し、以下の金額を支給する制度です。

#### 【児童手当の額】

| 児童の年齢                       | 児童手当の額<br>(1人当たり月額) |
|-----------------------------|---------------------|
| 3歳未満<br>(第1子・第2子)           | 15,000円             |
| 3歳以上～<br>高校生年齢<br>(第1子・第2子) | 10,000円             |
| 全年齢<br>(第3子以降)              | 30,000円             |



#### 【費用負担内訳】

|    | 国庫負担金      | 県負担金      | 町負担       |
|----|------------|-----------|-----------|
| 割合 | 80%        | 10%       | 10%       |
| 金額 | 11億4,390万円 | 1億3,223万円 | 1億3,223万円 |

#### 【児童手当事業費】

消耗品費 1万円 印刷製本費 7万円

通信運搬費 64万円 児童手当費 14億838万円

## 認定こども園事業・補助

(担当部署: 民生部 子ども課)

1億2,486万円

### ○認定こども園事業・補助

認定こども園は、教育を必要とする満3歳から小学校就学前の児童(1号認定児童)と保護者が就労、病気や出産などを理由に保育を必要とする小学校就学前の児童(2号・3号認定児童※)を受入れ、幼児教育・保育を一体的に行う施設であり、幼稚園と保育所(園)の両方の良さを持った施設です。

南風原町内にはこれまで認定こども園はありませんでしたが、平成31年度より開邦幼稚園が私立幼稚園から認定こども園へ移行しました。令和3年度からは2歳児の受入れも開始しました。

認定こども園の運営は、保護者からの保育料及び国・県・南風原町からの補助を受けて行われています。

## 《主な経費》

施設型給付費(認定こども園運営費) 1億2,486万円

(財源内訳)

|       |         |
|-------|---------|
| 国庫支出金 | 5,428万円 |
| 県支出金  | 3,505万円 |
| 町負担   | 3,553万円 |

## 《対象施設》(以下は令和7年度実績です)

- ①開邦幼稚園(町内)
- ②光の子幼稚園(那覇市)
- ③ナザレ幼稚園(那覇市)
- ④聖マタイ幼稚園(豊見城市)
- ⑤ゴスペル幼稚園(糸満市)
- ⑥童夢認定こども園(那覇市)
- ⑦第2愛心こども園(那覇市)
- ⑧善隣幼稚園(西原町)
- ⑨津山幼稚園(糸満市)
- ⑩かぐらこども園(那覇市)

他 17園



▲植物を植えている様子

## 幼児教育・保育無償化事業

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○幼児教育・保育無償化事業

3,470万円

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる利用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市町村民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施します。

#### 【対象者】

- ・3歳児クラス～5歳児クラスのすべての子ども
- ・満3歳で幼稚園や認定こども園(教育認定)へ入園した子ども
- ・0歳児クラス～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子ども

#### 【対象範囲】

- ・保育所、認定こども園の保育料: 上限額なし(保育料全額無償化)
- ・幼稚園の保育料: 月額25,700円までの範囲で無償化
- ・認可外保育施設等の保育料: 0～2歳児クラス: 月額42,000円までの範囲で無償化  
3～5歳児クラス: 月額37,000円までの範囲で無償化



## 子ども・子育て支援の充実

・預かり保育料:月額上限11,300円までの範囲で無償化(日額450円)

### 【主な経費】

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| ・会計年度任用職員報酬(※期末手当、通勤手当等含む) | 655万円   |
| ・通信運搬費等(郵便などにかかる費用)        | 26万円    |
| ・子育てのための施設等利用給付費(※)        | 2,789万円 |

※上記の費用は、国1/2、県1/4、町1/4で負担しています。

## 乳児等通園支援事業

(担当部署:民生部 子ども課)

2,563万円

### ○乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業(「通称:子ども誰でも通園制度」とは、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に保育所等を利用することで、子どもの育ちを支える制度です。

子ども誰でも  
通園制度

|      |          |         |
|------|----------|---------|
| 主な経費 | 宮平保育所運営費 | 492万円   |
|      | 法人保育園給付費 | 2,071万円 |



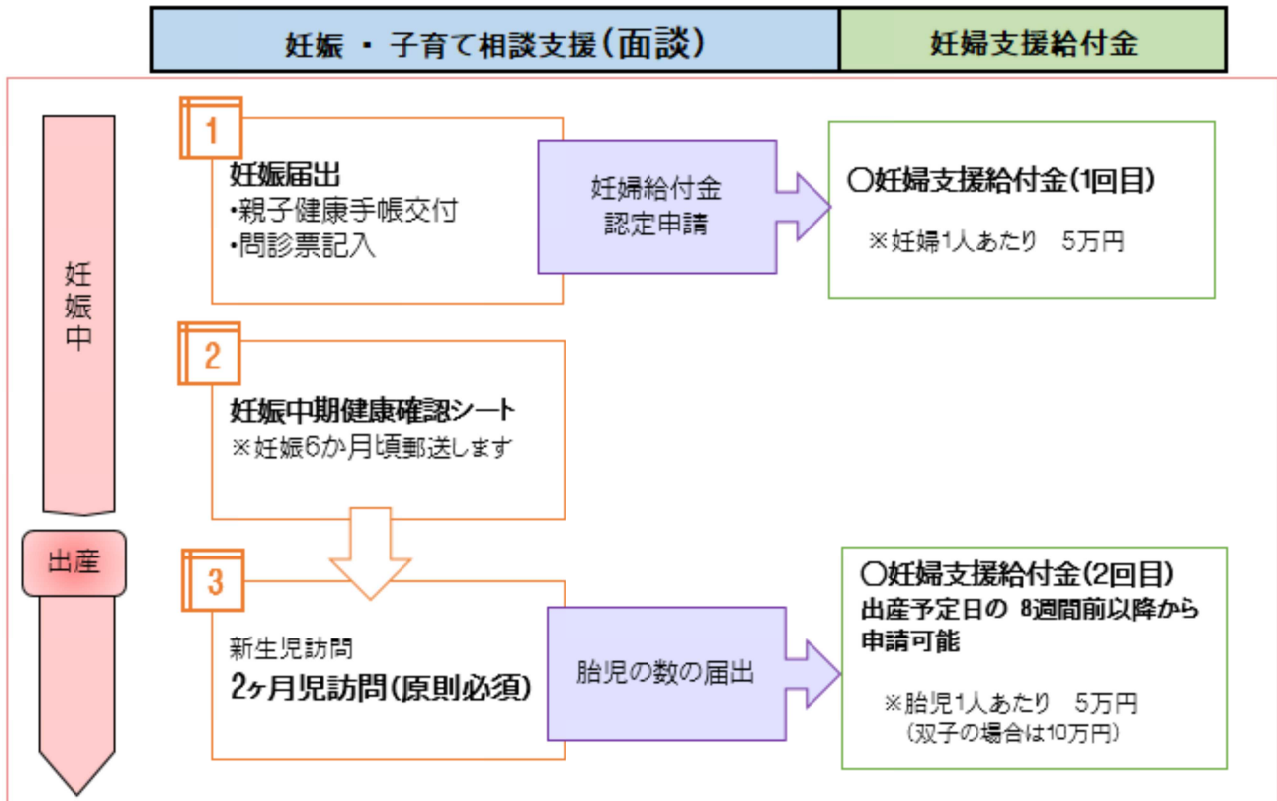
## 妊婦のための支援給付事業(妊婦等包括相談支援事業型)

(担当部署: 民生部 こども課)

### ○妊婦のための支援給付事業

7,511万円

妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」と児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)」を一体的に実施します。



### 主な経費

|             |         |
|-------------|---------|
| 妊婦のための支援給付金 | 6,000万円 |
| 会計年度任用職員報酬等 | 1,134万円 |
| その他の経費      | 377万円   |

# 子ども・子育て支援の充実

## こども家庭センター事業

(担当部署: 民生部 こども課)

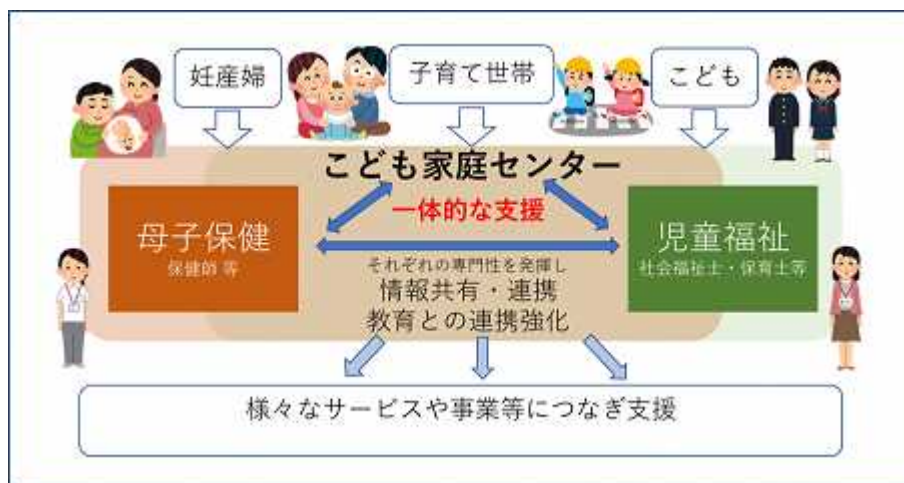
### ○こども家庭センター事業

2,510万円

こども家庭センター事業は、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的とします。

こども家庭センターは以下の業務を行います。

- (1) 全ての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務・・・児童相談・健診等の母子保健事業など
- (2) 支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務・・・母子支援申請の受付、サポートプランの策定など
- (3) 地域における体制づくり・・・地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握など
- (4) 要保護児童対策地域協議会の調整期間としての業務・・・児童虐待防止に関する協議会



主な経費 (国庫・県費補助有り)

- |                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ・家庭児童相談員報酬等                          | 1,730万円 |
| ・こども家庭センター設置のための<br>消耗品費・工事請負費・備品購入費 | 733万円   |
| ・ちむぐる館から庁舎への引越作業委託料                  | 47万円    |

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 包括的支援事業

(担当部署: 民生部 福祉課)

### ○包括的支援事業

5,003万円

#### 1. 地域包括支援センター 3,948万円

地域包括支援センターは、介護・保健・福祉の専門職がチームとなって、高齢者およびその家族からの相談や、高齢者の見守り、心身の状態にあわせた支援等を行う高齢者の総合的な相談支援の拠点です。

- 具体的には
- ① 高齢者に関する介護・保健・福祉・医療等の総合相談。
  - ② 高齢者虐待への対応、成年後見制度の利用促進、困難事例の対応等権利擁護に関する支援。
  - ③ 要支援1, 2と認定された方・基本チェックリスト該当者のケアプラン作成。
  - ④ 関係機関との調整や、ケアマネジャーの支援。
  - ⑤ 地域ケア会議の開催

#### 主な経費

|                    |         |
|--------------------|---------|
| 地域包括支援センター運営費      | 3,552万円 |
| 包括支援センターシステムに係る経費等 | 348万円   |
| 地域ケア会議講師謝礼金        | 48万円    |



#### 2. 在宅介護支援センター運営事業 1,051万円

在宅介護支援センターは、高齢者が住みなれた町で安心して暮らしていただけるように、介護・保健・福祉の相談などを行う身近な相談窓口です。

各種福祉サービスが利用できるように、地域包括支援センターと連携をとりながら「介護の予防」と「生活の支援」に重点を置いて支援を行います。

- 具体的には
- ① 自宅での介護に関する相談を行います。
  - ② 介護サービスを受ける為の利用手続きをお手伝いします。
  - ③ 保健・福祉・介護サービス等の紹介をします。
  - ④ 介護保険に該当しない方々への生活支援サービスを紹介します。
  - ⑤ 高齢者の生活状況を把握し課題の早期発見・解決の支援を行います。

#### 主な経費

|                                    |         |
|------------------------------------|---------|
| 在宅介護支援センター運営事業委託料<br>(町社会福祉協議会へ委託) | 1,051万円 |
|------------------------------------|---------|

#### 3. 地域包括ケア推進協議会 4万円

地域包括支援センターの適切な運営に関する事項等や福祉事業の円滑な推進のため推進協議会を設置しています。

#### 主な経費

|               |     |
|---------------|-----|
| 地域包括ケア推進委員謝礼金 | 4万円 |
|---------------|-----|

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 生活支援体制整備事業

(担当部署: 民生部 福祉課)

### ○生活支援体制整備事業

1,476万円

高齢者の生活支援サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いの体制づくりを推進することを目的に、生活支援サービスのコーディネート機能を担う生活支援コーディネーターの配置及び協議体を設置しています。

#### 1. 生活支援コーディネーターの配置 (町社会福祉協議会及び千尋会に委託)

生活支援コーディネーターは、町社会福祉協議会に2名、千尋会に1名配置し、民間企業やボランティア、自治会、社会福祉協議会等、地域の多様な社会資源を活用しながら取組みのコーディネート機能を担い、地域での一体的な活動を推進します。具体的に以下の業務を行います。

##### ①資源開発

- ・地域に不足する生活支援サービス、支援の創出
- ・サービスや生活支援の担い手の養成
- ・元気な高齢者が担い手として活動する場の確保等

##### ②ネットワーク構築・関係者間の情報共有

- ・関係者間の情報共有
- ・サービス提供主体間の連携体制づくり等

##### ③ニーズと取組のマッチング

- ・地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング等

#### 2. 協議体の設置

生活支援コーディネーターと協力しながら、多様な生活支援サービスの提供主体等と定期的な情報共有及び連携・協働による新たな生活支援サービスの創出を行うネットワークの場として「協議体」を運営します。

主な経費 生活支援コーディネーター委託料等 1,476万円

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 家族介護支援事業

(担当部署: 民生部 福祉課)

### ○家族介護支援事業

456万円

#### 1. 家族介護者等支援事業

##### ①家族介護者交流事業

介護が必要とされる高齢者や認知症の高齢者等を自宅で介護している家族の方々が、介護者どうしの交流や情報交換、レクリエーションを通して日頃の介護疲れを軽減し、心身のリフレッシュを図れるよう支援します。

実施内容 : 新年会、ピクニック、宿泊研修等の交流事業

対象者 : 高齢者等を在宅で介護している家族

##### ②家族介護教室

自宅で家族を介護している方等が、介護の方法や認知症の方への対応、保健福祉制度などについて学び、介護者の精神的・身体的負担の軽減を図ります。

実施内容 : 高齢者向け料理教室、認知症予防の大切さ等

対象者 : 高齢者等を介護している家族及び地域の支援者等

主な経費 家族介護者等支援事業委託料 40万円

ご相談はこちらまで 南風原町社会福祉協議会

場 所 総合保健福祉防災センター「ちむぐる館」内

電話番号 889-3213 ※ お気軽にご相談ください。

#### 2. 老人福祉医療助成金支給事業

自宅(入院含む)で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者に対し、健康保険などの保険外負担となっているおむつ代の助成をします。

主な経費 老人福祉医療助成金 350万円

老人福祉医療助成金振込通知 6万円

対象者 : 次の①～⑦の要件全てに該当する方が支給対象となります。

①65歳以上で、おむつ使用が6ヶ月以上継続している方

②介護保険施設に入所していない方

③南風原町に住民登録してから6ヶ月以上になる方

④生活保護等の他の制度でおむつ代の補填等を受けていない方

⑤南風原町の介護保険被保険者である方

⑥町県民税が非課税である方

⑦介護認定の認定調査票の「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する方(令和6年度から新規申請の方)

支給額 月額2,500円

## 障がい者(児)・高齢者支援の充実

### 3. 介護用品支給事業

自宅で高齢者を介護している家族の負担を軽減し要介護者の家庭生活の継続と向上を図るため介護用品を支給します。(介護保険第2号被保険者で特定疾病に該当する者を含みます)

主な経費 家族介護用品給付費 50万円

対象者：本町に住所があり、要介護4又は5に相当し、町民税非課税世帯で自宅に住む高齢者などを介護している家族。(入院中は給付を受けることができません)

給付の方法：町に申請して給付券を受取り、町が指定した薬局で給付券を提示し必要な用品と交換します。

給付額：1人あたり年額10万円(上限)

用品の種類：紙おむつ、尿とりパット、消臭剤等

### 4. 南風原町介護者の会(にじの会)補助金

にじの会は、在宅で家族を介護している方等が会員となって組織する当事者団体です。

会員相互の交流をはじめ、介護に関する情報交換及び福祉制度・サービスに関する学習会等をとおして介護者の心身リフレッシュや介護負担の軽減を図ることで「よりよい介護」を目指した様々な事業・活動を実施しています。

主な経費 南風原町介護者の会(にじの会)補助金 10万円

## 認知症施策推進事業

(担当部署:民生部 福祉課)

### ○認知症施策推進事業

817万円

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症の症状の変化に応じ、すべての機関を通じて必要な医療・介護などが連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制を構築することを目的に事業を推進します。

#### 1. 認知症地域支援推進員の配置 793万円

地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図る為の取り組みを推進するための、中心的な役割として認知症地域支援推進員2名の配置を行います。具体的には以下の業務を行います

- ①認知症の方やその家族を支援する相談や関わり方の指導
- ②認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ③認知症の容態に応じた適時適切な医療・介護等の連携支援

主な経費 看護師嘱託員報酬等(認知症地域支援推進員) 793万円

## 障がい者(児)・高齢者支援の充実

### 2. 認知症初期集中支援チームの設置 10万円

専門医・専門職で構成するチームで、認知症の方やその家族に早期に関わり、認知症の早期診断・対応に向けて支援を行う事業です。

主な経費 認知症初期集中支援チーム等謝礼金 10万円

### 3. 認知症カフェ 14万円

認知症の方や家族、地域住民が認知症について学び、交流する場を作ります。

主な経費 講師謝礼金等 14万円

## 介護予防事業

(担当部署:民生部 福祉課)

### ○介護予防事業

5,083万円

#### 1. リハビリテーション専門職謝礼金 57万円

地域における介護予防の取組みを機能強化し、要介護状態になっても生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指し、高齢者の自立支援に対する取組みを推進します。

主な経費 リハビリテーション専門職謝礼金 57万円

#### 2. 運動機能向上事業 講師謝礼金 394万円

##### ①訪問型事業(元気アップ事業)、サービス活動C通所型(ちゃーがんじゅう教室)

リハビリテーション等の専門職が、要介護状態及び要支援状態になるおそれのある高齢者の居宅を訪問したり、サービス活動C通所型(ちゃーがんじゅう教室)へリハビリテーション等の専門職を派遣し必要な相談・指導を実施することにより、要介護状態等になることを予防し自立した生活を送れるよう支援します。

主な経費 運動機能向上事業講師謝礼金 298万円

##### ②一般介護予防事業 地区公民館(体操教室)

運動習慣を身につけ、筋力柔軟性の向上を図ることで要介護状態となることを予防するため、月2回運動指導士等を派遣して指導しています。

主な経費 運動機能向上事業講師謝礼金 96万円



▲字公民館での体操教室の様子

## 障がい者(児)・高齢者支援の充実

### 3. 操体事業 講師謝礼金 24万円

介護予防を目的とした健康体操の一つとして、操体法の講師を派遣して指導しています。

主な経費 操体事業講師謝礼金 24万円

実施場所 町総合保健福祉防災センター(毎月第2・第4水曜日)(自主活動・各週)  
津嘉山地域振興資料館(毎月第2・第4水曜日)(自主活動・各週)

### 4. 一般高齢介護予防通所事業(地域型) 1,947万円

地域の公民館・集会所・ちむぐる館(中央型)を拠点にして健康チェック・レクリエーション・介護予防運動・趣味活動(グラウンドゴルフ、健康講話、手工芸など)を提供し、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加を促進し、社会的孤立感の解消や自立した生活の支援を行います。

主な経費 一般高齢介護予防通所事業委託料 1,947万円  
18の自治会で実施しています。

実施施設 : 各自治公民館・集会所、ちむぐる館



地域ミニデイのようす(喜屋武)



中央型ミニデイのようす(ちむぐる館)

### 5. 介護予防・生活支援サービス事業サービス活動C通所型(ちゃーがんにゅう教室) 275万円

介護予防・生活支援サービス事業は、要支援1・2及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に対し、個々に合わせたプログラムを作成し、理学療法士、歯科衛生士、栄養士等の専門員による指導を実施します。

ちゃーがんにゅう教室(通年)

委託料 275万円



▲サービス活動C通所型(ちゃーがんにゅう教室)「NB沖縄」

## 障がい者(児)・高齢者支援の充実

### 6. 食の自立支援サービス事業(配食サービス) 249万円

自宅で生活する高齢者が健康で自立した生活を送ることができるために、栄養バランスのとれた食事を届け、高齢者の食生活の確保と健康の維持を図ると共に、安全の確認をするなど生活の支援を行います。

主な経費 食の自立支援サービス事業委託料 249万円

対象者 : おおむね65歳以上の単身高齢者、高齢者のみの世帯やこれに準ずる世帯の高齢者等かつ調理が困難な方で支援が必要だと認めた方。

内容 : 月曜から金曜、昼食、夕食で必要な範囲で決定。(年末年始除く)

利用料 : 1食 300円

### 7. 総合事業プラン作成委託料 306万円

要支援1・2及び基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントします。

主な経費 総合事業プラン作成委託料 306万円

### 8. 一般介護予防事業 シニア運動習慣推進事業 497万円

一般介護予防事業は、高齢者が気軽に運動習慣を身につけることで、運動機能の維持向上を図り、介護予防を意識した取組ができるよう、高齢者個人の能力をアセスメントし、高齢者自身による運動習慣の確立を支援します。

シニア運動習慣推進事業補助金 362万円

シニア運動習慣推進事業委託料 135万円

### 9. その他、介護予防事業 1,334万円

介護予防事業実施をスムーズに行うため看護師、理学療法士を配置し各種介護予防事業を実施していきます。

主な経費 介護予防事業看護師・理学療法士報酬等 1,291万円

その他需用費・役務費・使用料等 43万円

## 介護保険運営事業

(担当部署: 民生部 福祉課)

### ○介護保険運営事業

4億6,355万円

南風原町の介護保険は、「沖縄県介護保険広域連合」に加入し運営されています。介護保険広域連合が安定的に運営されるよう、介護給付費及び予防給付費に要する費用の12.5%に相当する額を介護保険広域連合に支出しています。

主な経費

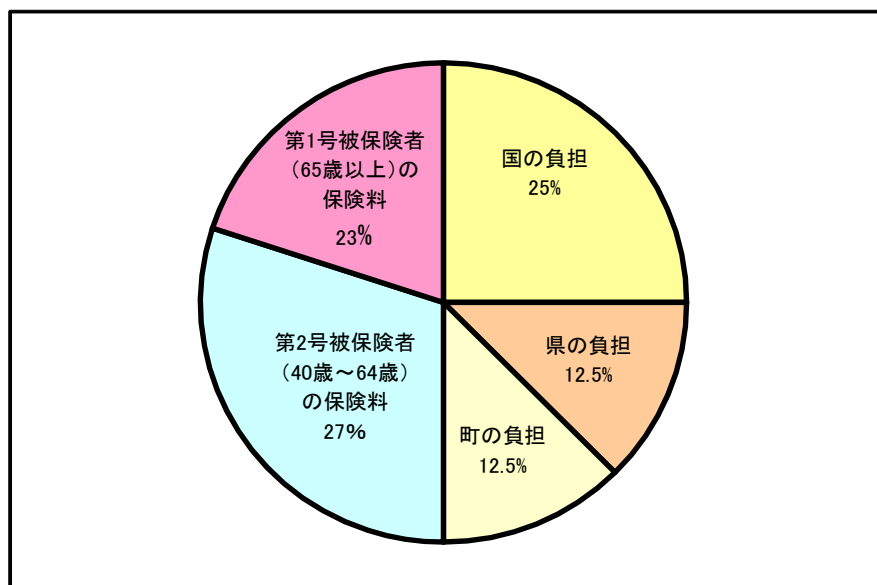
|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 沖縄県介護保険広域連合負担金                      | 4億5,381万円 |
| ・一般会計にかかる予算                         | 8,688万円   |
| ・特別会計にかかる予算                         | 3億6,693万円 |
| (介護保険給付費等 3億3,881万円、予防給付費等 2,812万円) |           |
| 窓口受付業務会計年度任用職員・その他の経費               | 974万円     |



【沖縄県介護保険広域連合】 <http://www.okinawa-kouiki.jp/index.html>

広域連合では、29市町村が一つの大きな組織を作ることによって、介護保険財政を安定させ、介護サービスの平準化を図っていきます。また、構成市町村の英知を結集して、保険料やサービスの適正化をはじめ、離島などサービス基盤の不十分な地域への対策など、諸課題の解決に取り組むことによって、効率的で質の高い事業の実施を目指しています。

介護保険料は3年ごとに見直しを行ない、第9期事業計画(令和6年度から令和8年度まで)は所得に応じて、16段階の保険料を設定しています。



介護保険の負担割合グラフ(保険料50%、公費50%)

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の年間保険料(R6~R8)

| 段階    | 対象者       |                                          | 保険料年額                                                                |         |
|-------|-----------|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|---------|
| 第1段階  | 本人が住民税非課税 | 世帯全員が住民税非課税                              | ●生活保護を受けている方<br>●世帯全員が住民税非課税者で、本人が老齢福祉年金受給者または前年の課税年金収入等の合計が80万円以下の方 | 23,697円 |
| 第2段階  |           |                                          | ●世帯全員が住民税非課税者で、本人の前年課税年金収入等の合計が80万円を超え120万円以下の方                      | 40,326円 |
| 第3段階  |           |                                          | ●世帯全員が住民税非課税者で、本人の前年課税年金収入等の合計が120万円を超える方                            | 56,956円 |
| 第4段階  |           | 世帯に住民税課税者がいる                             | ●本人が住民税非課税者(世帯に住民税課税者がいる)で、前年の課税年金収入等の合計が80万円以下の方                    | 74,833円 |
| 第5段階  |           |                                          | ●本人が住民税非課税者(世帯に住民税課税者がいる)で、前年の課税年金収入等の合計が80万円を超える方                   | 83,148円 |
| 第6段階  | 本人が住民税課税  | ●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方          | 99,777円                                                              |         |
| 第7段階  |           | ●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方   | 108,092円                                                             |         |
| 第8段階  |           | ●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方   | 124,722円                                                             |         |
| 第9段階  |           | ●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方   | 141,351円                                                             |         |
| 第10段階 |           | ●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方   | 157,981円                                                             |         |
| 第11段階 |           | ●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方   | 174,610円                                                             |         |
| 第12段階 |           | ●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方   | 191,240円                                                             |         |
| 第13段階 |           | ●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上820万円未満の方   | 199,555円                                                             |         |
| 第14段階 |           | ●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が820万円以上920万円未満の方   | 216,184円                                                             |         |
| 第15段階 |           | ●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が920万円以上1,020万円未満の方 | 232,814円                                                             |         |
| 第16段階 |           | ●本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が1,020万円以上の方        | 249,444円                                                             |         |

## 高齢者地域支援体制整備・評価事業

(担当部署:民生部 福祉課)

### ○高齢者地域支援体制整備・評価事業

978万円

#### 1. 軽度生活援助事業 103万円

この事業は、日常生活をしていくことに支障がある高齢者世帯に対して、家事をするホームヘルパー(お手伝い)を派遣し、高齢者の健康の維持や生活の安定を目的とします。65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない方が対象です。費用は1時間当たり120円で利用できます。

主な経費 軽度生活援助事業委託料 103万円

サービスの内容

- ①食事の準備、片付け
- ②ふとんなどの日干しや衣類の洗濯、出し入れ
- ③家の中の掃除
- ④買い物支援



#### 2. ふれあいコールサービス事業 53万円

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などへ定期的に電話をかける事で、健康状態の確認や心のふれあいを図ります。週3回利用することができ個人負担はありません。

主な経費 ふれあいコールサービス事業委託料 53万円

#### 3. 福祉電話設置事業 2万円

福祉電話は所得の低い1人暮らし高齢者又は高齢者世帯で、緊急連絡手段の確保が必要な方が対象となります。基本料金・通話料は本人負担となります。

主な経費 福祉電話設置費 2万円

#### 4. 外出支援サービス事業 535万円

- ① 町に住所を有するおおむね65歳以上の在宅高齢者で、一般の交通機関を利用する事が困難な方に対し、リフト付きワゴン車で自宅と医療機関等の送迎を行います。

利用料 : 無料

利用時間 : 月～金曜日の午前9時から午後5時(祝日・年末年始は休み)

利用範囲 : 町内及び隣接する市町村

- ② 高齢者の方で歩行に不安があるために、自分で「一般高齢介護予防通所事業」の提供場所(地域公民館・集会所)まで歩くことが困難で、家族などの援助が困難な方の送迎を行います。(利用料は無料です)

主な経費 外出支援サービス事業委託料 535万円(町社会福祉協議会へ委託)

## 障がい者(児)・高齢者支援の充実

### 5. 高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業 231万円

買物、通院等の外出の際に、経済面などでタクシー利用を控えている高齢者で家族等の支援が得られない方など、在宅の高齢者及び高齢者のみ世帯へタクシー利用券を交付します。タクシー利用料金の一部を助成することにより、経済的負担の軽減、日常生活の利便性向上、自立した生活を支援します。

#### ■対象者

- ①本町に在住し、かつ住民登録のある方
- ②70歳以上の方(介護保険施設、高齢者向け施設入所者を除く)のみで構成される世帯に属していること
- ③世帯全員が町民税非課税であること
- ④世帯内に自家用自動車を所有している者がいないこと
- ⑤町内に自家用自動車を所有する協力的な親族等がいないこと

#### 主な経費

|               |       |
|---------------|-------|
| タクシー利用券印刷費    | 5万円   |
| タクシー会社委託料     | 216万円 |
| 外出支援システム保守委託料 | 10万円  |



### 6. 高齢者日常生活用具給付事業 54万円

日常生活用具を必要とする高齢者に、給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図り、自立支援や介護予防を促進することを目的としています。対象者は、介護保険サービス対象となっていない方で特に必要性がある方となります。

#### 主な経費

|            |      |
|------------|------|
| 日常生活用具給付事業 | 54万円 |
|------------|------|

#### ○給付及び貸与できる用具

歩行支援用具(手すり、スロープ等)、腰掛便座(ポータブルといれ等)、入浴補助用具(シヤワ用椅子等)、電磁調理器、火災警報器、自動消火器などがあります。

※1割負担で購入できますが、所得に応じた負担や支給額には限度があります。

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 重度心身障がい者(児)医療費助成事業

(担当部署: 民生部 福祉課)

### ○重度心身障がい者(児)医療費助成事業

6,038万円

心身に重度の障害のある方の医療費の自己負担額分(保険適用外診療や高額療養費、付加給付、食事療養費は除く)に対し、助成を行います。

#### 主な経費

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 重度心身障がい者(児)医療費助成金 | 5,987万円 |
| 事務委託料等            | 48万円    |
| 印刷製本費             | 3万円     |

#### 【 医療費助成対象者 】

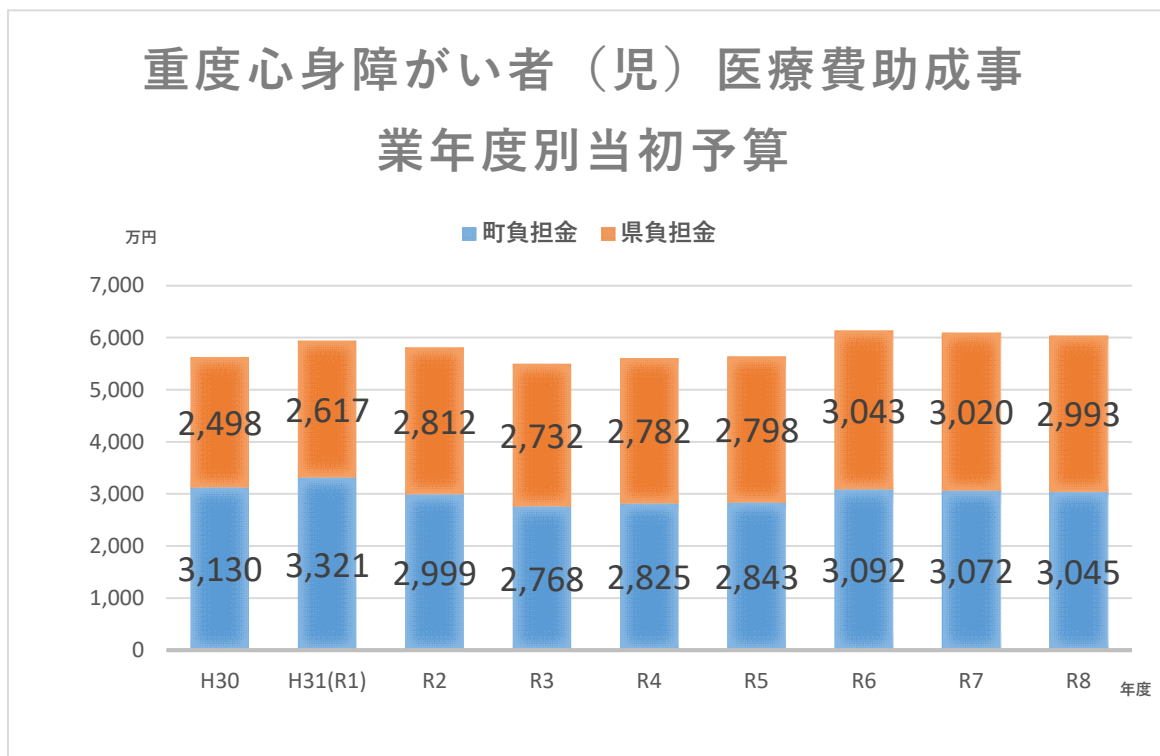
医療保険に加入している方で障害の程度が次のいずれかに該当する方

1. 身体障害者手帳1級または2級の方
2. 療育手帳A1またはA2の方
3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の方
4. 療育手帳B1かつ特別児童扶養手当1級の支給を受けている方
5. 療育手帳B1かつ障害年金1級を受給している方

※療育手帳は沖縄県が交付しているものに限りです。

※受給には資格認定申請が必要です。

また所得による制限があり、毎年所得審査を行います。



# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 自立支援医療費事業

(担当部署: 民生部 福祉課)

### ○自立支援医療費事業

6,514万円

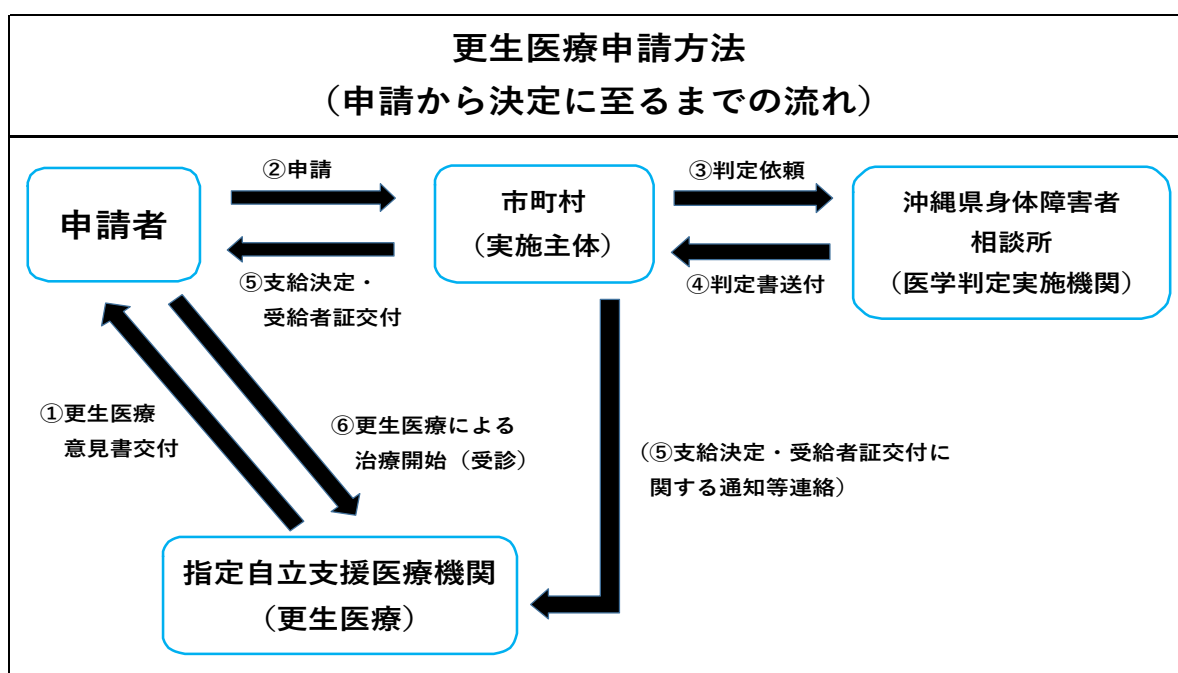
#### 1. 更生医療給付事業 5,572万円

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の方で、その障がいを軽減・除去し、日常生活能力や職業能力の回復向上をはかるために必要な医療(医療に要する費用)が必要とされた場合に、更生医療費の給付(支給)を行います。

なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。

#### 【公費負担の内容】

角膜手術、関節形成手術、外耳形成手術、心臓手術(ペースメーカー埋込み手術等)人工透析療法、じん臓移植術、肝臓移植術後の抗免疫療法、抗HIV療法など



#### 2. 育成医療給付事業 191万円

医療を行わないと将来障がいを残すと認められる疾患がある児童(18歳未満)で、その身体障がいを軽減・除去する手術等の治療によって確実に効果が期待できる児童に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

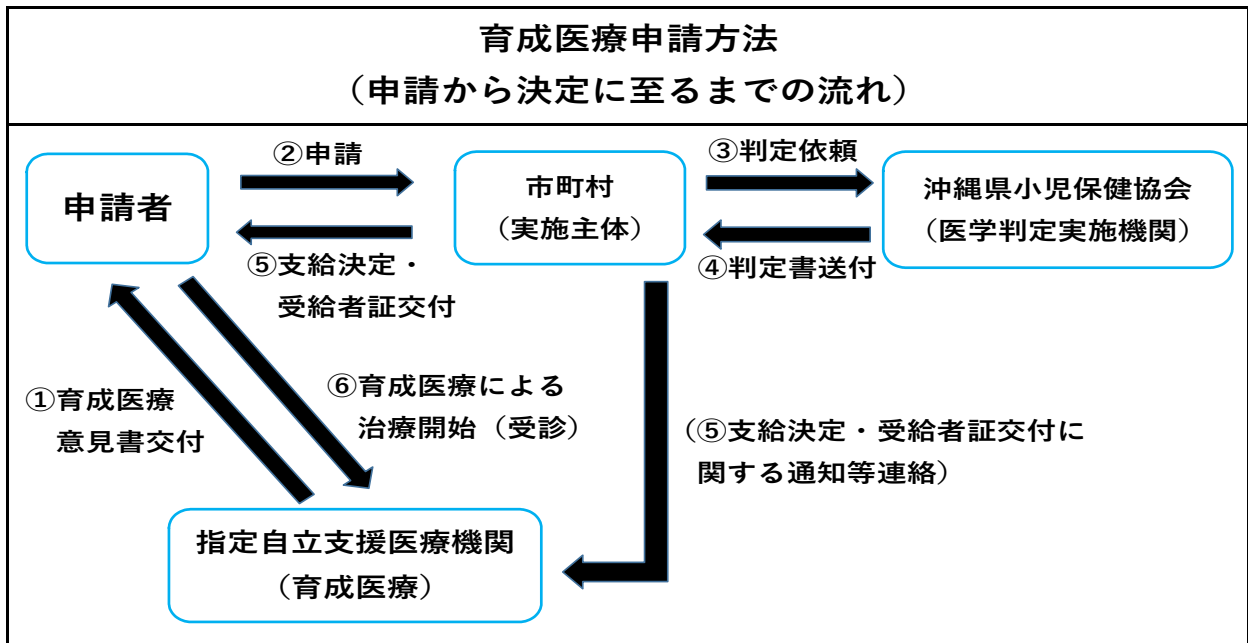
#### ※対象となる障がいと標準的な治療の例

- ・股関節脱臼・耳奇形・口蓋裂等⇒形成術
- ・唇顎口蓋裂の手術以外に歯科矯正が必要な場合
- ・心臓手術、人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む)
- ・小腸機能障害⇒中心静脈栄養法
- ・HIVによる免疫機能障害の抗HIV療法、免疫調節療法等
- ・その他の先天性内臓障害等の外科手術等

なお、世帯の所得に応じ自己負担があります。



# 障がい者(児)・高齢者支援の充実



### 3. 療養介護医療給付事業 737万円

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関(施設)での医療にかかる給付を行う事業です。

### 4. 自立支援医療費審査事務手数料 14万円



## 市町村地域生活支援事業

(担当部署: 民生部 福祉課)

### ○市町村地域生活支援事業

7,503万円

障がい者及び障がい児(以下「障がい者等」とする。)が自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施し、障がい者等の福祉増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず町民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的に実施しています。

#### 1. 意思疎通支援事業 639万円

##### ①手話通訳設置事業

意思疎通を図ることに支障のある聴覚障がい者等の支援を目的に手話通訳者を配置し庁舎内での支援や外出先での手話通訳者派遣支援の調整を行っています。

(主な経費) 手話通訳士会計年度任用職員報酬等 404万円

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## ②手話・要約筆記奉仕員派遣事業

聴覚障がい者の要望に応じて、通院や学校行事(三者面談、家庭訪問など)、会議や講演会などへの手話・要約筆記奉仕員の派遣(斡旋)をします。また、時間外及び休日の緊急時派遣は委託にて実施しています。

(主な経費) 手話・要約筆記奉仕員派遣報償費等 96万円  
時間外緊急コミュニケーション支援事業委託料 53万円  
遠隔手話通訳に係る経費 27万円  
頸肩腕症検診料 3万円

## ③手話奉仕員養成講座 56万円

聴覚障がい者への初歩的なコミュニケーション方法を学習すると共に、聴覚障がい者の社会参加を支援する手話奉仕員の養成講座です。南城市、八重瀬町との共同開催で実施します。

## 2. 相談支援事業 3,152万円

### ①障害者支援相談事業委託料 2,290万円

地域の障がい者等の福祉に関するいろいろな問題について障がい者等や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うため支援相談員を配置します。町社協へ委託して事業を実施します。

### ②基幹相談支援センター設置事業 862万円

町社協に委託する障害者支援相談事業における支援相談員への指導助言・人材育成、権利擁護及び虐待防止体制の支援等を行うため基幹相談支援員を配置します。また、町社協、地域包括支援センター、児童福祉等相談員(こども課)及び各機関と連携し総合的な相談支援体制づくりに取り組んでいきます。

## 3. 南風原町障がい者自立支援協議会等 12万円

地域の相談支援をはじめとする、地域の障がい福祉に関する協議をします。

※障がい者等の自立した地域生活を支援するための方策や、処遇困難な障がい者等への支援の方策等を協議します。

## 4. 障がい者虐待防止に係る経費 54万円

(主な経費) 障がい者虐待対応専門職会謝礼金 6万円  
虐待防止等研修講師謝礼金 1万円  
障がい者虐待緊急一時保護委託料 46万円  
医師意見書作成手数料 1万円

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

5. 成年後見制度利用支援事業費 149万円  
障害等により、物事を判断する能力が十分でない方に対して、本人の権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。
6. 日常生活用具給付等事業 1,125万円  
障がい者等に対して日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付をします。  
(主な用具) ストマ、紙おむつ、吸引・吸入器、  
視覚障がい者用体温計・血圧計、聴覚障がい者用情報通信機器(FAX)
7. 移動支援事業 391万円  
屋外の移動に困難がある障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促すために、外出支援を行う事業です。  
(主な経費) 移動支援事業費 388万円  
地域生活支援事業支払委託料 3万円
8. 地域活動支援センター機能強化事業 500万円  
地域で生活する障がい者等が、憩いと利用者間の交流の場として利用する場所です。また、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進など便宜を図り、機能訓練・社会適応訓練の活性化を目的とする事業です。
9. 重度障がい者等就労支援特別事業 349万円  
重度障がい者等(重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用する者)が就労するために必要な支援体制を雇用施策と連携し、構築した上で現行の障害福祉サービスにおいて「経済活動」を理由に、サービスの利用ができない時間がある方に対して、就労するにあたり必要な身体介護等を提供します。
10. その他の地域生活支援事業 1,132万円
  - ①日中一時支援事業 143万円  
障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を支援することを目的とする事業です。
  - ②社会参加支援事業
    - イ. 声の広報等発行事業 54万円  
文字による情報入手が困難な障がい者等のために、声での訳などの方法を使って、町の広報や障がい者が地域生活をする上で、必要度の高い情報などを定期的に提供します。町のホームページでも声の広報を掲載しています。
    - ロ. レクリエーション活動支援事業 23万円

## 障がい者(児)・高齢者支援の充実

障がい者等が、個々の能力や適性に応じて自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようスポーツ教室を開催しています。

ハ. 自動車運転免許取得・改造助成金 20万円

③福祉機器リサイクル事業委託料 42万円

不用になった福祉機器を譲り受け修理し、必要とする方へ貸し出しを行っています。

町社協へ委託して事業を実施します。

(対象用具) ・特殊ベッド《介護ベッド》 ・シャワーチェアー ・車椅子等

④障害福祉啓発活動に係る経費 3万円

⑤障害支援区分認定調査等事業

障がい者の介護の必要度を認定するための調査を行います。区分の認定には障害支援区分認定審査会の審査を必要としますので、2カ月程度の期間を要します。

(主な経費) 区分認定調査員報酬等 773万円

主治医意見書作成手数料 74万円



# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 介護給付・訓練等給付事業

(担当部署:民生部 福祉課)

### ○介護給付・訓練等給付事業

22億146万円

心身に障がいや難病等がある方に、障がいの程度や介護の必要度、また身の周りの状況等によって、生活を支えるための様々なサービス等を提供します。

#### 1. 障害福祉サービス(障がい者を対象) 14億4,247万円

##### ①居宅介護

障がいのある方で、日常生活に対する支援が必要な方に対して入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、掃除等の家事援助を訪問介護員(ホームヘルパー)が行います。

##### ②重度訪問介護

重度の障がいや常時介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。

##### ③同行援護

視覚障がいの為、移動に著しい困難を有する障がい者と同行し、余暇活動等の外出時に移動に必要な情報の提供をするとともに、排せつ、食事等の必要な支援を行います。

##### ④行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等であって、常時介護を必要とする方が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中の介護、排せつ等の必要な援助を行います。

##### ⑤療養介護

医療機関(施設)において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話等必要な医療を要する方に健康の維持及び療育支援を行います。

##### ⑥生活介護

常時介護を必要とする障がい者で、主として日中、支援施設等において入浴、排せつ、食事等の日中介護を行い、創作活動又は、生産活動の機会を提供します。

##### ⑦短期入所

介護を行う家族等が、疾病等の理由により、一時的に介護が出来なくなった場合等に障がい者(児)を施設で預かり、必要な支援を行います。

## 障がい者(児)・高齢者支援の充実

### ⑧施設入所支援

施設に入所している障がい者等に対して、主として夜間に入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

### ⑨自立訓練《生活訓練》

食事や家事等の日常生活向上のための支援や相談を行い、地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等の安定を図ると共に障がい者等の生活の安定を図ります。

### ⑩自立訓練《機能訓練》

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障がいのある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。

### ⑪就労移行支援

就労を希望する障がい者等に対して、一定期間にわたり職業訓練等を通じて、一般就労に必要な知識、能力向上のための訓練を行います。

### ⑫就労継続支援《A型・B型》

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者等において施設へ通所することによって就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対しては一般就労等への移行に向けて支援を行います。

### ⑬就労選択支援

就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、アセスメントを活用し本人の希望、就労能力や適正等に合った選択の支援を行います。

### ⑭共同生活援助

障がい等を持った方が、生活援助体制を備えたアパート等において共同生活による自立した生活が送れるよう支援します。

### ⑮計画相談支援給付

指定特定相談支援事業所が、障害福祉サービスの利用調整や計画的な利用を支援するために作成するサービス等利用計画やモニタリング報告書を基に町は利用者の意向に沿った福祉サービスを決定し支援します。

### ⑯高額障害福祉サービス費

障害福祉サービス、障害児通所(又は入所)支援、補装具等のサービスを併用して利用した際に、一月の自己負担額が法定の利用者負担額を超えた場合に高額障害福祉サービス費として支給されます。

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 2. 障害福祉サービス(障がい児を対象) 7億4,444万円

### ①児童発達支援

療育が必要な未就学児に対して、個別に集団療育を行い、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練等、個々の特性にあった支援を行います。

### ②放課後等デイサービス

療育が必要な就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行います。

### ③保育所等訪問支援

保育所等に通う障害のある児童について、通い先の施設等を訪問し、障害のある児童及び保育所等の支援者に対し、集団生活に適応するための支援方法等の指導・助言を行います。

### ④障害児相談支援給付

障害児通所支援の支給決定を受けた方に対して、指定障害児相談支援事業所が福祉サービスの利用調整や計画的な利用を支援する障害児支援利用計画やモニタリング報告書を作成します。町は障害児支援利用計画を基に利用者の意向に沿った支給決定をします。

### ⑤高額障害児通所給付費

障害福祉サービス、障害児通所(又は入所)支援、補装具等のサービスを併用して利用した際に、一月の自己負担額が法定の利用者負担額を超えた場合に高額障害福祉サービス費として支給されます。

## 3. 補装具給付費 1,026万円

身体に障がいのある方(児童含む)が日常での生活を向上させるために失われた身体の機能を補うための福祉用具の給付や修理を行います。障がいの内容や程度に応じて、補装具の支給、修理を行います。本人の体に合うよう、オーダーメイドが可能な補装具もあります。

(補装具の例) 義手、義足、義眼、車いす、電動車いす、座位保持装置、補聴器、盲人安全杖、歩行器、重度障害者用意思伝達装置、短下肢装具等

## 4. 委託料 337万円

障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費の支払いに係る審査事務等に要する処理委託料です。

## 5. 使用料及び賃借料、償還金 92万円

障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費の請求に係る二次審査事務を支援することを目的とした総合支援ソフトの使用料及び賃借料です。

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 敬老会事業

(担当部署: 民生部 福祉課)

### ○敬老会事業

79万円

町内に在住する75歳以上の高齢者を対象に敬老会を開催し、長寿のお祝いをします。敬老会では琉球舞踊や民謡などの余興で長寿を祝っています。

主な経費

敬老会余興謝礼金 20万円 敬老会司会謝礼金 5万円 敬老会飲食代等 54万円



令和7年度の敬老会(南風原町文化協会芸能部余興)

# 障がい者(児)・高齢者支援の充実

## 高齢者慶祝記念品支給事業

(担当部署:民生部 福祉課)

### ○高齢者慶祝記念品支給事業

163万円

高齢者の長寿を祝い、長年にわたり社会に貢献してきた功績に感謝し、記念品等を贈ります。トーチ(88歳)の方に記念品を贈呈し、カジマヤー(97歳)、新百歳になられた方に祝状を贈呈します。

|      |                 |       |
|------|-----------------|-------|
| 主な経費 | 高齢者慶祝記念品代等      | 8万円   |
|      | 祝状印刷製本費         | 3万円   |
|      | 慶祝通知通信運搬費       | 3万円   |
|      | 高齢者慶祝記念品贈呈業務委託料 | 149万円 |



## 敬老月間啓発事業

(担当部署:民生部 福祉課)

### ○敬老月間啓発事業(ちゃーがんじゅう元気プロジェクト！)

97万円

高齢化の進展により介護や支援を要する方、認知症の方が、今後さらに増加することが見込まれます。誰もが、住み慣れた地域で健康に高齢期を過ごすことができるよう、老人の日(9月15日)及び老人週間(9月15日～9月21日)にあわせて、敬老月間啓発事業として、65歳以上の高齢者を対象に、ちゃーがんじゅう元気プロジェクトを開催します。

町内に在住する高齢者を対象とした自宅参加型イベントで、ウォーキングやラジオ体操、ストレッチ、掃除や草むしりなど生活の中でその方に合った運動を行い、スタンプカードに自身で押印またはサインし、スタンプが30個たまると応募できます。参加した方には抽選でお米券やツナ缶などの景品を贈呈します。参加者から「日々、記録することで習慣になりました。ありがとうございます。」「毎年応募しています。この企画をきっかけに早起きが楽しみになっています。」「この企画が続いている事がうれしいです。運動する人も増えているでしょうねありがとうございます。」「運動して健康と景品をGETしちゃおう。いつも三日坊主になってしまっていて運動習慣・・・今回のプロジェクトをきっかけに今後も続けていきたいと思います。」「元気プロジェクトに応募してツナ缶、サバ缶お米券等、生活に役立つ品をいただけて感謝します。寝たきりにならないようにウォーキング、畑仕事を頑張ります。」など、肯定的な意見が多数ありました。

今後も健康長寿社会を築いていくために、多くの対象者の皆さまの参加をお待ちしております。

|      |     |      |        |      |
|------|-----|------|--------|------|
| 主な経費 | 賞品代 | 70万円 | 印刷製本費等 | 27万円 |
|------|-----|------|--------|------|



# IV 工夫と連携で産業が 躍動するまち

# 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

## 農業委員会運営事業

(担当部署: 経済建設部 産業振興課)

### ○農業委員会運営事業

1,250万円

農業委員会とは、「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置が義務づけられている行政委員会、農業者と団体等の代表によって構成されている公平・公正な農業委員会です。主な業務は、毎月農業委員会総会(会議)を開催し、農地法に基づく許可申請、届書等の審査や、農地と農家の実情把握、農家相談、農地の利用・権利関係の調整等を行っています。

また農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、重点業務である「農地等の利用の最適化」(担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進のために「農地利用最適化推進委員」が置かれています。



1. 農業委員・農地利用最適化推進委員報酬(16名)  
713万円

2. 会計年度任用職員報酬(1名) 351万円

3. 旅費及び費用弁償 68万円

#### ▲農地パトロール

毎月開催される農業委員会総会や、農地の調査・研修およびパトロール等における交通費として支出しています。

4. 会長交際費 2万円

5. 需用費 21万円

農業者年金の普及推進用のパンフレットや認定農業者への情報提供活動(全国農業新聞購読料)その他事務消耗品費として支出しています。

6. 役務費 13万円

遊休農地意向調査票、農業者年金案内の郵送代として支出しています。

7. 委託料 72万円

農地等総合管理システム保守・機器保守の委託料として支出しています。

8. 使用料 2万円

農地管理タブレットMDM使用料

9. 各種負担金 8万円

沖縄県農業会議負担金、南部地区農業委員会会長会負担金、沖縄県農業委員会等職員協議会負担金として支出しています。

# 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

## 地力増強対策事業

(担当部署:経済建設部 産業振興課)

### ○地力増強対策事業

318万円

農産物の生産を増やすため土地に栄養を与え、作物を育てる力を強くするための事業です。本町では、農家が農協から堆肥・緑肥種子・土壌改良剤を購入する際に、その費用の一部を補助します。

主な経費

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 堆肥の購入              | 300万円 |
| ※一袋(15kg)に対し50円の補助 |       |
| 緑肥種子・土壌改良剤の購入      | 12万円  |
| 緑肥ひまわり種子の購入        | 6万円   |



## さとうきび振興対策事業

(担当部署:経済建設部 産業振興課)

### ○さとうきび振興対策事業

122万円

本町で営農するさとうきび農家について、苗の無償配布や収穫用ハーベスターの利用料補助、さとうきび競作会の開催など、さとうきび生産振興に寄与する事業に使われる予算です。

主な経費

1. 委託料 54万円
  - ・さとうきび農家へ無償で配布する苗の育苗を委託する費用です。
  - ※1aあたり15,000円以内
2. 負担金、補助及び交付金 55万円
  - ・さとうきび収穫で使用するハーベスターの利用料金を補助することで、農家の負担軽減を図ります。
  - ※1トンあたり500円以内
3. その他の経費 13万円
  - ・さとうきび生産見込調査を行うための消耗品費や、さとうきび競作会の報償費等にかかる費用となっています。



# 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

## 農地深耕・荒廃地解消事業

(担当部署: 経済建設部 産業振興課)

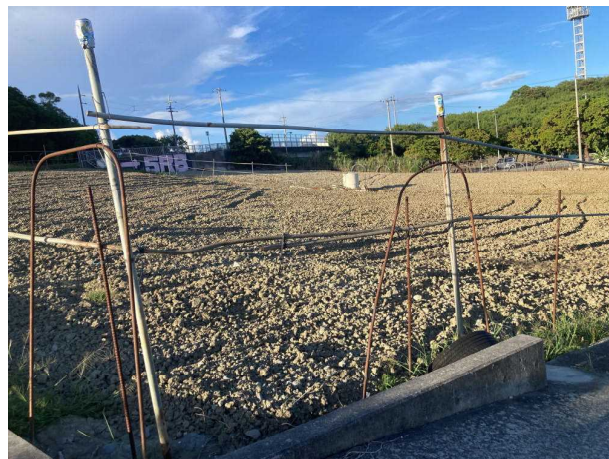
### ○農地深耕・荒廃地解消事業

60万円

遊休農地などの耕作が困難な土地での耕作や、天地かえし作業の効率化のための事業です。パワーショベル等機械を利用した費用の一部を補助します。

主な経費

|             |      |
|-------------|------|
| 農地深耕        | 50万円 |
| ※1坪あたり25円以内 |      |
| 遊休農地        | 10万円 |
| ※1坪あたり50円以内 |      |



※深耕とは・・・現に耕作されている土地を、パワーショベル等により天地かえしをすること

※遊休農地とは・・・耕作を放棄して概ね2年以上経過している土地又は現に耕作されている土地に隣接している山林、原野等の土地。

## 新規畑人支援事業

(担当部署: 経済建設部 産業振興課)

### ○新規畑人支援事業に係る経費

795万円

南風原町における農業を取り巻く情勢は、農業者の高齢化や将来の担い手不足など深刻な問題を抱えており、このままでは農業生産力や農業集落の維持が困難になることが懸念されます。

そこで次世代の農業者となることを志向する者に対して、就農開始直後の経営確立を支援する資金を交付し、経営感覚に優れた次世代の担い手を育成・確保します。

主な交付要件は、年齢が49歳以下の認定新規就農者で、経営開始5年間後までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること、目標地図又は人・農地プランに位置づけられ、原則、前年の世帯所得が600万円以下であることです。

交付額は、基本月12万5千円(最大で年間150万円)を最長3年間までとなりますが、令和7年4月1日以降営農開始した農家については、月額13万7500円(最大で年間165万円)となっております。



▲ 交付対象者のほ場

# 南風原産品を創り伸ばす農業の振興

## 多面的機能支払交付金

(担当部署: 経済建設部 産業振興課)

### ○多面的機能支払交付金

86万円

地域共同で行う水路、農道等の維持管理活動等に支援を行います。(農業・農村の有する多面的機能を支える農業者や地域住民、団体等で活動する組織への補助金)



▲清掃箇所確認状況



▲清掃状況

1. 今年度の事業内容 事業費 67万円  
 《収入》 国庫・県補助金 : 50万円 《支出》 地域への補助金 : 67万円  
 一般財源 : 17万円  
 ※ 財源内訳: 国補助50%、県補助25%、町費25%

2. その他の経費 19万円  
 ・プロッターリース料やトナー費用等活動報告に係る事務費となっています。

# 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

## 住宅リフォーム支援事業

(担当部署:経済建設部 まちづくり振興課)

### ○住宅リフォーム支援事業

200万円

南風原町民が、自己の居住する個人住宅の質の向上を目的に町内の施工業者を利用して行うリフォーム工事に対して費用の一部を補助する事業です。

対象工事は、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事、住宅の耐久性を向上させる改修工事、テレワークの推進改修工事等です。20万円以上の工事が対象で、補助率は20%、補助金の上限額は20万円となっております。



## 商工会の育成強化

(担当部署:経済建設部 産業振興課)

### ○商工会の育成強化

1,756万円

#### 1. 南風原町商工会補助金 756万円

商工会は、地域の商工業の振興と住みよい地域づくりのため、町内の商工業者によって組織された総合的経済団体です。指導団体として、その地域内にあるすべての商工業者について、公正な立場から地域商工業の総合的な改善や発展を図り、社会一般の福祉の増進に取り組んでいます。活力ある魅力的なまちづくりに寄与している町商工会に対し、町も補助金を支出しています。



経営革新セミナーの様子



売上UPセミナーの様子

# 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

## 南風原町商工会の主な仕事

- 金融相談: 中小規模企業にとって事業資金の確保は、経営上一番重要な問題です。融資を申込み際、依頼する適当な保証人がいないうえ、自己の担保能力も乏しいというのが実態です。そこでこのような経営基盤の弱い小規模企業のために、国や県などの、低金利で安心して借りられる各種融資制度の利用相談、指導を行っています。
- 税務・経理相談: 収入や支払い、税金などの記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づく近代的経営を推進していただけるよう、記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。
- 経営相談: 企業の体質改善・経営強化などで困っている小規模企業の経営相談に乗り指導・助言を行います。
- 労務相談: 労働力の確保・定着のために、職場環境改善や就業規則、給与規定の作成指導など、その他社会保険・労働保険の事務手続きについてのご相談にも応じています。
- 創業支援・経営革新支援: 新規に事業を始めようとする人に対する事業計画及び融資の相談又、現在の事業拡大や新たな事業を創出するための相談・指導を行います。

## 2. 南風原町商工会貸付金 1,000万円

南風原町商工会は、国、県、町の補助金や会員による会費などで事業運営を行っています。しかし、補助金や会費は全額が年度初めに入ってくるわけではありません。事業を運営するためにまとまった資金が必要であり、運営資金として町商工会へ貸付を行います。なお、貸付金は、年度内に全額返済されます。

## 商品開発・技術力強化事業

(担当部署: 経済建設部 産業振興課)

### ○商品開発・技術力強化事業

1,131万円

地域資源を活用した地域経済の活性化を図るため、専門家によるセミナーの実施や企業マッチング等による商品開発や既存商品のブラッシュアップ、販路開拓の支援を実施します。また、優れた商品を「はえばる良品」として認定することで、本町の地域製品のブランド化、県内外の消費者へのPRに取り組みます。

## 商品展開力強化支援事業委託料 1,131円



▲販路開拓商談会の様子



▲販路開拓視察研修の様子

# 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興



▲商品改良専門家派遣の様子



▲令和7年度「はえばる良品」認定商品

## 地域女性活躍推進事業

(担当部署: 経済建設部 産業振興課)

### ○地域女性活躍推進事業

520万円

女性の活躍推進、多様な働き方や生活の安定と自立の支援を目的に、柔軟な働き方が期待でき、市場価値の高いデジタル人材の育成及び就労支援を実施します。

#### 主な経費

南風原町女性デジタル教育・就労支援業務委託料 520万円



▲映像クリエイター研修の様子  
(動画やサムネイル画像を各自で作成・お披露目)



## ふるさと博覧会補助事業

(担当部署:経済建設部 産業振興課)

### ○ふるさと博覧会事業

1,258万円

#### 1. ふるさと博覧会実行委員会補助金 1,000万円

ふるさと博覧会を通して、町の魅力を町内外に発信することで、町の知名度を向上させ観光客を本町に誘客することを目的としています。また、町青年会や文化協会などの日頃の成果をPRする場として町伝統芸能の保存・継承への貢献にも取り組んでいます。



▲青年エイサー



▲昔遊びコーナー

#### 2. ふるさと博覧会会計年度任用職員報酬得等 258万円

# 地域の連携で創る観光の振興

## 観光事業

(担当部署: 経済建設部 産業振興課)

### ○観光事業

2,714万円

#### 1. 南風原町観光協会補助金 1,200万円

南風原町の観光振興のため、一般社団法人南風原町観光協会に対し補助金を交付しています。南風原町観光協会は「魅力があり、人が集まる地域が潤うまち」を目指して活動しています。

#### はえばる夏まつりキッズパーク

子ども達を対象とした実験教室や工作教室、おしごと体験等を夏休みの宿題の補助企画とする特別イベントとして、行政や町民、企業と連携し、「働くこと」についての意義や関心を持ってもらう目的で、人の集まる場所・子ども達にもやさしい南風原町をめざし継続して開催されています。



▲手術体験



▲警察体験

#### 2. シマじまガイド事業委託料 826万円

町民の皆様が本町の歴史や文化を学ぶ機会を創出するとともに観光誘客を図るため、地域ガイドを活用したまち歩きツアー等を実施する事業です。



▲兼城まち歩きツアー



▲ガイド研修かすりの道

#### 3. 陸軍病院壕公開活用事業 671万円

町の平和発信の拠点として整備した陸軍病院壕に県内外から訪れる多くの人々に戦争と平和、命について考えてもらう施設として公開活用に取り組んでいます。



▲平和ガイド活動

4. その他の経費(負担金等) 17万円

## 観光PR促進事業

(担当部署:経済建設部 産業振興課)

### ○観光PR促進事業

746万円

1. 観光PR促進事業 746万円

南風原町のイメージキャラクター「はえるん」を観光PRツールとして有効活用し、各種イベントやマスメディアへの出演・PRをはじめ、観光施設・町民交流スポットなど、町内外においてPR活動を行い、南風原町の観光振興に繋げていきます。

主な経費

観光振興会計年度任用職員報酬等 708万円

その他 38万円



▲観光の日イベント(那覇空港)



▲ヒーローイベント(イーアス豊崎)

## 地域の連携で創る観光の振興



▲はえるん企画



▲サッカーキャンプ歓迎

## ヒーローのまちづくり事業

(担当部署: 経済建設部 産業振興課)

### ○ヒーローのまちづくり事業

1,038万円

#### 1. ヒーローのまちづくり事業 1,038万円

南風原町が輩出した人材の功績を継承するとともに、観光客を本町に誘導するため、南風原町が輩出した人材の功績や経歴、所有品の展示等のイベントを実施します。



▲金城哲夫生誕地イベント



▲ヒーローを題材とした舞台化

## 黄金森公園スポーツ施設活性化事業

(担当部署:教育部 教育総務課)

### ○黄金森公園スポーツ施設活性化事業

1,573万円

良好なスポーツ・トレーニング環境の提供により、観光と結びつけたスポーツコンベンションの誘致、開催を図るため、黄金森公園スポーツ施設の機能強化と受入体制の整備を行います。

陸上競技場及び野球場の芝生を専門的な知識・技術の元管理し、良好なフィールドを整備します。Jリーグキャンプや県外大学の陸上合宿の誘致及び町内外各種団体のスポーツ大会などを良好な環境でサポートします。

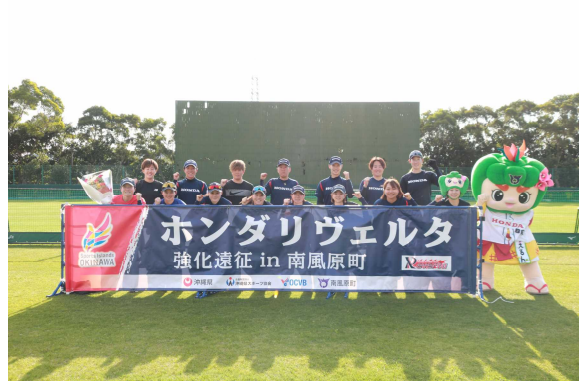
主な経費

黄金森公園芝生管理委託料

1,573万円



▲芝生管理作業



▲ホンダリヴェルタ(ソフトボール)合宿



▲名古屋グランパス歓迎セレモニー



▲チア・サッカー教室

# 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

## 琉球絣等伝統工芸事業

(担当部署:経済建設部 産業振興課)

### ○琉球絣等伝統工芸事業

2,165万円

#### 1. 琉球絣後継者育成事業補助金 38万円

琉球絣事業協同組合が開講する後継者育成事業に対しての補助で、琉球絣を製作する工程の中で織りを担当する織子の養成を行っています。

※国・県からの補助金および琉球絣事業協同組合の負担金を合わせて実施しています。

■研修内容 : 総合的な織りの学習

■研修期間 : 令和8年7月～令和9年2月(予定)



▲令和7年度後継者育成事業研修の様子



▲令和7年度後継者育成事業研修生作品

#### 2. 琉球絣事業協同組合への補助金 392万円

南風原町の特産品である琉球かすりの振興を目的に、琉球絣事業協同組合が行う、研修・派遣事業・販路開拓宣伝活動・展示即売業等の経費に対して補助しています。



▲展示販売会での実演



▲パンフレット制作

■琉球かすり会館 / Tel 889-1634

■開館時間 / 月～土 9:00～17:30 (日・祝祭日閉館)

※琉球絣の反物、バッグ、ウェアなども販売しています。お気軽に足をお運びください。

# 賑わい・就労を創る商業、製造業、新規産業の振興

## 3. 伝統工芸ふれあい広場事業への負担金 23万円

沖縄県と沖縄工芸ふれあい広場実行委員会が主催する、県内各産地の伝統工芸品を展示紹介し、需要の開拓、販路拡大を図る「沖縄工芸フェア(沖縄工芸ふれあい広場)」事業に対しての負担金です。「沖縄工芸フェア(沖縄工芸ふれあい広場)」は、年に1度(例年9月頃)開催しています。町からは琉球絣や南風原花織の機織りの実演や反物、バッグ、ウェア等の展示を行い南風原町の伝統工芸品である琉球絣・南風原花織を紹介しています。

## 4. (財)伝統的工芸品産業振興協会費 5万円

伝統的工芸品産業振興協会では、伝統的工芸品の良さを広く国民に普及し需要開拓を推進するため、伝統的工芸品月間を中心とした各種事業をはじめ、コンクールや展示会開催の他、各種媒体でのPRを実施するとともに、併せて産地の振興計画策定の指導、各種の調査研究、伝統証紙の発行等を行っています。

## 5. 琉球絣事業協同組合への貸付金 1,500万円

琉球絣事業協同組合は、国・県・町の補助金と組合員の会費で組合を運営しています。しかし、補助金や会費がすぐには入ってくるわけではありません。その間の運用資金(生産者への製品(反物)代金支払い等)として貸し付けを行っています。なお、貸付金は年度内に全額町に返済されます。

## 6. 琉球かすり会館修繕費 38万円

町有財産である琉球かすり会館の修繕に係る費用です。今年度は、空調機の修繕工事を行います。

## 7. 琉球かすり大使関連費用 169万円

ふるさと博覧会で選出された琉球かすり大使は、各種イベントに出席し、南風原町と琉球絣・南風原花織のPRします。琉球かすり大使がイベントに参加した際は、謝礼金をお支払いしています。また、2年に1度新たに「かすり大使」を選出し、大使が着用する琉球絣・南風原花織のユニフォームを制作します。



▲ 琉球かすり大使ユニフォームお披露目式



▲ 琉球かすり大使公務の様子

V みどりとまちが調和した  
安全・安心のまち

## 消防力の整備強化

(担当部署:総務部 総務課)

### ○消防力の整備強化

5億7,520万円

東部消防組合は、昭和51年4月に与那原町、佐敷村、南風原村の1町2村で発足しました。その後、昭和52年3月には西原村が加入、平成21年3月に旧佐敷町が市町村合併に伴い島尻消防へ移管し、現在では南風原町、与那原町、西原町の3町で分担金を出し合い運営しています。

主な経費

東部消防組合負担金 5億7,520万円

### 東部消防組合について教えて！

令和8年度の東部消防組合の予算額は、収入・支出ともに15億5,013万円です。収入は3町がそれぞれ支出した負担金と起債などで構成され、収入の約97%、金額にして15億187万円は3町からの負担金となっています。負担金の負担割合は、南風原町38.0%、与那原町21.9%、西原町40.1%となっています。

また支出の約78%は東部消防組合の人件費に充てられています。その他の主な経費は、高規格救急自動車、資機材等の更新整備や保守点検料等となっています。

東部消防組合は、3町民の生命と財産を災害(火事や交通事故)などから守り、より安全で、安心して住めるまちづくりを進めています。



▲町女性防火クラブ活動の様子

|  |                                                                                                                              |
|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p><b>東部消防組合本部</b></p> <p>所在地<br/>〒901-1103<br/>南風原町字与那覇226</p> <p>電話番号(代表)<br/>098-946-9999</p> <p>FAX<br/>098-889-7601</p> |
|  | <p><b>東部消防署南風原分署</b></p> <p>所在地<br/>〒901-1117<br/>南風原町字津嘉山939</p> <p>電話番号(FAX兼用)<br/>098-889-5174</p>                        |

防災体制強化事業

(担当部署:総務部 総務課)

○防災体制強化事業

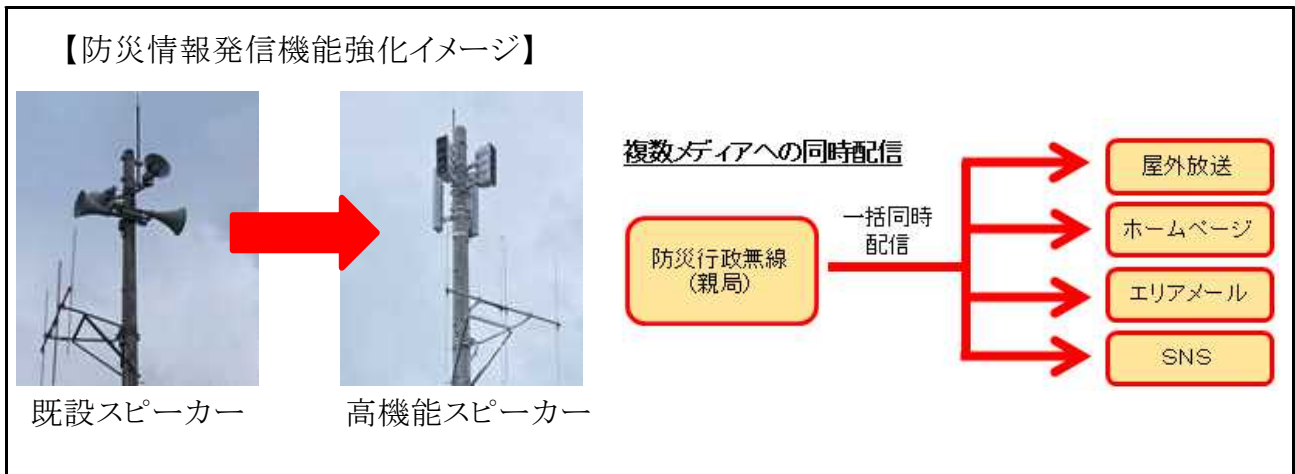
1,322万円

1. 消耗品費 44万円

大規模な災害が起こった時の事を想定して、防災訓練の実施や備蓄食糧を確保する必要があります。令和8年度においては、防災訓練実施に伴う物品購入や備蓄食糧として非常食や飲料水の補充整備を行い、災害に備えた防災体制を強化します。

2. 委託料 308万円

- ・デジタルMCA無線保守サービス委託料 7万円
- ・宮平川監視カメラシステム運用管理業務委託料 195万円
- ・災害時要支援者支援システム保守委託料 54万円
- ・災害時要支援者支援システム標準化対応委託料 52万円



令和7年度に整備した防災行政無線

3. 備品購入費 379万円

災害発生時に、避難者の移動や物資の運搬等を行うことを目的に、10人乗りのワゴンタイプ車両を購入し、迅速な災害初期対応のため整備を行います。

4. 防災に係る各種経費 591万円

防災行政無線などの通信機器に係る維持経費、防災訓練実施費用や災害保険費用などの諸経費が発生します。

大規模地震などによる各種災害の発生を想定した防災訓練では、各関係機関と連携のもと、迅速で的確な応急活動を実施するとともに、町民に広く、防災思想の普及・啓発を図ることを目的としています。

不発弾処理促進事業

(担当部署:総務部 総務課)

180万円

○不発弾処理促進事業

防護壁構築業務委託料 180万円

南風原町では、戦後80年余が経過した現在においても、多くの不発弾が発見されています。令和7年の発見届出件数は12件でしたが、現地での処理が必要となる5インチ艦砲弾などは発見されませんでした。しかし、不発弾発見現場では、大量の75ミリ砲弾や薬莖が見つかり、確認作業に時間を要しました。

また、不発弾処理については、防護壁を使用することで処理時の避難半径を半減させることができます。例えば5インチ艦砲弾の場合、避難半径を230mから88mに短縮させることができます。さらに令和6年度からは5インチ艦砲弾に限り、耐爆容器を使用することで避難半径を25.5mまで縮めることが可能となりました。

今後も関係機関と連携を図り、安全な処理に努めてまいります。

南風原町内の不発弾発見届出数及び現地処理件数

|      | 発見届出件数<br>(年:1月～12月) | 内現地処理件数<br>(年度:4月～3月) |
|------|----------------------|-----------------------|
| 令和2年 | 37                   | 3                     |
| 令和3年 | 57                   | 2                     |
| 令和4年 | 18                   | 5                     |
| 令和5年 | 16                   | 1                     |
| 令和6年 | 15                   | 0                     |
| 令和7年 | 12                   | 0                     |



▲不発弾確認作業の様子



▲新川地内で発見された不発弾

※発見届出件数には、機関銃・小銃の銃弾等も含まれています。

# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## 河川整備事業

(担当部署:経済建設部 都市整備課)

### ○河川整備事業

1,045万円

宮平川、長堂川、安里又川が、豪雨等で氾濫しないよう、河川の土砂の浚渫や雑草の除草等を行い、町民が安心安全で快適な生活ができるよう、各河川の維持管理に使われる予算です。

令和6年度は安里又川、令和7年度は宮平川の浚渫工事を実施し、令和8年度は長堂川の浚渫工事を行います。

(主な事業内容)

(事業費内訳)

|                 |           |       |
|-----------------|-----------|-------|
| ① 草木等処理手数料及び人夫賃 | 役務費       | 103万円 |
| ② 重機、運搬車、清掃車借料  | 使用料及び賃借料費 | 37万円  |
| ③ 緊急浚渫推進工事      | 工事請負費     | 905万円 |



▲河川の土砂除去の作業状況

# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## 都市公園管理事業

(担当部署:経済建設部 都市整備課)

### ○都市公園管理事業

4,923万円

黄金森公園、本部公園、宮城公園、神里ふれあい公園、花・水・緑の大回廊公園等を町民が快適に利用出来るように、各公園施設の維持管理に使われる予算です。

#### 主な経費

1. 需用費 662万円
  - ・ 各公園のトイレトーパー、草刈の際の機械燃料代、照明の電気料や水道料金、各公園の遊具や施設の修繕費などの経費です。
2. 委託費 3,136万円
  - ・ 公園の遊具点検、公園のゴミ収集、夜間の公園警備、津嘉山公園パークゴルフ場芝管理及び津嘉山公園指定管理を専門の業者に委託します。
3. 工事請負費 866万円
  - ・ 黄金森陸上競技場屋内照明取替工事や陸上競技場トイレ改修工事、陸上競技場ゴムチップ舗装改修工事、本部公園外灯取替工事及び黄金森公園照明仮設工事を行います。
4. その他の経費 259万円
  - ・ 各公園の施設の維持を行うための人夫賃・重機使用料や原材料の購入等に係る費用となっています。



▲遊具修繕前



▲遊具修繕後

# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## 津嘉山公園整備事業

(担当部署:経済建設部 都市整備課)

### ○津嘉山公園整備事業

1,349万円

津嘉山公園は、国道507号バイパス沿道の商業施設予定区域に隣接しており、イベントの開催可能な多目的広場や斜面地を利用したパークゴルフ場を整備する。土地区画整理事業による良好な市街地と併行して都市公園を整備することにより、住民の憩い及びレクリエーションの場を確保し良好な都市環境・機能を確保する。

令和8年度は、パークゴルフ場の整備として、芝管理機械の購入、コース備品及び案内板の設置工事を行います。

事業費 1,349万円

### 事業費の内訳

#### 【収入】

事業費の内訳(収入)

県の補助(80%) 845万円

一般財源 504万円

#### 【支出】

事業費の内訳(支出)

工事費 294万円

委託費 252万円

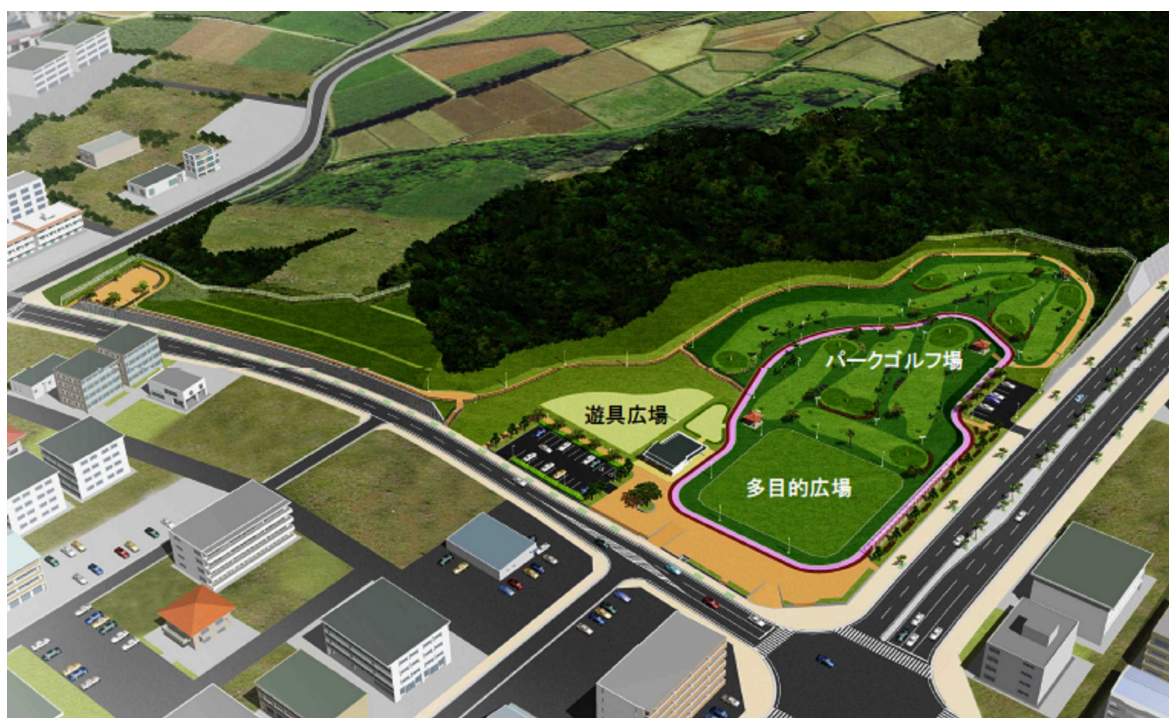
備品購入費 683万円

その他 120万円



▲公園の整備状況

### 津嘉山公園完成予想図



# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## 公園施設長寿命化対策事業

(担当部署:経済建設部 都市整備課)

### ○公園施設長寿命化計画策定事業

4,495万円

南風原町管内都市公園8箇所における公園施設について、安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、公園施設長寿命化計画に基づき適切に維持管理されている公園施設について、計画的な改築を行います。

令和8年度は、本部公園の転落防止柵やベンチ、宮城公園の園路灯などの改修工事を行います。

事業費 4,495万円

#### 事業費の内訳

##### 【収入】

##### 事業費の内訳(収入)

県の補助(1/2) 1,500万円

町債(町の借金) 1,220万円

一般財源 1,775万円

##### 【支出】

##### 事業費の内訳(支出)

工事費 4,421万円

委託料 51万円

その他 23万円

#### 対象施設



▲本部公園(転落防止柵)



▲宮城公園(園路灯)

# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## 下水道事業(公営企業会計)

(担当部署:経済建設部 区画下水道課)

### ○下水道事業(公営企業会計)

11億2,505万円

下水道事業は、令和2年4月1日より、健全で持続的なサービス向上を目的として地方公営企業法の財務適用で『特別会計(官庁会計)』から『公営企業会計(複式簿記)』へ移行しています。

### ◆公共下水道事業 10億7,174万円

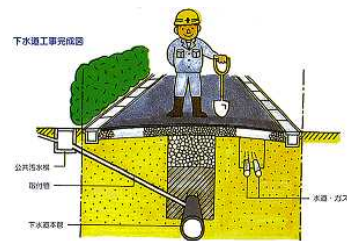
下水道は、国の補助を受けて整備を行い、川や海の公共用水域を保全し、地球の自然環境も含め、町民の皆さまの生活環境を良くするための公共財産です。南風原町で行っている下水道整備事業は、整備区域の拡充を図り下水道に接続された皆さまの家庭や事業所等から排出されるさまざまな汚水(水洗トイレ、台所、浴室、洗濯水など)を、まとめて最終処理場(那覇浄化センター)で浄化処理し、きれいな水にしてから海に放流する(一部再利用)未普及解消下水道事業(汚水)と、雨水を速やかに排除し、浸水を防除する浸水対策下水道事業(雨水)があります。



なお、公共下水道事業での汚水処理は、下水道使用料で運営しており、使用者から下水道料金として徴収しています。

### 1. 下水道(国庫補助関連)事業費 5億6,933万円

未普及解消下水道事業(汚水)、浸水対策下水道事業(雨水)の2事業で内訳は次のとおりです。



| 総事業費      | 国・県補助金    | 町債(町の借金) | 町単費     |
|-----------|-----------|----------|---------|
| 5億6,933万円 | 3億1,654万円 | 2億703万円  | 4,576万円 |

### 【令和8年度の事業内容】

①汚水処理整備を進めるための未普及解消下水道事業として・・・3億9,277万円

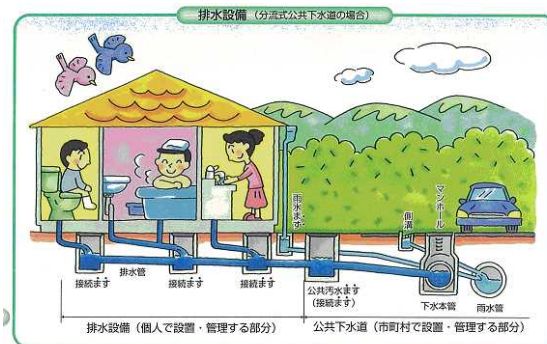
主に喜屋武地区及び津嘉山地区の整備を行います。

工事期間:令和8年4月～令和9年3月

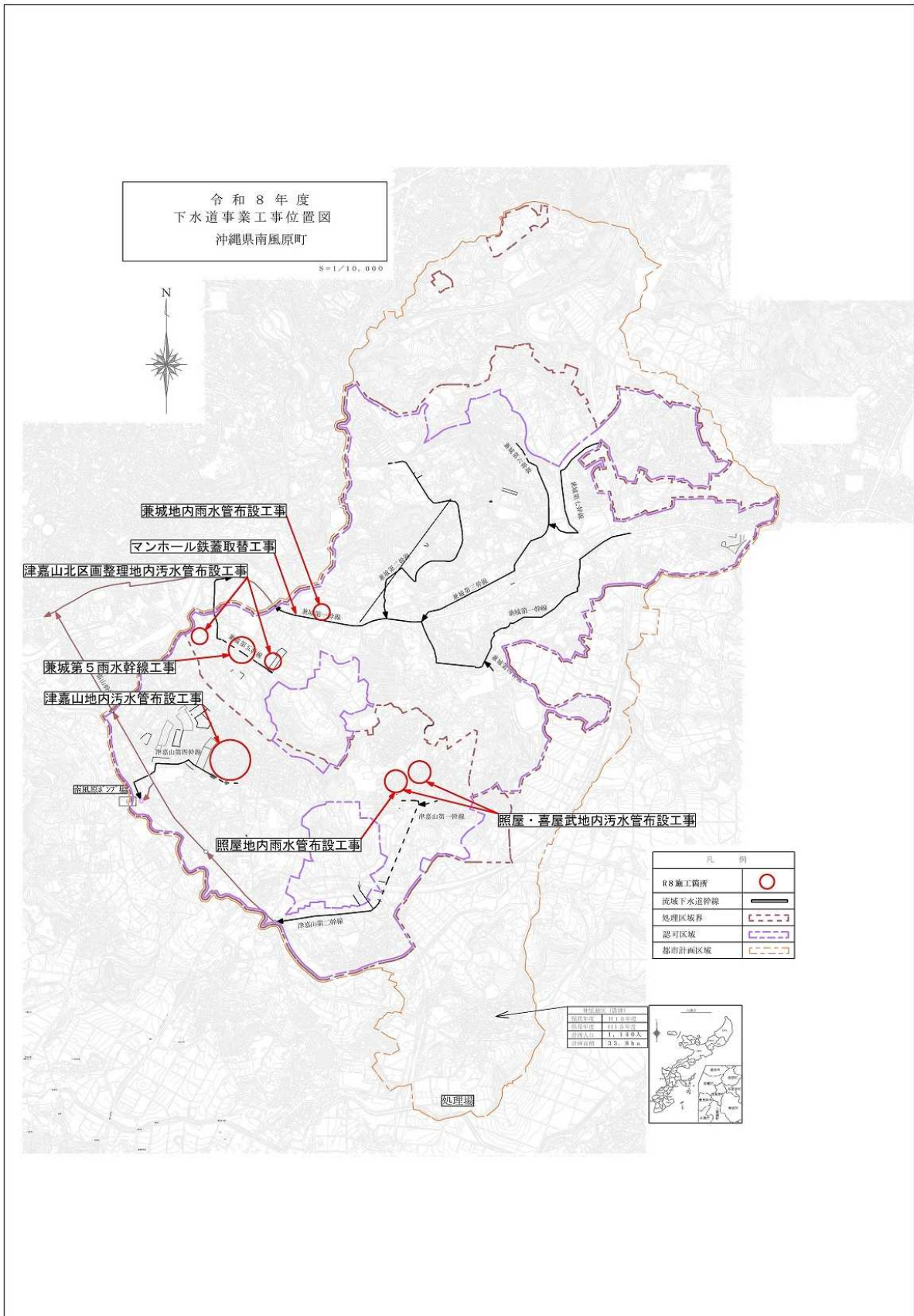
②事業の効果を促進するため、浄化槽から下水道へ接続する方への補助金・・・200万円

③雨水を速やかに排除し、町民の皆さまの生命・財産等を浸水から守る浸水対策下水道事業として・・・1億7,456万円

工事期間:令和8年4月～令和9年3月



# 快適で文化的に暮らせるまちづくり



# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## 2. 下水道維持管理事業 1, 211万円

### ① 下水道維持管理補修工事 574万円

下水道施設の破損、周辺道路の陥没等に伴う補修工事及び国・県道等の改築に伴う下水道施設占用物件の移設に要する費用、また供用開始区域内で新規の柵設置に係る費用です。

### ② 委託料 607万円

下水道台帳整備委託料、流域下水道との接続地点での水質・水量調査、除害施設設置者(飲食店など油を取り除くための施設を設けている)から排出される汚水の水質調査、下水道管の詰まり等の清掃やカメラ等により管内を確認をするための調査費用等です。



### ③ その他 光熱水費等 30万円

## 3. 下水道普及運営事業 1, 197万円

下水道へ接続する家庭や事業所が増えるよう普及促進を図り、下水道事業会計を効果的・効率的に運営していくために係る費用です。

### ① 水洗便所改造等貸付金 110万円

下水道が整備されると、その地域の皆さまは、自宅から下水道管へ接続する義務があります。その接続の費用は個人負担となっております。下水道管へ接続する為に係る費用を町が無利子で貸付をし、水洗化の向上を図っております。

但し、貸付ける限度額は、30万円(アパート等は80万円)となっております。

### ② 修正設計委託料 1, 022万円

下水道工事箇所での修正設計委託料です。

### ③ その他 通信運搬費、負担金等 65万円

下水道体験学習に係る経費や沖縄県下水道協会等への負担金を支払っています。



## 4. 流域関連事業 1億6, 895万円

流域下水道の那覇処理区は、4つの市町(那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町)で構成され、一つの処理場(那覇浄化センター)を持ち、県が管理し運営する下水道のことです。この処理場の維持管理費や処理場等の老朽化に伴う施設の改築費用は、汚水量の割合によって構成市町で負担しています。

経費の内訳 流域下水道維持管理負担金 1億3, 894万円

流域下水道建設負担金 3, 001万円

※流域下水道維持管理負担金は、本町の汚水を処理場(那覇浄化センター)できれいな水に処理するための負担金で、財源は下水道使用料から充当しています。

※流域下水道建設負担金は、老朽化した下水道管及び処理場の改築に係る事業費の一部を汚水量の割合によって構成市町(那覇市、浦添市、豊見城市、南風原町)で負担しています。

# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## 下水道体験学習を開催しています！

区画下水道課では、児童生徒の夏休み期間中に、小学4年生の親子を対象に「下水道体験学習」を開催しています。

親子で、下水道の役割や水の循環について学んでもらい、水の大切さや水環境の大切さについて理解してもらうために行っています。下水道に関する動画を観たり、神里地区汚水処理施設の見学を行っています。

### 【下水道体験学習のようす】

(南風原町中央公民館)

(神里汚水処理場内)



下水道と水の循環の話を動画で観ました。



神里汚水処理場を見学しました。

## 5. 公債費、他 3億938万円

事業の実施にともなう借入金の返済に充てる元利償還金、南部水道企業団への使用料徴収委託料、職員給与費、予備費等の費用です。

## 下水道事業会計負担金(一般会計)

(担当部署:経済建設部 区画下水道課)

### ○下水道事業会計負担金

2億8,333万円

下水道事業会計(公営企業会計)は、公費で賄うことが認められている経費以外は基本的に、下水道の利用者が納める下水道使用料で運営することになっております。しかし、まだ整備の途中であり、利用人口が約60%(R7年3月末接続人口/行政人口)のため、その方々だけで負担をすると、高額な使用料となってしまいます。それを抑えるため一般会計(官庁会計)から下水道事業会計(公営企業会計)へ支出しています。



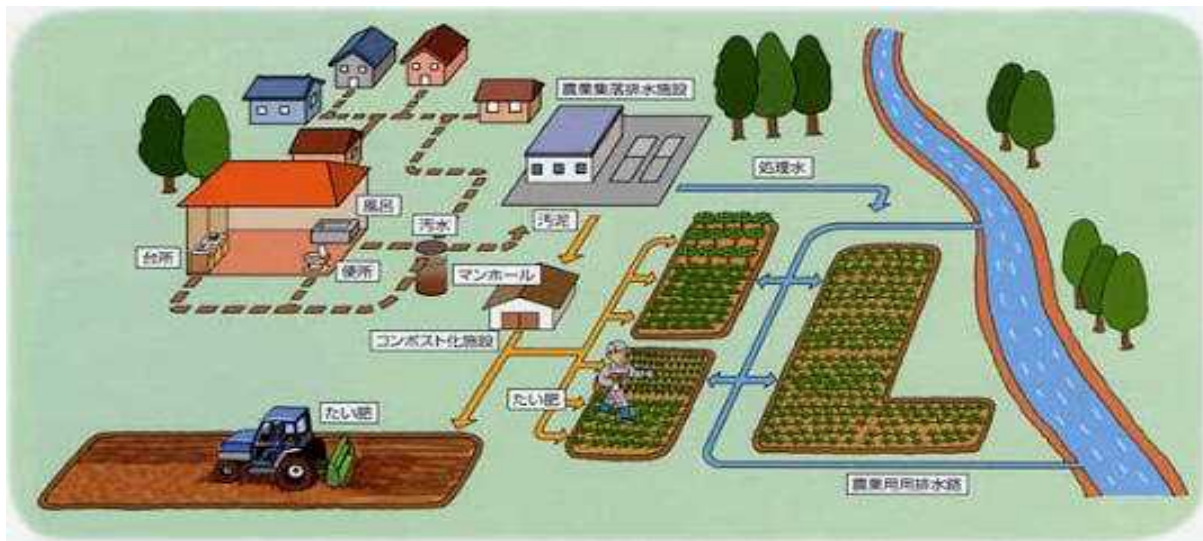
南風原町の下水道マンホール蓋

# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## ◆農業集落排水事業 5,331万円

近年、農業集落地域は、生活形態の多様化により家庭などから排出されるトイレ水、生活雑排水(台所、洗濯など)等が原因で、排水路等が悪臭を放ち、また河川の水質悪化が懸念されています。農業集落排水の整備は、排水路や川などの公共水域の水質保全が保たれ、きれいな農業用水を確保し、集落地域の環境改善を行っています。

南風原町では、神里地区に農業集落排水が整備されています。農業集落排水事業での汚水処理は使用している方が納める使用料で運営しており、使用者から下水道料金として徴収しています。



### 1. 神里地区農業集落排水事業 4,743万円

神里地区は、農業集落排水(下水道)を平成14年度から供用開始しています。各家庭から排出される汚水等は、下水道管を通り汚水処理施設に運ばれ処理されております。高度処理された水は農業用水に再利用し、また水分を取り除いた汚泥は、産業廃棄物処理業者へ委託し堆肥として利用しております。

#### ①神里地区農業集落排水普及運営事業 89万円

神里地区の下水道使用料の徴収を南部水道企業団に委託するための費用や、各世帯が下水道本管等へ接続する際にかかる工事費の一部を無利子で貸し付けするための費用を計上しています。

#### ②神里地区汚水処理施設維持管理事業 1,278万円

汚水処理施設の機械を安全に運転していくための管理費や汚水処理施設内の修繕費、汚水処理施設から排出される汚泥を搬送する委託費用などです。



▲神里地区農業集落排水処理施設

# 快適で文化的に暮らせるまちづくり

## ③神里地区集落排水維持管理事業 276万円

神里地区内の下水道管の調査や清掃委託費用及び管路布設等工事費用などです。

## ④神里地区農業集落排水施設整備事業 3,100万円

供用開始から約20年が経過しており、汚水処理施設や中継マンホールポンプにおける機械の老朽化に伴う再整備事業に取り組みます。

## 2. 公債費など 588万円

農業集落排水事業を行うために借りた借金の返済金(元金・利子)です。

内 訳

- ・元金償還金 520万円
- ・利子償還金 41万円
- ・その他 27万円



# 利便性のよい魅力あるまちづくり

## 都市計画振興事業

(担当部署: 経済建設部 まちづくり振興課)  
2,368万円

### ○都市計画振興事業

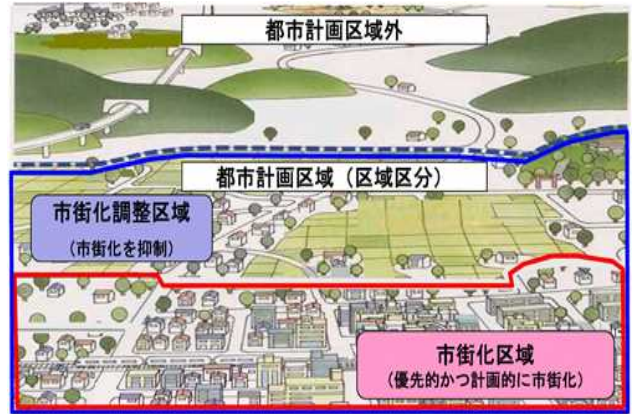
南風原町の都市計画関連事業及び、関連計画策定に使われる予算です。

#### ①市街化区域編入及び用途地域指定業務

991万円

・市街化区域編入及び用途地域指定業務では、本町の将来像を実現するため、現在の「市街化調整区域(原則として建物が建てられない区域)」を「市街化区域(優先的に市街化とする区域)」へと編入し、土地利用の具体的なルール(用途地域・地区計画)を策定する一連の手続きを行います。

本業務では、津嘉山地区、兼城地区、照屋地区及び宮平地区の市街化区域編入及び用途地域指定に向けて、関係機関との協議資料等作成、都市計画決定図書の作成を行い、市街化に向けた業務を行います。



#### ②津嘉山北地区地区計画及び用途地域変更業務

912万円

・津嘉山北地区地区計画及び用途地域変更業務では、社会情勢の変化や地域のニーズに基づき、既存の土地利用ルールを再構築するものです。対象区域のポテンシャルを最大限に引き出し、良好な市街地環境を維持・形成するための法的手続きを完遂させることを目的としています。

本業務では、津嘉山北土地地区画整理事業地内那覇広域土地計画公園(津嘉山公園)の地区計画及び用途地域変更の図書作成を行います。



#### ③生活道路安全対策調査検討委託業務

391万円

・本町では、「誰もが快適に移動しやすい交通体系のまちづくり」を目指して、令和4年度に南風原町交通基本計画を策定し、令和5年度には交通基本計画の戦略的な推進を図るため、南風原町総合交通戦略を策定しました。

本業務では、南風原町交通基本計画及び南風原町総合交通戦略において示されている安全・安心な交通環境の創出(生活道路の安全性向上)の推進を目的として検討を行います。今年度は、兼城地区と与那覇・宮城地区の生活道路の安全対策調査の検討を行います。



#### ④その他の経費(負担金、都市計画審議会、景観審議会等経費)

74万円

## 地域公共交通システム実証運行事業

(担当部署:経済建設部 まちづくり振興課)

### ○地域公共交通システム実証運行事業

2,707万円

本町は、路線バスの運行ルートから外れた地域間を移動する場合、公共交通等で移動することが難しく、本町に住む運転免許証を持たない高齢者や子どもといった移動が難しい方を支援する必要があります。また、本町を訪れる観光客が移動する際にも移動手段が少ないことから観光客向けの移動支援も必要と考えられます。

本町では、誰もが気軽に使いやすく、日常生活を支える相乗り型オンデマンド交通を定額で提供することにより、移動しやすい環境を整えることを本実証運行の目的としています。また、移動データの共有などを通じて、既存の公共交通との相乗効果を高め、将来に向けて安心して利用できる持続可能な移動サービスの提供を目指しています。

#### 主な経費

- |                          |         |
|--------------------------|---------|
| 1. 地域公共交通会議委員謝礼金         | 12万円    |
| 2. 地域公共交通システム運行业務委託料     | 1,894万円 |
| 3. 地域公共交通システム運行予約管理業務委託料 | 801万円   |



▲mobiとはえるん

# 利便性のよい魅力あるまちづくり

## 道路維持事業

(担当部署:経済建設部 都市整備課)

### ○道路維持事業

1,770万円

老朽化した道路における舗装、側溝等の補修をはじめ、雑草の除草を行い、快適な交通確保を図ります。

(主な事業内容)

- ① 道路面の清掃及び舗装の補修
- ② 道路側溝、排水の清掃及び補修
- ③ 街路樹の伐採、せん定
- ④ 台風や水害後の道路及び排水等の清掃
- ⑤ 修繕にかかる原料・材料費

(事業費内訳)

|        |         |
|--------|---------|
| 需用費    | 52万円    |
| 役員費    | 361万円   |
| 重機等使用料 | 150万円   |
| 維持工事費  | 1,037万円 |
| 原材料費   | 170万円   |



▲町道の排水修繕作業状況

## 町道10号線道路改良事業

(担当部署:経済建設部 都市整備課)

### ○町道10号線道路改良事業

1億1,942万円

町道10号線は、県道240号線と那覇市道鳥堀12号線を結ぶ一級町道です。周辺には那覇南風原クリーンセンター(ごみ処理施設)や開邦高校等の施設があり通勤通学や近隣市への通過交通として多く利用されている重要な道路となっています。

しかしながら、本路線の大半が土砂災害警戒区域(地すべり)とされており、舗装に亀裂や沈下が生じている箇所があり、歩道が無く幅員が狭小な箇所では歩行者や車両がふくそうし、非常に危険な状態であることから、本路線を整備することにより、地すべり災害を防止し、歩道を設置することで歩行者の安全が確保できて、車両の通行も容易になるので、地域の生活環境の改善が期待されます。

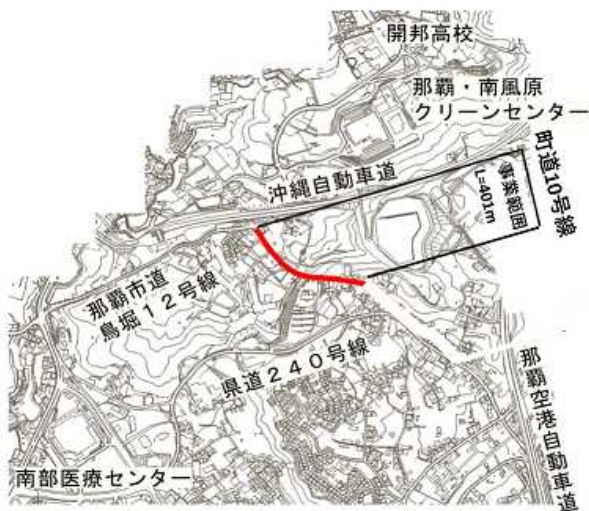
令和8年度は道路工事・物件調査を実施します。

#### 【全体事業概要】

総事業費:21億3747万円  
 事業年度:平成24年度～令和11年度  
 改良工事:距離=401m  
 工事区間:県道南風原与那原線と  
 那覇市道鳥堀12号線  
 とを結ぶ区間

#### 【令和8年度の事業費内訳】

|           |           |
|-----------|-----------|
| 事業費       | 1億1,942万円 |
| 《収入》      |           |
| 県の補助(80%) | 9,394万円   |
| 町債(町の借金)  | 2,293万円   |
| 一般財源      | 255万円     |
| 《支出》      |           |
| 工事費       | 9,744万円   |
| 委託費       | 2,052万円   |
| その他       | 146万円     |



# 利便性のよい魅力あるまちづくり

## 町道9号線(武川良橋)道路改良事業

(担当部署:経済建設部 都市整備課)

### ○町道9号線(武川良橋)道路改良事業

7,742万円

町道9号線は主要地方道南風原知念線と県道48号線を連結し、喜屋武集落や神里集落を結ぶ重要な道路である。本線周辺には、翔南小学校が隣接し、児童生徒の通学路としても多く利用されている道路である。

しかしながら、本路線に架かる武川良橋は竣工後43年経過しており令和3年度に実施した橋梁点検で主桁の一部に著しい剥離、鉄筋露出が生じていることで健全度の判定区分がⅢと診断されており、早急に措置を講ずるべき状態となっている。

武川良橋を更新することで、周辺県道へのアクセス性の向上や地域住民が安全に通行できる環境の推進を図ることができる

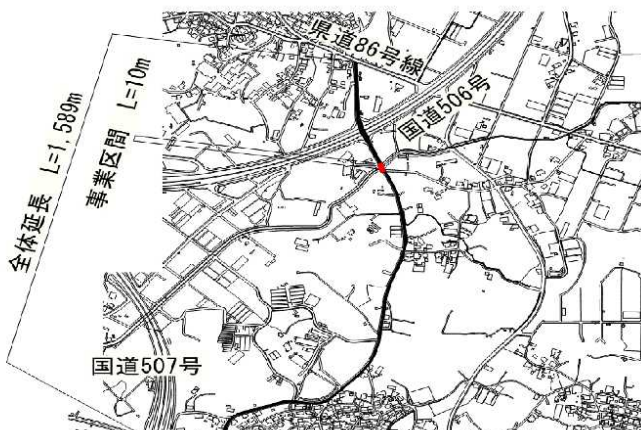
令和8年度は改良工事を実施します。

#### 【全体事業概要】

総事業費: 1億3,385万円  
事業年度: 令和7年度～令和8年度  
改良工事: 距離=10m  
工事区間: 南風原知念線と県道48号線  
を結ぶ区間

#### 【令和8年度の事業費内訳】

|           |         |
|-----------|---------|
| 事業費       | 7,742万円 |
| 《収入》      |         |
| 国の補助(80%) | 6,151万円 |
| 町債(町の借金)  | 1,432万円 |
| 一般財源      | 159万円   |
| 《支出》      |         |
| 委託費       | 936万円   |
| 工事費       | 4,980万円 |
| 補償費       | 1,776万円 |
| その他       | 50万円    |



## 交通安全対策地区内連携事業

(担当部署:経済建設部 都市整備課)

### ○交通安全対策地区内連携事業

2億137万円

町道10号線は、県道240号線と那覇市道鳥堀12号線を結ぶ道路である。周辺には那覇・南風原クリーンセンター(ごみ処理施設)や北丘小学校等の施設があり通勤通学や近隣市への通過交通として多く利用されている重要な道路である。朝夕の時間帯を中心に渋滞が発生しており、地区内への生活道路に車両が多く流入している。

しかしながら、歩道が無く幅員が狭小な箇所では歩行者や車両が輻輳し、非常に危険な状態である。本路線を整備することにより、歩道を設置することで歩行者の安全を確保し車両の通行も容易になるので、生活道路における交通安全の確保を図る。

令和8年度は用地購入、物件補償、磁気探査及び道路工事を実施します。

#### 【全体事業概要】

総事業費:6億5,129万円

事業年度:令和7年度～令和11年度

改良工事:距離=440m

工事区間:県道南風原与那原線と  
那覇市道鳥堀12号線  
とを結ぶ区間

#### 【令和8年度の事業費内訳】

事業費 2億137万円

##### 《収入》

国の補助(80%) 1億6,000万円

町債(町の借金) 3,723万円

一般財源 414万円

##### 《支出》

用地購入費 3,222万円

物件補償費 655万円

委託費 602万円

工事費 1億5,627万円

その他 31万円



# 利便性のよい魅力あるまちづくり

## 町道126号線(名幸橋)道路改良事業

(担当部署:経済建設部 都市整備課)

### ○町道126号線(名幸橋)道路改良事業

777万円

町道126号線は県道48号線と那覇具志頭線バイパスを連結し、山川地域や神里地域を結ぶ重要な道路である。本線周辺には、翔南小学校が隣接し、近隣の集落への行き来や、農地へ行く手段として多く利用されている道路である。

しかしながら、本路線に架かる名幸橋は竣工後34年経過しており令和3年度に実施した橋梁点検で主桁の橋軸方向に一部ひびわれ、遊離石灰が生じていることで健全度の判定区分がⅢと診断されており、早急に措置を講ずるべき状態となっている。

名幸橋を更新することで、周辺県道へのアクセス性の向上や地域住民が安全に通行できる環境の推進を図ることができる。

令和8年度は実施設計委託を実施します。

#### 【全体事業概要】

総事業費: 2,900万円  
事業年度: 令和8年度～令和9年度  
改良工事: 距離=16.2m  
工事区間: 町道28号線から県道48号線  
を結ぶ区間

#### 【令和8年度の事業費内訳】

|           |       |
|-----------|-------|
| 事業費       | 777万円 |
| 《収入》      |       |
| 国の補助(80%) | 620万円 |
| 町債(町の借金)  | 141万円 |
| 一般財源      | 16万円  |
| 《支出》      |       |
| 委託費       | 777万円 |



## 津嘉山中央線街路事業(2工区)

(担当部署:経済建設部 都市整備課)

### ○津嘉山中央線街路事業(2工区)

3,412万円

当路線は、国道507号付近の既成市街地と津嘉山北区画整理区域、国道329号を結ぶ主要な補助幹線道路です。周辺には、学校や公園などの公共施設があり、通勤通学及び公共施設等へのアクセス道路として利用される重要な路線となっています。

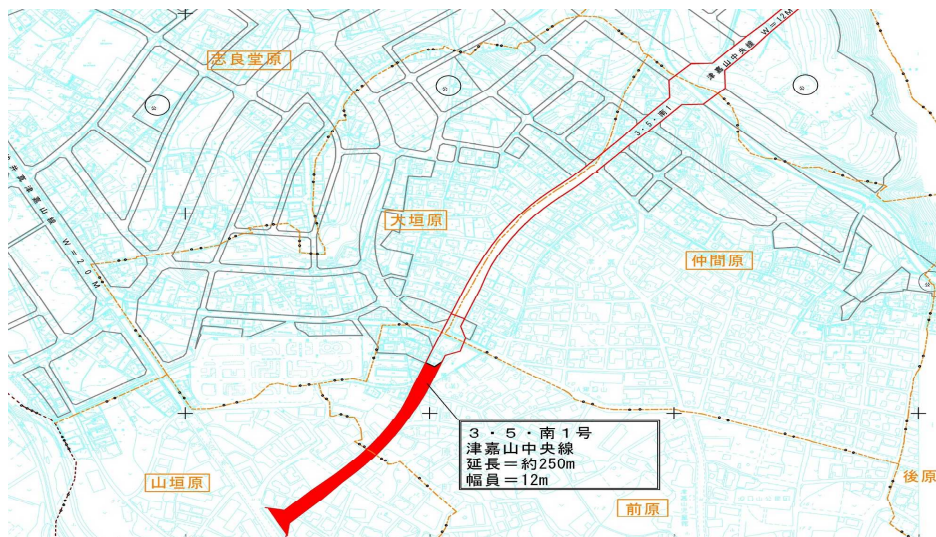
区画整理区域と一体となった市街地や新たな地域拠点を創出するため、本路線を整備し地域間の交流・活力ある地域づくりの形成を図っていきます。

令和8年度は用地購入及び物件補償を実施します。

箇所名 : 南風原町字津嘉山  
全体計画 : 延長L=250m 幅員W=12m  
全体事業費 : 11億(国費8億8,000万円)  
事業期間 : 平成28年度～令和9年度

### 【 令和8年度事業費 3,412万円の内訳 】

|      |           |         |
|------|-----------|---------|
| 《収入》 | 県補助金:     | 2,476万円 |
|      | 町債(町の借金): | 842万円   |
|      | 一般財源:     | 94万円    |
| 《支出》 | 委託費:      | 1,267万円 |
|      | 用地購入費:    | 1,796万円 |
|      | 物件補償費:    | 228万円   |
|      | その他:      | 121万円   |



# 利便性のよい魅力あるまちづくり

## 津嘉山北土地区画整理事業(土地区画整理事業特別会計)

(担当部署:経済建設部 区画下水道課)

### ○津嘉山北土地区画整理事業(土地区画整理事業特別会計)

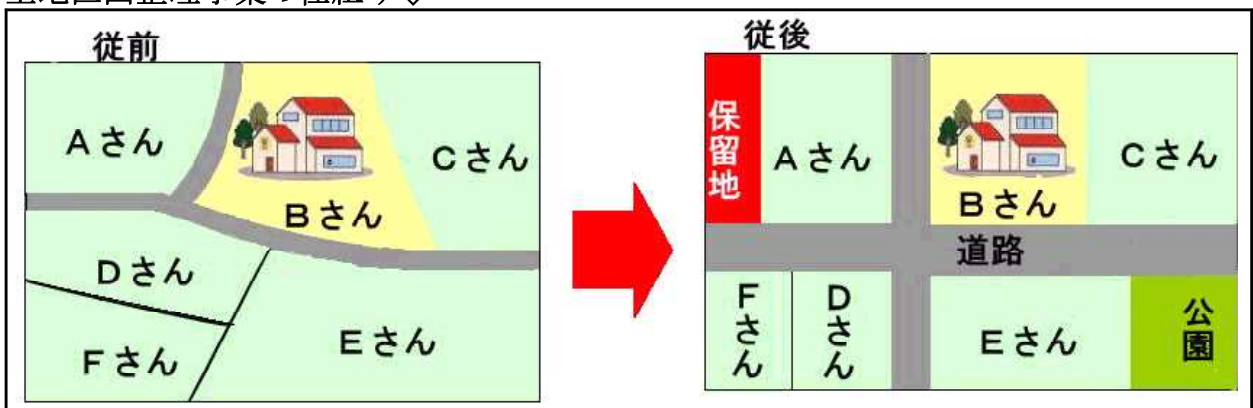
5億6,124万円

津嘉山北土地区画整理事業は、平成2年頃から地域住民や土地所有者の皆様と共に、まちづくり(案)などについて議論と検討を重ねながら作成され、事業計画が平成5年に国から認可をうけ、同年から事業が始まりました。この事業は国の補助を受けて行っています。

### 【土地区画整理事業の概要】

◆土地区画整理事業とは、都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。

### ◇土地区画整理事業の仕組み◇



地区内の土地所有者等が、土地を少しずつ提供(減歩)し、道路・公園などの公共用地や保留地に充てます。各個人の土地は、地形や形状が改善されて再配置(換地)されます。この結果、図の様に道路・公園等の公共施設が整備されます。また、個人の土地は区画が整理されるとともに、無接道の土地も接道することとなり、土地活用が図りやすくなります。

※保留地とは、売却することで事業費を得るための土地のことです。

※地権者の宅地の面積は土地区画整理事業後に減少しますが、道路や公園などの公共施設の整備や、宅地の整地によって利用価値が上がります。

### ◇事業の特徴及び効果◇

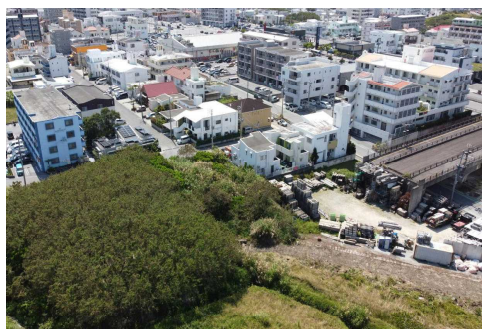
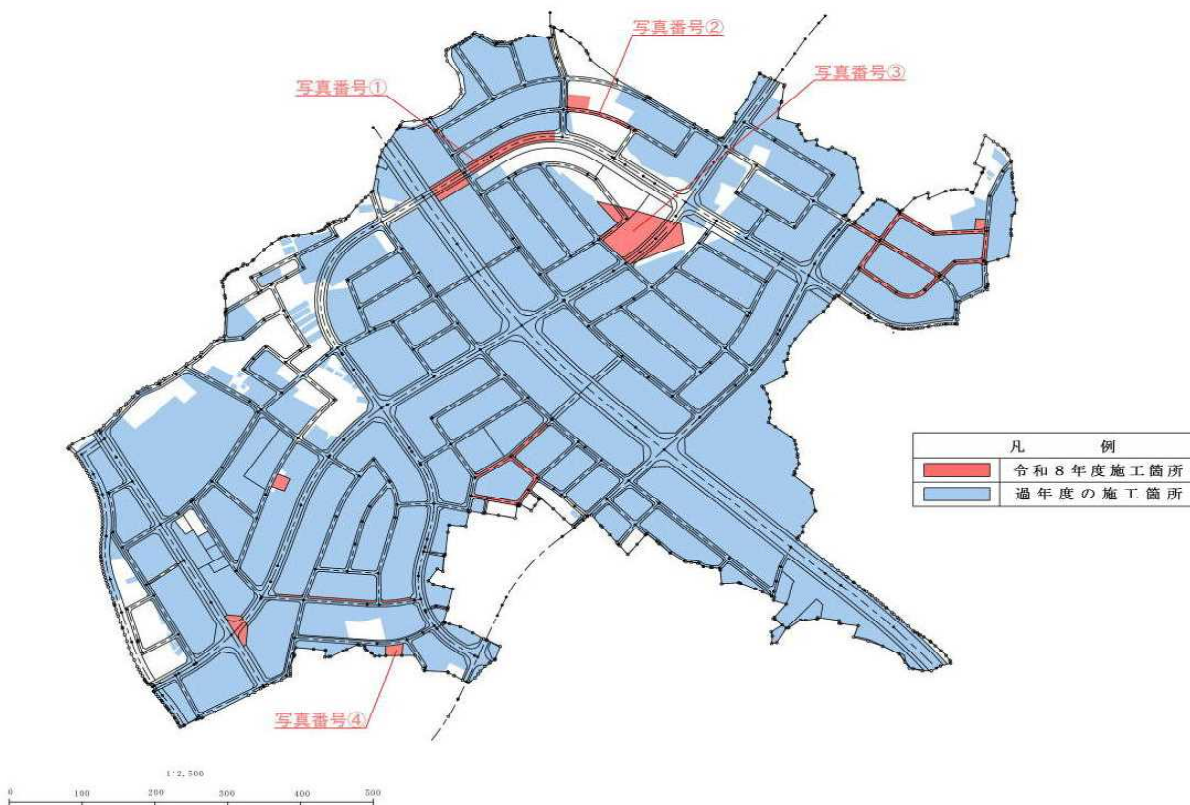
- ・事業区域内の道路、水路、公園等土地の区画が整えられ生活環境が改善されます。
- ・上・下水道など、生活に必要な施設が総合的に整備され、衛生環境の向上が図られます。
- ・土地の所有者などが公平に土地等を負担し、また利益も公平に受けられます。
- ・区画整理前の権利を保全しながら事業を行うため、長年培われてきた地域のコミュニティが活かされます。
- ・子どもの遊び場や住民の憩いの場である公園が確保されます。



# 利便性のよい魅力あるまちづくり

## 令和8年度工事予定箇所

那覇広域都市計画事業 津嘉山北土地地区画整理事業 令和8年度施工箇所図



写真番号:①



写真番号:②



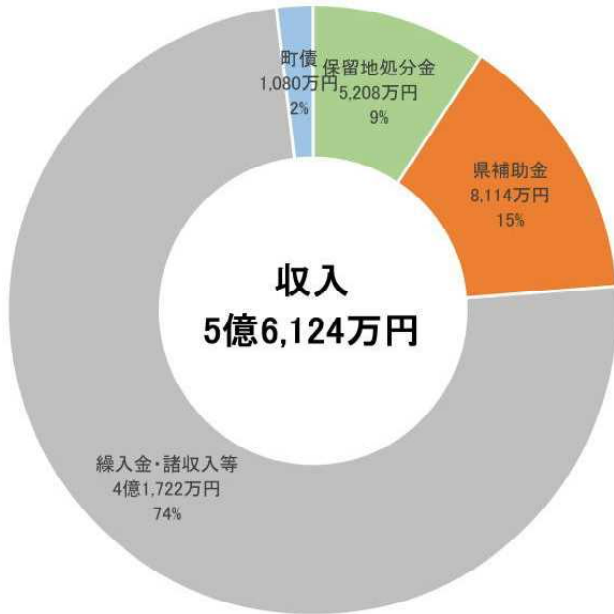
写真番号:③



写真番号:④

津嘉山北土地区画整理事業費内訳

令和8年度事業費 5億6,124万円



○土地区画整理事業繰出金

2億3,836万円

津嘉山地区土地区画整理事業をスムーズに行うため、一般会計から土地区画整理事業特別会計に繰出しています。

土地区画整理事業繰出金 2億3,836万円

## VI 環境と共生する美しく 住みよいまち

## 環境保全対策事業

(担当部署:総務部 住民環境課)

(担当部署:経済建設部 区画下水道課)

### ○環境保全対策事業

209万円

町民の生活環境を守り、住み良い環境を維持するため様々な活動を行っています。

#### 1. 環境保全の啓発・対策 21万円

定期的に町内を巡回し、地域の環境状況の把握や環境関係の苦情処理、ごみの収集状況や不法投棄などに対処しています。不法投棄多発地点には不法投棄禁止警告看板等を設置し、違法行為の未然防止に努めていきます。

主な経費としては、環境保全啓発ポスター・立て看板等の作成です。



▲町内で発見された不法投棄



▲立て看板の設置

#### 2. ハチ対策

町内で相談の多いハチの種類はミツバチ、アシナガバチがほとんどです。相談があった場合は町で現場を確認し、アドバイスをしていますが、駆除については、所有者や管理者から直接専門業者に駆除を依頼してもらう対応になります。



▲ミツバチの分封(ブンポウ)



▲アシナガバチの巣

【分封:ミツバチが巣分れの時にみられる現象で、ミツバチの大群がかたまり状になります】

ミツバチが分封する時は、ミツバチの攻撃性が低くなります。蜂が嫌いな方は、近よらないようにして飛び立つのを待ちましょう。近距離で写真撮影をしても、蜂に危害を加えない限り襲われることはほとんどありません。蜂が衣服に留まってもしばらくすると飛び立つので手で払い落としたりしないようにしましょう。

# 環境への取り組み

## 3. 狂犬病予防集合注射の実施など 36万円

生後91日以上の子犬は、その犬の所在する市町村への登録と毎年1回の狂犬病の予防注射が法律で義務づけられています。狂犬病は犬をはじめ、人間を含めた多くの動物に感染し、発病するとほぼ100%死に至る恐ろしい病気です。町では毎年5月～6月頃、狂犬病予防集合注射を実施し接種率の向上に努めています。

また、犬の登録申請は、役場窓口で行っていますが、登録事務を動物病院へ委託することで 犬の登録申請等も動物病院でできるようになっています。主な経費は集合注射案内はがきの送付代、犬登録事務等委託料です。



▲狂犬病予防集合注射の様子

## 4. 野犬の捕獲、野良猫対策

(1) 飼い犬以外の犬を野犬といい、野犬は人畜その他に危害を加える恐れがあるため町で捕獲しています。最近の傾向としては、飼い犬が捨てられ野犬化したと思われる犬が捕獲されたり、放し飼いされている犬が野犬と間違われて捕獲される例、飼い犬が子犬を生んで育てられず引取を余儀なくされることが見られ、飼い主の自覚と責任が求められています。



▲保護された犬

## (2) 野良猫対策

猫に関しては、野良猫の鳴き声による騒音、糞害などの相談が多く寄せられます。対策としては、敷地内に猫を近寄らせないよう忌避方法の案内、相談があった地域にチラシ配布等の適正飼養の呼びかけ、餌を与えている方に動物愛護法に基づいた適正飼養をするよう指導を行っています。

### 猫に関する苦情について

最近、この地域で猫による苦情があります。「敷地内にふん尿をされ、汚れや悪臭で困っている」や「ごみを散らかす」、「夜に変な鳴き声で鳴いてうるさい」などの苦情です。地域のみんなが心地よく生活ができるためには、一人一人の周囲への配慮が必要です。

\*\*\*\*\*猫を飼っている方へ\*\*\*\*\*

※下記のことにご注意し、責任を持って飼いましょう！！※

- 室内で飼う**  
元来、猫は放し飼いが当然の風潮がありますが、現在の住宅事情ではふん尿の悪臭、ごみを散らかす等により近所に迷惑をかけた。飼い猫が交通事故に遭うという恐れがあります。猫は肉食動物的に生活する習性があり、室内でも空欄を促して十分飼うことが可能だとされています。
- 首輪をつける**  
野良猫と間違われぬために首輪をつけましょう。首輪には連絡先を記入するなど飼い主が分かるようにして、責任を持って飼いましょう。
- ふんの場所をしつける**  
ふん尿は自らの決まった場所をするようにしつけ、他人に迷惑をかけるないようにしましょう。
- 避妊・去勢手術をしましょう**  
避妊・去勢手術は、望まない妊娠を防止、不妊な子猫や野良猫を増やさないことだけでなく、猫の性行動に伴って発生する病変や遺伝的変異の予防、性的なストレスの軽減、他動行動の予防や改善などの効果もあります。将来的に繁殖をする予定がなければ、愛猫の健康のためにも避妊・去勢手術を考えてみてはいかがでしょうか？

\*\*\*\*\*地域のみなさんへ\*\*\*\*\*

- 野良猫にえさを与えないでください！**  
野良猫にえさを与えることは、近所に野良猫が増えることにつながり、猫による被害が増え、近所の住民に大変迷惑になります。「かわいそう」とか「野良猫に餌はあげないから」といった感情でえさを与えることがないようにしてください。

南風原町役場 住民環境課  
TEL 889-1797

▲猫の苦情に関するチラシ

## 5. ハブ対策

沖縄県では、ハブ咬症事故は毎年のように発生しています。ハブ咬症の多くは屋敷内や畑で発生しています。町内でも数多く生息すると考えられ、その被害を減らすために捕獲器貸し出しや、対策方法の相談等を行っています。ハブやぬけがらを見かけたら住民環境課生活環境班へご相談ください。



▲ハブ捕獲器で捕獲されたハブ

### 最近5年間のハブ咬症発生状況

|      | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 |
|------|------|------|------|------|------|
| 沖縄県  | 54   | 49   | 66   | 45   | 43   |
| 南風原町 | 0    | 1    | 0    | 2    | 1    |

※沖縄県はハブ・ヒメハブ・サキシマハブ・タイワンハブの合計、南風原町はハブのみ。

## 6. その他環境保全に係る経費 1万円

環境保全の取り組みを推進するため、協議会や民間団体等へ負担金や補助金を交付しています。主な経費は沖縄県アジェンダ21県民会議補助金等です。

## 7. 浄化槽設置補助金 150万円

町では、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、くみ取り便所及び既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換をする方に対し、浄化槽の設置に係る費用の一部を補助しています。

※浄化槽の設置補助には、対象地域等に条件がありますので、詳しくは区画下水道課まで

区画下水道課 電話 889-2508

### 令和8年度事業計画

全体事業費 150万円

(5人槽2基)

### 財源内訳

国庫補助金 : 50万円

町負担分 : 100万円



# 環境への取り組み

8. 沖縄県合併処理浄化槽普及促進市町村協議会補助金及び負担金 1万円

## ★用語解説★

浄化槽には、し尿のみを処理し、生活雑排水(台所、風呂場等)は未処理のまま河川等に放流する単独処理浄化槽とし尿及び生活雑排水等を合わせて処理する合併処理浄化槽の2種類がありました。

しかし、浄化槽法が改正されたため、平成13年度より単独処理浄化槽の設置が禁止となり、合併処理浄化槽の設置が義務づけられたため、浄化槽＝合併処理浄化槽となりました。



## 公害対策事業

(担当部署:総務部 住民環境課)

159万円

### ○公害対策事業

町では、旧最終処分場跡地等に関する「那覇市・南風原町公害防止対策連絡協議会」を設置し、公害パトロールを隔月で実施することにより、公害発生の有無を確認しています。また、公害対策のため「公害対策審議会」、「河川環境対策協議会」を設置しています。公害の発生防止は事業者・町民の責務です。環境へ悪影響を及ぼすものは事前に防止し、公害等のない住みよいまちづくりを目指します。

#### 1. 公害に関する各種協議会及び審議会の委員報酬等 12万円

公害に関する各種協議会及び審議会を設置し、各委員の意見を取り入れ公害を防止し町の生活環境の保全に努めます。



▲公害パトロール(河川確認)

#### 2. 河川の水質調査 65万円

国場川水系の水質の実態を把握するため、国場川水系流域の市・町が合同で調査を行い、これらの調査結果をもとに国場川水系の環境保全対策の基礎資料を得ることを目的とします。また、河川の水質の現況と経年変化を把握し、河川の水質汚濁の防止につなげます。

##### 【令和7年度調査ポイント(6ヶ所)】

安里又川上流(字宮城)、前田橋(字宮城)、  
大子橋(字兼城)、池原橋(字兼城)、  
武川良橋下流(字喜屋武)、新垣橋(字山川)



▲水質調査の様子

#### 3. 自動車交通騒音の測定等 82万円

居住環境の保全に役立てるため、町内の要所3地点を選んで、道路の自動車交通騒音を測定し、実態を把握します。

##### ・令和7年度測定ポイント(3箇所)

国道329号(字宮平666番地1)

国道329号(字兼城603番地)

国道507号線(字津嘉山1321番地1)



▲騒音測定の様子

# 環境への取り組み

## 指定ごみ袋還元基金事業

(担当部署:総務部 住民環境課)

### ○指定ごみ袋還元基金事業

470万円

町民のみなさまが購入している指定ごみ袋の売上収入は基金として積立て、環境学習、ごみの資源化や減量、環境保全活動の助成を行っています。

主な事業内容と主な経費

#### 1. 資源ごみ集団回収等事業報償金 17万円

ごみの減量・資源化し、生活環境の保全を推進するため、資源ごみ集団回収実施団体に報償金を交付しています。報奨金の交付を受けようとする団体は、役場住民環境課で資源ごみ集団回収事業実施団体の登録が必要になります。



▲資源ごみ集団回収の様子

#### 2. 生ごみ処理機等購入補助金 40万円

ごみの資源化・減量化の一環として、生ごみ等の自己処理を推奨し、堆肥化を促進するため生ごみ処理機等購入補助金を交付しています。補助に関しては事前に役場住民環境課へ申請が必要になります。

処理容器 1世帯につき2基まで  
購入額の8割補助(限度額6,000円)

処理菌等(基材) 1世帯につき2袋まで  
購入額の8割補助(限度額6,000円)

処理機(電気式) 1世帯につき1台  
購入額の5割補助(限度額30,000円)



▲生ゴミ処理容器

## 3. エコセンター運営費 413万円

環境保全・ごみ減量の普及・啓発に向け、環境情報の発信拠点として、はえばるエコセンターを運営(委託)しています。

町内小中学校、児童館、学童等と連携した子ども達への環境学習や自然体験学習及びごみ処理・リサイクル施設見学会、町内各種団体や一般向けに環境学習等を開催し、より一層環境情報発信の場として取組を充実させていきます。



▲エコセンター外観



▲フリーマーケット



▲川の観察会

## ごみ処理対策事業

(担当部署:総務部 住民環境課)

### ○ごみ処理対策事業

3億1,829万円

#### 1. ごみの収集運搬と処理

町内から収集される「もやすごみ」「もやさないごみ」「有害・危険ごみ」「粗大ごみ」は、本町と那覇市で設立した那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターで破碎・焼却処分されます。町全域の家庭ごみの収集運搬は、町が委託した収集業者が各家庭の門口から収集運搬しています。町は、その委託料を収集業者に支払います。ごみの出し方について詳しくは「家庭ごみの正しい分け方・出し方」のポスターをご覧ください。

また、ごみ処理に掛かる経費で、那覇市・南風原町環境施設組合の運営費や那覇・南風原クリーンセンターの管理運営費及び最終処分場(那覇エコアイランド)建設費をごみの搬入量実績による負担割合で、那覇市・南風原町環境施設組合に負担金として支払い、平成19年7月に本町東新川地区に建設された「環境の杜ふれあい」の管理運営費については一定の負担割合で那覇市と負担しています。この施設で使用される電力はすべて「那覇・南風原クリーンセンター」の焼却炉で発電された余剰電力と施設屋上の太陽光発電でまかなわれ、雨水も散水やトイレ用水として利用しています。

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 家庭ごみ収集運搬委託料               | 6,915万円   |
| 那覇市・南風原町環境施設組合負担金         | 1億5,518万円 |
| その他(町指定ごみ袋製造費、町内清掃ごみ処理費等) | 3,336万円   |

# 環境への取り組み



▲家庭ごみ回収の様子



▲資源ごみ(古紙)分別作業

## 2. 資源ごみ・粗大ごみの処理

資源ごみ(アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、リターナブルびん、ダンボール、新聞・チラシ、紙パック、雑がみ・本類、布・古着類、草木、廃食用油)を分別収集し、リサイクル業者に処理を委託しています。また、廃食用油はバイオマス発電施設へ販売し、サーマルリサイクルとして利用されます。町では今後も循環型社会の形成を目指し取り組んでいきます。

### 主な経費

|               |         |
|---------------|---------|
| 資源ごみ収集運搬業務委託料 | 1,323万円 |
| 資源ごみ分別業務委託料   | 2,012万円 |
| PET・ビン再商品化委託料 | 65万円    |
| 草木処理委託料       | 1,321万円 |
| 町内一斉清掃処理委託料   | 442万円   |
| 粗大ごみ収集運搬業務委託料 | 897万円   |



▲解体作業の様子



▲粗大ごみ(スプリング入りマットレス)

町内から収集される粗大ごみは、那覇・南風原クリーンセンターで破砕して焼却処分されます。粗大ごみの処理は予約制になっていますので、役場住民環境課に電話で申し込み、粗大ごみ処理券を貼って指定の日に出してください。

### し尿処理事業

(担当部署:総務部 住民環境課)

#### 〇し尿処理事業

2,018万円

一般家庭のし尿・浄化槽汚泥は許可業者が収集運搬し、南風原町・西原町・与那原町・中城村・北中城村の5町村で組合を構成した、南部広域行政組合の「汚泥再生処理センター」で、し尿処理を行っております。

南部広域行政組合負担金(汚泥再生処理センター) 2,018万円



▲アパートの合併浄化槽清掃の様子



▲汚泥再生処理センター

## VII 行財政計画

# 効率的で健全な行財政運営

## 議会運営事業

(担当部署:議会事務局)

### ○議会運営事業

9,327万円

#### 1. 議会の権限とは

町議会は地方自治法などの法律によって多くの権限が与えられており、町政の重要な事柄を審議・決定する大切な役目を持っています。主なものは次のとおりです。

##### ①議決

議会に与えられた権限の中で最も重要なもので、

- ・条例の制定・改廃
- ・予算の議決
- ・決算の認定
- ・一定金額以上の契約の締結など

町政の重要な事柄に関しては、町議会の議決が必要です。

##### ②調査と検査

町の仕事が、町議会の決定に従って適正に行われているかどうかを調査、検査します。

##### ③意見書、決議

町民の福祉の向上や利益につながることについて、国、県などに意見書を提出したり、国政や社会問題などについて、議会の意思を明らかにするために決議を行ったりします。

##### ④その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権、町長が副町長、教育長、教育委員、監査委員などを選任する場合の同意権、町民から提出された請願・陳情の受理権などがあります。

#### 2. 議会運営に係る主な経費

##### ①議員報酬 5,131万円

- ・議長:35.0万円(月額)
- ・副議長:29.0万円(月額)
- ・委員長:27.2万円(月額)
- ・その他議員:26.3万円(月額)

##### ②議員期末手当 1,604万円

報酬額に10%を乗じて得た額を加算した額に100分の345を乗じた額(年間)

##### ③議員共済会給付負担金等 1,185万円

##### ④旅費(費用弁償等) 678万円

##### ⑤需用費 16万円

- 消耗品費 15万円
- 食糧費 1万円



議会議場での採決の様子

⑥使用料及び賃借料 88万円  
ペーパーレス会議システム使用料 73万円  
タブレット端末制御ソフト使用料 13万円  
その他使用料 2万円

⑦負担金、補助及び交付金 608万円  
政務活動費交付金 279万円  
その他負担金 329万円

⑧その他 17万円



現場調査(予算の現場を見て確認します)

## ◎政務活動費とは◎

政務活動費は、地方自治法第100条第14項～第16項に規定され、「南風原町議会政務活動費の交付に関する条例」に基づいて、町議会の議員が行う調査研究その他の活動のために必要な経費の一部として交付されます。



## ◎政務活動費の交付について◎

『南風原町議会政務活動費の交付に関する条例』及び『南風原町議会政務活動費の交付に関する規程』により、請求のあった議員に対して、月額1.5万円(年額18万円)を毎年4月と10月にそれぞれ半年分を一括して交付します。

議員は交付された政務活動費を調査研究その他の活動に使い、年度が終わると議長に収支報告書を提出し、報告することとしています。

また交付額を全て使わなかった場合は、残額を返還しなければなりません。

# 効率的で健全な行財政運営

## 企画事務事業

(担当部署:総務部 企画財政課)

### ○企画事務事業

3,611万円

1. 南部広域市町村圏事務組合負担金 173万円(総務費)  
2,071万円(南斎場建設事業負担金)

#### ※構成市町村

(5市) 糸満市、浦添市、豊見城市、那覇市、南城市

(4町) 南風原町、八重瀬町、与那原町、久米島町

(6村) 粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

#### 【主な事業】

##### ①「南斎場」の管理運営

火葬需要への対応と公衆衛生上の重要な都市施設である「南斎場」の管理運営を行います。

##### ②広域研修事業:構成市町村職員を対象に広域研修を実施します。



南斎場

2. 南部広域行政組合事務局運営負担金 176万円

#### ※構成市町村

(3市) 糸満市、豊見城市、南城市

(4町) 南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町

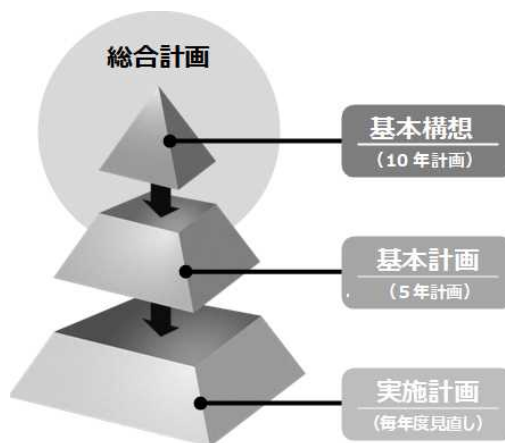
(7村) 中城村、北中城村、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村

3. 第六次総合計画策定委託料 832万円  
総合計画審議会委員報酬等 62万円  
印刷製本費 28万円

【策定期間:令和7~8年度】

【基本構想期間:令和9年度~令和18年度】

4. 会計年度任用職員報酬、その他 269万円



## 電子計算事務事業

(担当部署:総務部 企画財政課)

### ○電子計算事務事業

5,409万円

文書管理システムをはじめとする事務処理業務の多くを、デジタルによる管理・運営により効率化し、コスト削減を図っています。また、個人情報の漏洩や不正使用の対策を強化し、情報セキュリティの確保及び個人情報保護を図ります。

#### 1. 業務システム(事務処理系システム)の管理・運営 5,409万円

各業務システムを安定して管理・運営するための保守委託費用やシステム・機器等の使用料、セキュリティ対策に係るライセンス費用や負担金などを計上しています。

##### 主な経費

|                  |         |
|------------------|---------|
| ネットワーク関係委託料等     | 902万円   |
| 電算個別業務処理委託料      | 266万円   |
| シンクライアントシステム使用料  | 463万円   |
| 仮想サーバー使用料等       | 2,805万円 |
| 沖縄県セキュリティクラウド負担金 | 310万円   |
| 備品購入費            | 292万円   |
| 会計年度任用職員報酬等      | 297万円   |
| その他(消耗品・修繕料)     | 74万円    |



業務用共用パソコン

## 基幹系事務事業(マイナンバー制度関係等)

(担当部署:総務部 企画財政課)

### ○基幹系事務事業

1億1,706万円

住民票など各種証明書発行、児童手当や福祉サービスなど多くの事務が基幹システムにより行われています。基幹システムは、早く正確な行政サービスの提供や業務の効率化を図るために不可欠なものであり、住民の生活に直結する様々なデータを管理・処理する役割を担っています。

#### 1. 基幹システム(住民サービス系システム)の充実 1億1,706万円

基幹システムを管理・運営するための保守委託費用、機器等の使用料、各種通知等印刷製本に係る経費、社会保障・税番号制度にかかる負担金などの費用を計上しています。

##### 主な経費

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 住民情報システム委託料等         | 1,229万円 |
| 住民情報システム使用料等         | 5,687万円 |
| 番号制度関係負担金            | 312万円   |
| 標準準拠システム関係経費         | 3,480万円 |
| その他(印刷製本費、備品購入費、負担金) | 998万円   |



各種通知書等

# 効率的で健全な行財政運営

## DX推進事業

(担当部署:総務部 企画財政課)

### ODX推進事業

1,806万円

デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、各種業務のデジタル化を進めることで、行政の効率的な運営を実現します。さまざまなシステムを活用することにより、業務の効率化と行政サービスの向上を図ります。

#### 1. 各種システムの導入・保守管理 1,806万円

紙文書をデジタル化し、町民へ迅速かつ安全に通知できる「デジタル通知システム」を新たに導入します。これにより、従来の紙文書管理を効率化し、通知の迅速化を実現します。さらに、公共施設の予約や料金支払いをオンラインで行える「公共施設予約システム」や、各種手続きをオンラインで申請できる「自治体専用ツール」を活用し、町民の利便性向上を図ります。加えて、AI技術を活用した議事録作成や生成AIによる業務効率化を進め、職員の負担軽減とともに行政サービスの更なる向上に取り組みます。

#### 主な経費

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| デジタル通知システム構築委託料    | 220万円          |
| 自治体専用ツール使用料        | 227万円          |
| 音声認識システム使用料        | 93万円           |
| 公共施設予約システム使用料      | 193万円          |
| 生成AIシステム使用料        | 37万円           |
| デジタル通知システム使用料      | 545万円          |
| 電子署名システム使用料        | 37万円           |
| 会計年度任用職員報酬等<br>手数料 | 344万円<br>108万円 |
| 消耗品費               | 2万円            |



公共施設予約システムTOP画面

## ふるさと納税推進事業

(担当部署:総務部 企画財政課)

### ○ふるさと納税推進事業

1億9,993万円

南風原町へ寄附していただいた町外在住者に対して町の特産品等を返礼品として贈呈します。ふるさと納税制度を活用し、南風原町、事業所が一体となり、南風原町のPRや地場産品の販路拡大など地域活性化を推進します。また令和5年度に「企業版ふるさと納税」の認定を国から受け、企業からの寄附受入が可能になりました。

#### 主な経費

|             |           |
|-------------|-----------|
| ふるさと納税業務委託料 | 1億3,354万円 |
| ポータルサイト使用料  | 4,200万円   |
| その他         | 2,439万円   |



▲ふるさと納税による返礼品の一部

#### ふるさと納税とは？

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。

ふるさと納税という名称ですが、実際には自治体への寄附となっており、寄附金のうち2,000円を越える金額が税金の控除対象となります。また、地域の特産品が返礼品としてもらえることも魅力となっています。

#### 企業版ふるさと納税とは？

企業版ふるさと納税制度は、国が認定した地方公共団体へ「企業が地域貢献の思いをカタチにする制度」となっています。

企業版ふるさと納税は返礼品贈呈はなく、経済的利益を得ることも禁止されていますが、寄附額の最大約9割が法人関係税から控除され、約1割の実質負担で地方自治体の事業を応援できる制度となっています。

# 効率的で健全な行財政運営

## 住基・印鑑登録事務事業

(担当部署:総務部 住民環境課)

### ○住基・印鑑登録事務事業

5,597万円

#### 1. 住民基本台帳・印鑑登録に関する事務

住民の皆様が町内外へ引越した時、又は婚姻届、離婚届、出生届、死亡届など、役場へ届出をした場合に、住民基本台帳の記録更新を行い、氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成します。住民基本台帳は住民の方々に関する事務処理の基礎となるものです。又、住民票の写しの交付などにより、住民の方々の居住関係を公証するとともに国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の被保険者の資格の確認、児童手当の受給資格の確認、学齢簿の作成、生活保護及び予防接種に関する事務、印鑑登録に関する事務処理のため等に利用されます。

平成25年4月からは旅券(パスポート)の受付申請・交付も行っており住民の利便性が向上しております。

また、住民環境課では新規又は車検の切れている自動車を車検場に移動させる際、公道を臨時的に走らせるために必要な許可を受けるための制度、自動車臨時運行許可業務(仮ナンバー)も行っております。

|      |                 |         |
|------|-----------------|---------|
| 主な経費 | 窓口対応嘱託職員報酬等     | 2,401万円 |
|      | コンビニ交付事務委託料     | 240万円   |
|      | 個人番号カード窓口等業務委託料 | 2,627万円 |
|      | コンビニ交付事務運営負担金   | 69万円    |
|      | その他の経費          | 260万円   |



マルチコピー機の多機能端末とは、コンビニやファックス機のことです。

### ★コンビニのコピー機を利用して各種証明書の発行が可能です。

マイナンバーカードを利用し、平成25年9月から全国のコンビニエンスストアの店舗内に設置されている多機能端末(マルチコピー機)から、証明書発行が可能となり、月平均1,497件の利用があります。

利用時間は(6:30~23:00)となっており、住民の利便性が更に向上しております。  
また、マイナンバーカードを利用して、e-Taxによる申告等がインターネットを使ってできます。

| 取得可能証明書                                  | 利用時間       | マルチコピー機設置場所               |
|------------------------------------------|------------|---------------------------|
| 住民票、印鑑証明書<br>所得証明書、所得課税証明書<br>戸籍証明書、戸籍附票 | 6:30~23:00 | 全国のファミリーマート、ローソン、セブンイレブン等 |

またコンビニで証明書を交付する場合は現行の手数料300円から200円となり、よりお得で便利です。(戸籍事項証明書のみ 手数料450円→400円)

【コンビニで取得した証明書のイメージ】

## 証明書のイメージ



おもて面



うら面

証明書のおもて面、うら面には高度な偽造・改ざん防止対策が施されています。

※実際の証明書は、市区町村指定の様式になります。

## 住民環境課からのお知らせ

### 戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正によって 平成20年5月1日から「本人確認」が義務付けられています

近年、本人の知らない間に戸籍や住民票等の証明書が不正に取得されたり、虚偽の届出がされるという事件が全国的に発生していることや個人情報保護に対する関心が高まったことから、不正請求防止のため、窓口に来られた方の本人確認が義務付けられました。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

#### 1. 戸籍の届出時には身分証を持参してください

近年、本人の知らない間に他人が勝手に婚姻届や養子縁組届などを提出する事件が起きています。町ではこうした虚偽の届出を防止するために、次の5つの届出について窓口に出す全ての人に身分証(官公署発行で写真付きのもの:運転免許証・パスポート等)を提示していただいています。なお、身分証をお持ちでない人も届出をすることはできますが、本人と確認ができなかった場合には、郵便で届出があったことを当事者に通知しています。

※身分証の提示が必要な戸籍の届出: 婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届

※本人の意思に基づかない戸籍の届出がされることを防ぐため、届出を受理しないよう申し出る制度「不受理申出制度」もあります。

#### 2. 住民異動届について

第三者のなりすましによる悪質な届出を未然に防ぐため、写真付き証明書等(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)で本人の確認を行っています。

## 窓口での本人確認書類について

### ○1点確認でよいもの(官公署が発行した顔写真付き証明書)

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳など。

### ○2点確認以上の組み合わせの確認(「①2点」または「①+②」の組み合わせで2点以上)

※複数提示をお願いすることがあります。(例えば、資格確認証と国民年金手帳など)

資格確認証若しくは介護保険の被保険者証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、学生証など

### 代理人の方は「委任状」の提出が必要です。

※代理人は、本人確認書類と請求者の代理人であることを明らかにする書類(委任状)が必要です。

※偽りその他の不正な手段によって戸籍及び住民票等の証明書の交付を受けた者は、**刑罰(30万円以下の罰金)**が科されます。

※印鑑証明書については、これまで同様**印鑑登録証**の提示のみで交付を受けることができます。

問い合わせ先 住民環境課 Tel.889-4414

## 町県民税に係る経費

(担当部署:総務部 税務課)

### ○町県民税に係る経費

3,218万円

個人の町県民税は、その年の1月1日に町内に住所がある方と、町外に住所がある方で町内に事務所や事業所等がある個人に対して、前年の所得に応じて課せられる税金です。

法人町民税は、町内に事務所や事業所がある法人に対して、資本金等の額、従業者数の区分に応じた均等割と、法人税(国税)によって算出された法人税割の合計額を申告納付していただく税金です。

公平・公正な課税を行うだけでなく、町民の方へのわかりやすい説明やスムーズに申告などの手続きができるよう、窓口等のサービス向上に取り組んでいます。

また、地方税の手続きについては全国的に電子化が進められており、本町においても国税連携システム及びeLTAX(エルタックス)システムを活用し、事務の効率化を図っています。

#### 主な経費

|             |         |
|-------------|---------|
| 会計年度任用職員報酬等 | 935万円   |
| 納付書等郵送費     | 350万円   |
| 納付書作成等委託費   | 702万円   |
| eLTAXに係る経費  | 1,178万円 |
| その他事務経費     | 53万円    |



## 固定資産税に係る経費

(担当部署:総務部 税務課)

### ○固定資産税に係る経費

2,371万円

固定資産税(土地・建物・償却資産)に対する課税を適正に行うためには、その固定資産の正確な把握、適正な評価(価格)が基本となります。土地や建物には様々な形態があり、その評価について納税者へより分かりやすく正確に説明する目的から、町では以下のような業務を行っています。

#### 1. 標準宅地の不動産鑑定業務(土地)

適正に土地の固定資産税を課税するため、固定資産の評価の基準となる標準宅地価格の調査を不動産鑑定士に依頼しています。

#### 2. 土地の課税資料修正業務(土地)

土地の用途や、所有者、面積などの登記情報に変更があった場合は、土地のデータ修正を行い、そのデータを基に地籍図や路線価図等の課税資料を作成し、現地調査や日々の課税業務に活用しています。

また、課税業務以外にも、工事前の地番の確認、道路の位置、境界の確認等、さまざまな場面で活用されています。



## 賦課徴収事業

(担当部署:総務部 税務課)

### ○賦課徴収事業

3,285万円

町税等(個人住民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税)の徴収業務、納税指導や滞納整理(差押えなど)事務を行い町税の納付又は納入の安定確保を目的とする経費です。職員5名に納税指導をする会計年度任用職員3名を配置し、税負担の公平・公正性を保ち、町税の安定確保の向上に取り組んでいます。

#### 主な経費

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 会計年度任用職員(町税務徴収員)報酬等 | 1,262万円 |
| 郵送費等                | 574万円   |
| 消耗品など事務経費           | 240万円   |
| 過年度還付金              | 1,209万円 |

### ★Pointチェック!

#### 滞納処分とは・・・?

納税は国民の義務です。税金は、納税者の方が定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっています。その納期限までに税金の納付又は納入がない場合には、納期限内に納められた方との公平性を保つため、また町の租税債権を保全するために、本来の税額に延滞金が加算されるほか、やむなく「滞納処分」を行うことがあります。

「滞納処分」とは、税金を滞納している者(個人または法人)の意思に関わりなく、滞納になっている税金を強制的に差し押さえ徴収することです。滞納者の財産を差し押さえ換価し、滞納になっている税金に充て完納させる一連の手続きを言います。



#### 差押えとは・・・?

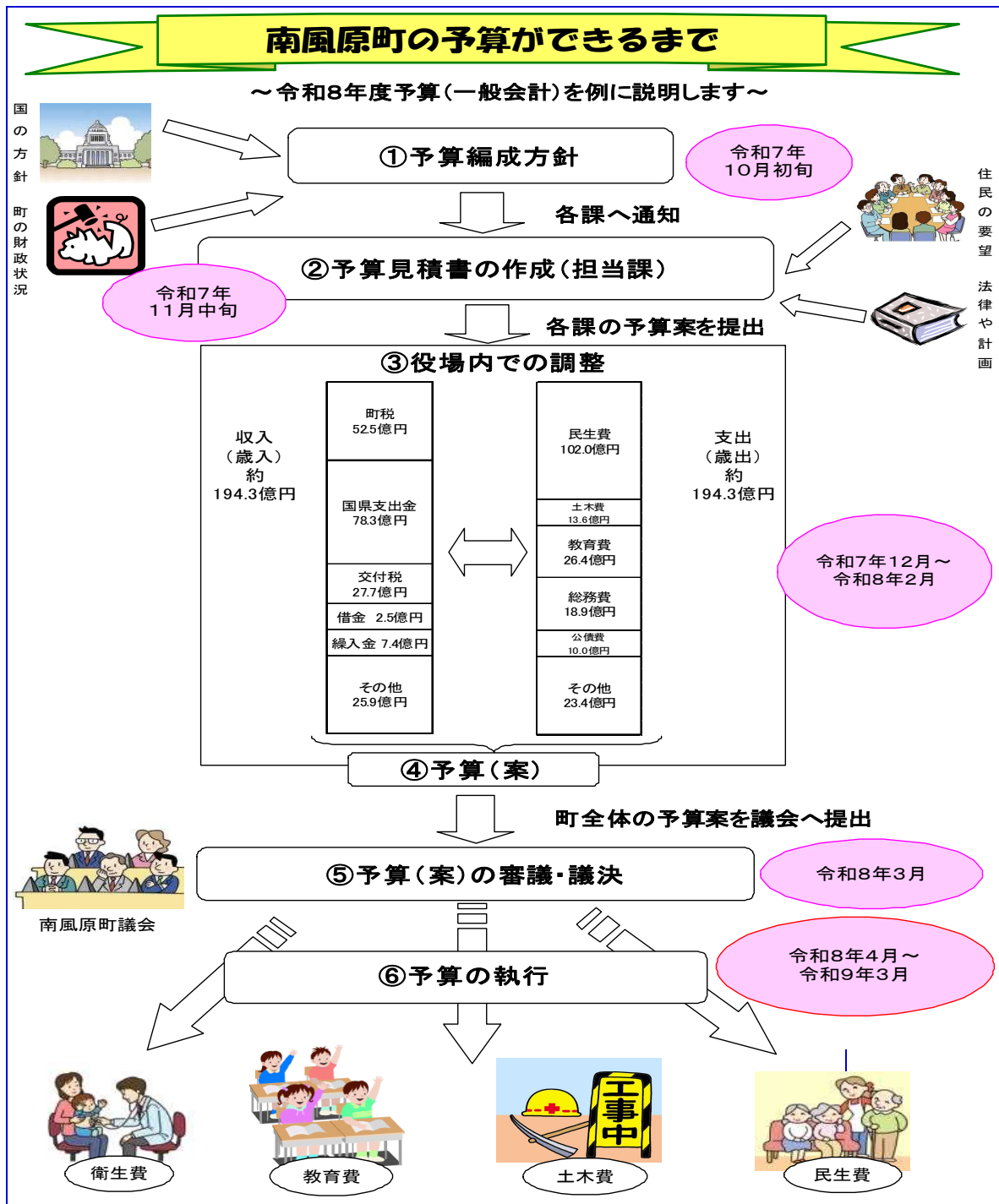
財産調査で発見された滞納者の財産に対する差押えを言います。差し押えを行った場合、滞納者やその利害関係者(会社・金融機関・生命保険会社・不動産の抵当権者など)に「差押通知書」を送付します。※法律では「督促状を発送した日から起算して10日経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」となっています。

(国税徴収法第47条)

# 資料編（インタビュールーム）

## Q1 町の予算はどのようにしてできるのですか？

予算とは、南風原町の1年間の収入と支出の見積りのことをいいます。家計に例えると、「1年間の収入がいくらで、そのうちの生活費がいくら、ローンの返済がいくら」というものを示したものです。町長(役場)が予算案を作り、その案を議会に提出します。議会で可決(承認)されると、正式に予算となります。



令和8年度の予算を例に、前のページの図にそって説明します。

①予算編成方針(令和7年10月初旬)

予算編成方針とは、国の方針や町の財政状況などを参考に、予算を作るときに基本的な考え方を示したものです。この予算編成方針を役場の各課に通知します。各課はこの方針を基に予算の見積もりをします。

②予算見積書の作成(令和7年11月中旬)

予算編成方針に基づき、事業の担当課では、予算見積書を作成します。皆さんの家庭でも、洗濯機が古くなったから新しいものを購入したい、旅行に行きたい、など要望はたくさんあると思いますが、実際の収入に見合う範囲内で、優先順位を決めて家計をやりくりしていることと思います。

町も皆さんの家庭の家計と同じように、限られた収入(財源)の中で、優先順位をつけて事業を選択し、予算を作っています。

③役場内での調整(令和7年12月～令和8年2月)

役場内で、各課の予算見積書の内容について聞き取り(ヒアリング)を行います。一つ一つの事業について、緊急性、必要性があるのか、法律や町の計画に沿ったものなのかなど、内容の確認を行います。

④予算(案)の提出(令和8年3月)

最終的に、1年間の収入の見積もりと、支出の見積もりを同じ額になるように調整し、予算(案)を作ります。その後、予算(案)は、説明書をつけて、議会に提出されます。

⑤予算(案)の審議・議決(令和8年3月)

提出された予算(案)は、3月の定例議会において審議が行われ、議決されます。議決の内容は「原案可決」、「修正可決」、「否決、審議未了」の3種類あり、「原案可決」若しくは「修正可決」の議決がなされると、予算案が予算として成立することになります。

⑥サービスの提供(令和8年4月から令和9年3月までの1年間)

議会の議決(予算成立)後、1年間の予算の使用計画に基づき、担当課において予算の執行(サービスの提供)が行われます。

以上で、予算が作られサービスの提供として使われるまでを説明しました。町では、皆さんが支払う貴重な税金を、最小の経費で最大の効果を得られるよう努めてまいります。

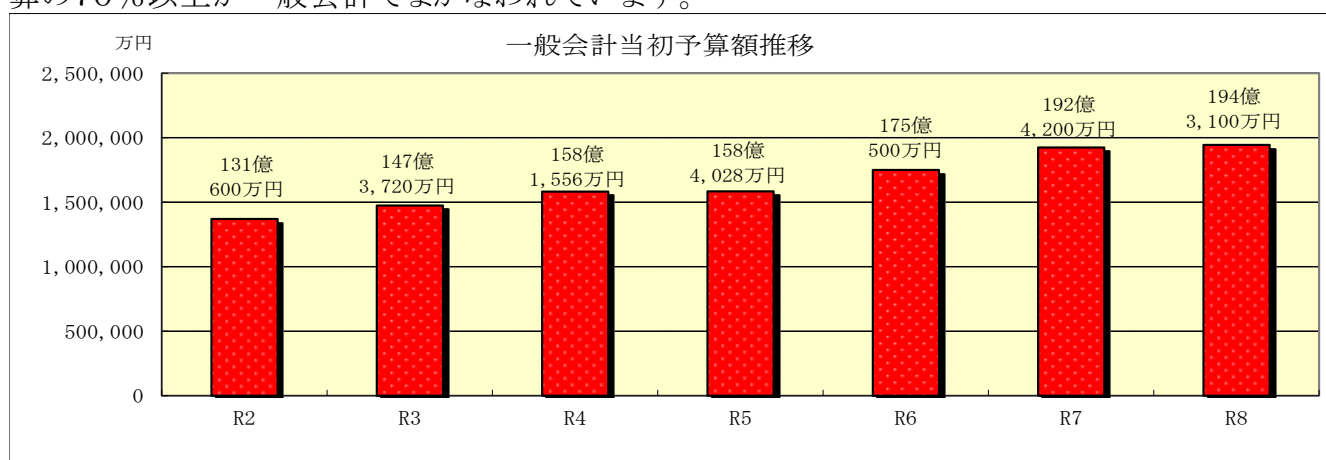


## Q2 町の予算は毎年増えているのですか？

町の予算は皆さんの家庭の家計と同じように、得た収入(町税や国・県からの補助金など)や、借金(町債など)をしながら、仕事をしてやりくりしています。町の予算は、人口の増加に伴う社会福祉費の増や社会資本の整備等により年々増加しています。なお、町の予算は、一般会計及び3つの特別会計及び公営企業会計に分かれており、各会計の説明は下記のとおりとなっています。

### ○一般会計

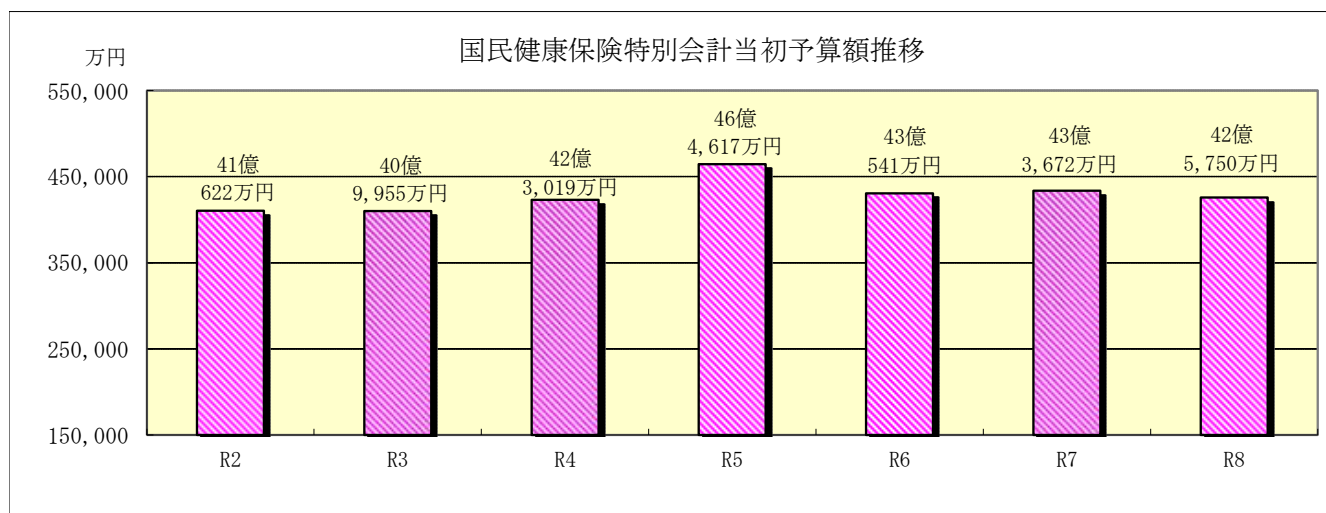
本会計は民生費や土木費、教育費など、行政を運営するうえで最も基本となるもので、町の予算の70%以上が一般会計でまかなわれています。



### 特別会計

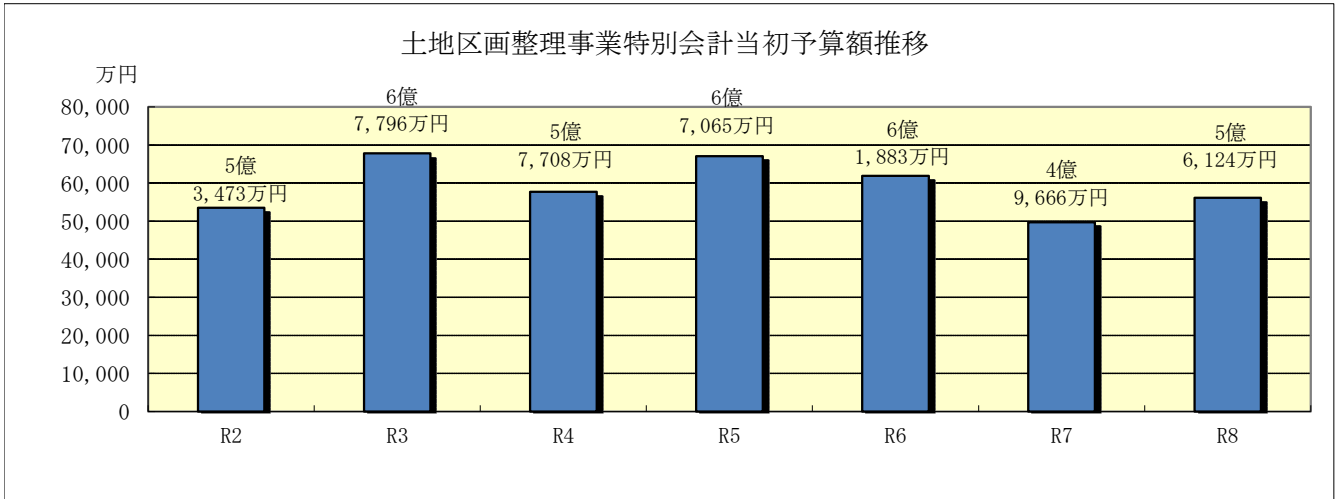
#### ■国民健康保険特別会計

通称「国保」の運営は、加入者の皆さんが納めた税金だけではなく、国・県・町も費用を負担しています。加入者の誰もが安心して平等に医療が受けられるように保険税を出し合い、いざというときの医療費にあてる「助け合い」の精神に基づいた制度です。ひとり一人が自分の健康状態を管理することで医療費の抑制にもつながりますので健康診断を受診しましょう。



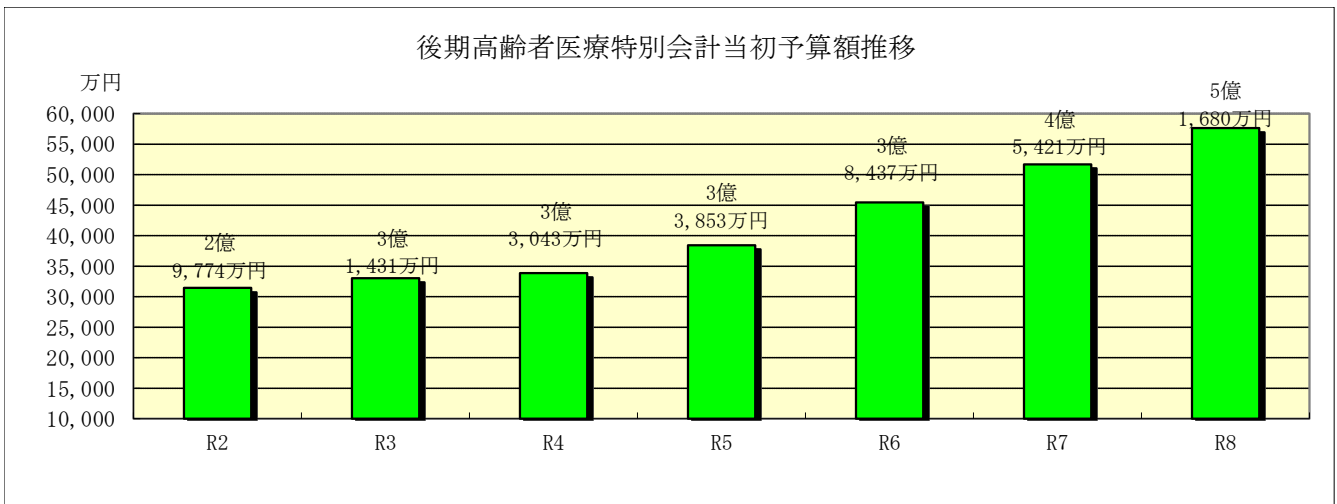
■土地区画整理事業特別会計

本特別会計は津嘉山北土地区画整理事業を実施するため、平成8年度に創設されました。平成2年頃から地域住民の皆さんや土地所有者の皆さんとまちづくり(案)などについて議論や討論を重ねながら実施しています。



■後期高齢者医療特別会計

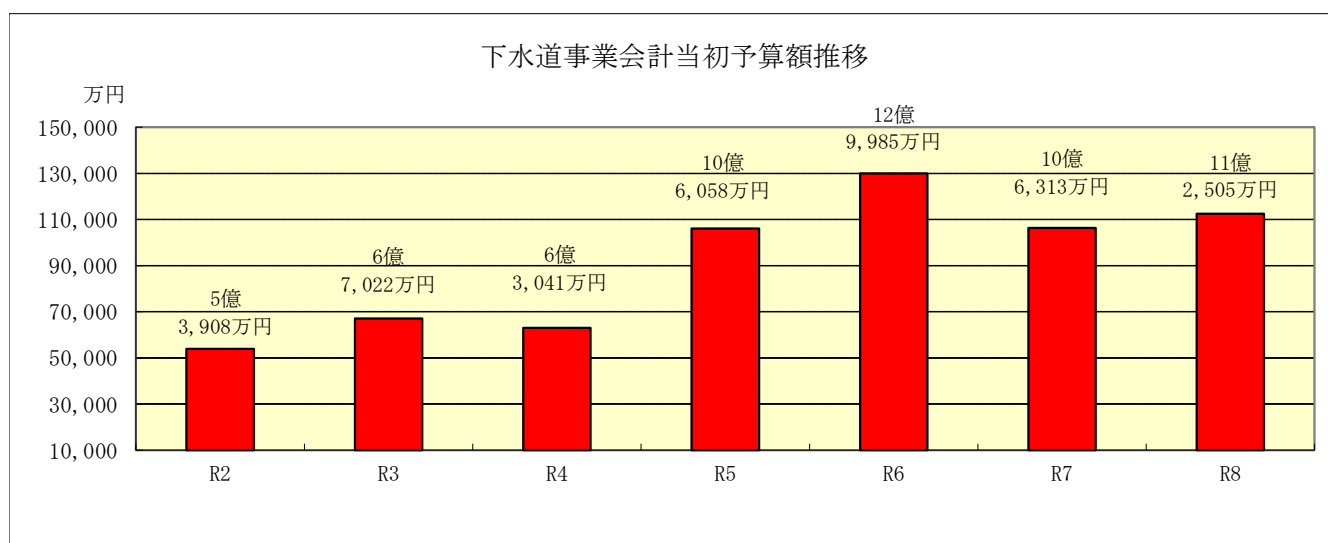
本特別会計は、老人医療制度に代わる新しい医療制度「後期高齢者医療制度」が平成20年4月からスタートすることに伴い創設されました。後期高齢者医療に係る事務は役場と沖縄県後期高齢者医療広域連合(うるま市)で行っています。



○公営企業会計

■下水道事業会計

令和2年4月1日より、地方公営企業法の財務適用で「特別会計(官庁会計)」から「公営企業会計(複式簿記)」へ移行し、下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計が『下水道事業会計』という一つの会計となりました。今年度の事業費は11億2,505万円で、主に津嘉山土地区画整理区域内の整備を行い、照屋・喜屋武地内において污水管布設工事、照屋・兼城地内で雨水幹線工事を予定です。また、神里地区污水处理施設についても老朽化に伴う再整備を予定しています。



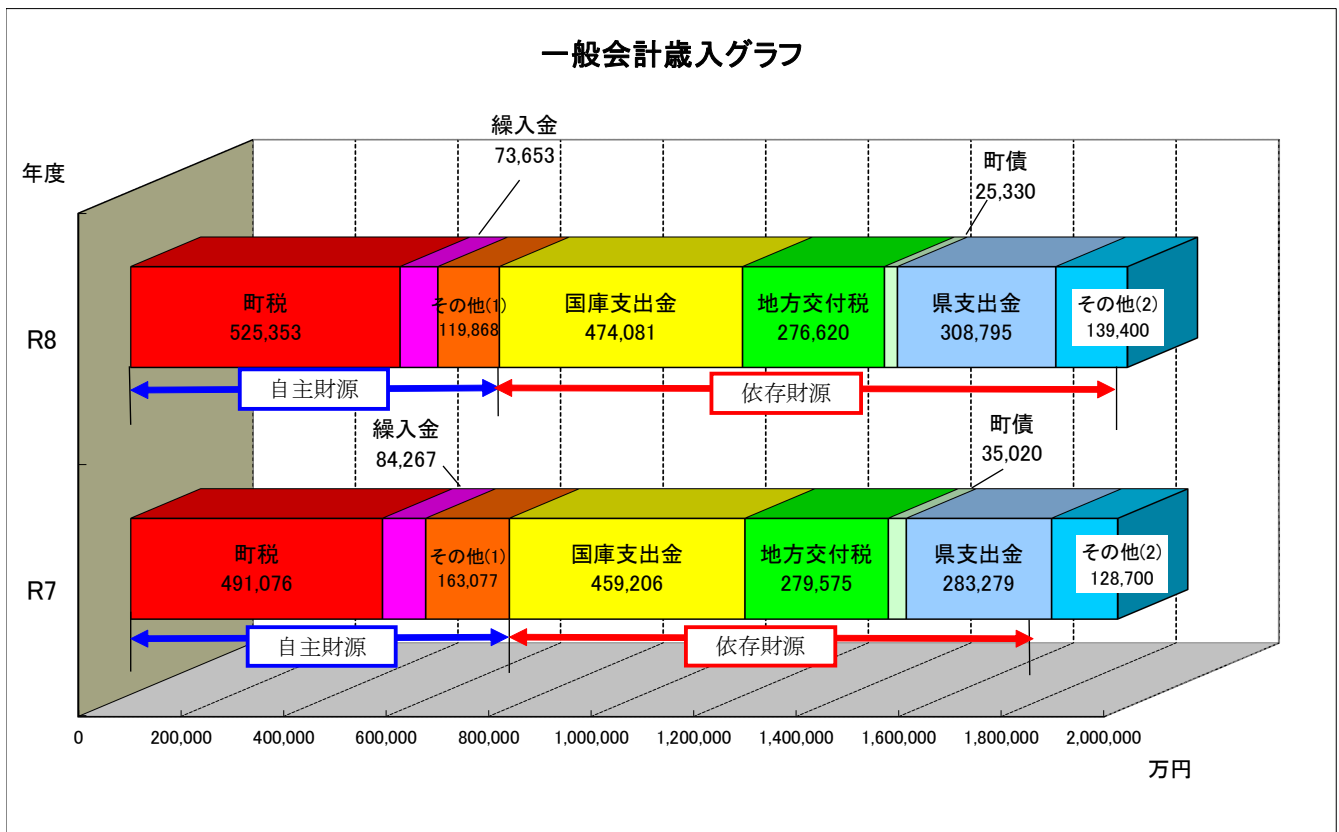
### Q3 令和8年度の予算の配分はどうなっているのですか？

#### ○一般会計予算の配分

令和8年度一般会計予算額は194億3,100万円です。ここではその収入と支出、それぞれの内訳を説明します。どのようなお金が町に入ってきて、どのように使っていくのかを見てみましょう。

#### ①収入

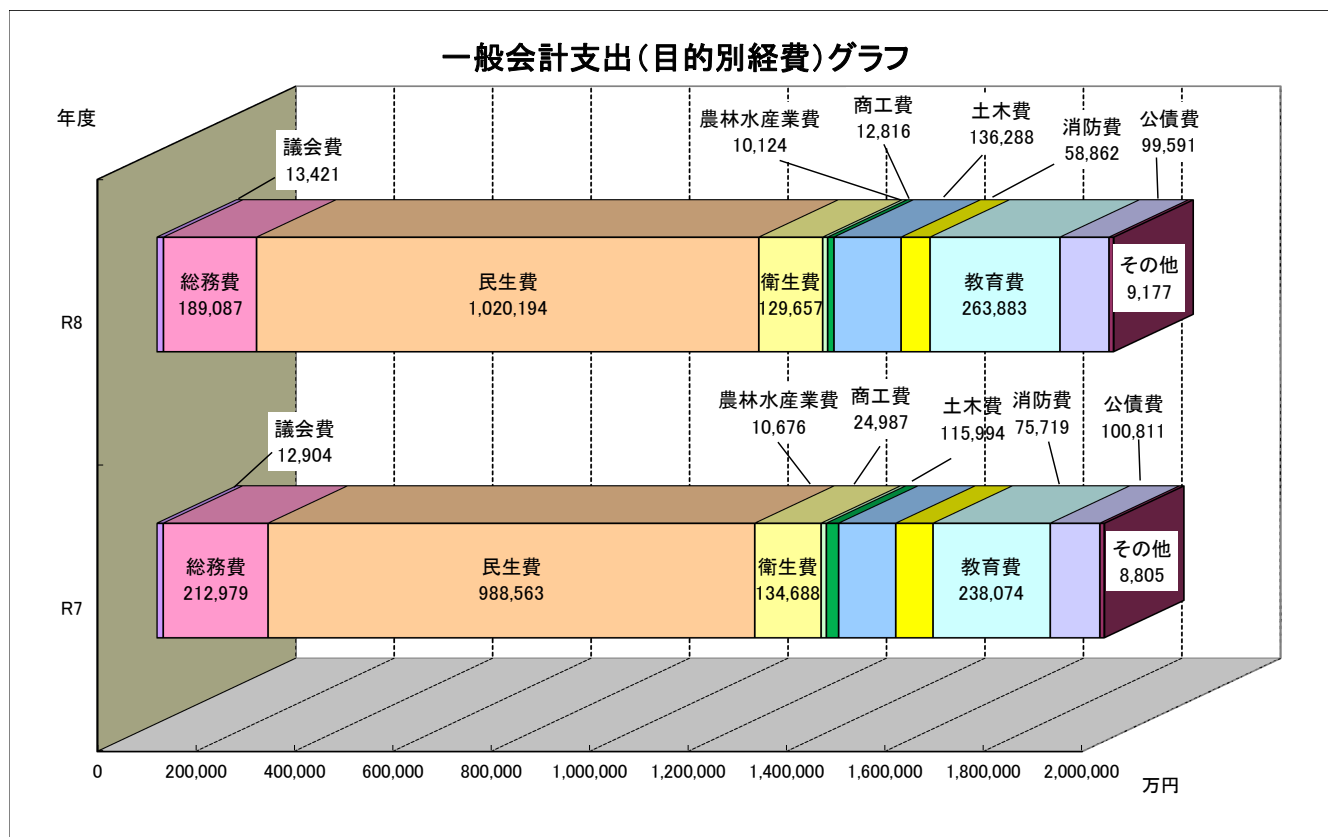
南風原町の収入で一番大きな割合をしめているのは、町民税や固定資産税など、皆さんが町に納める税金で52億5,353万円です。ある特定の事業を行う目的で国から交付される国庫支出金が47億4,081万円、日本のどの地域においても一定の行政サービスが提供できるように、県・市町村へ国が交付する地方交付税(基準は国が決められています)が27億6,620万円、大きな事業を行うために国や金融機関から借り入れる町債(借金)が2億5,330万円です。



※その他(1)の収入科目は諸収入、分担金及び負担金、使用料及び手数料、繰越金、寄附金、財産収入です。

※その他(2)の収入科目は地方消費税交付金、地方譲与税、地方特例交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金、利子割交付金、交通安全対策特別交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金です。

②目的別支出(一般会計)

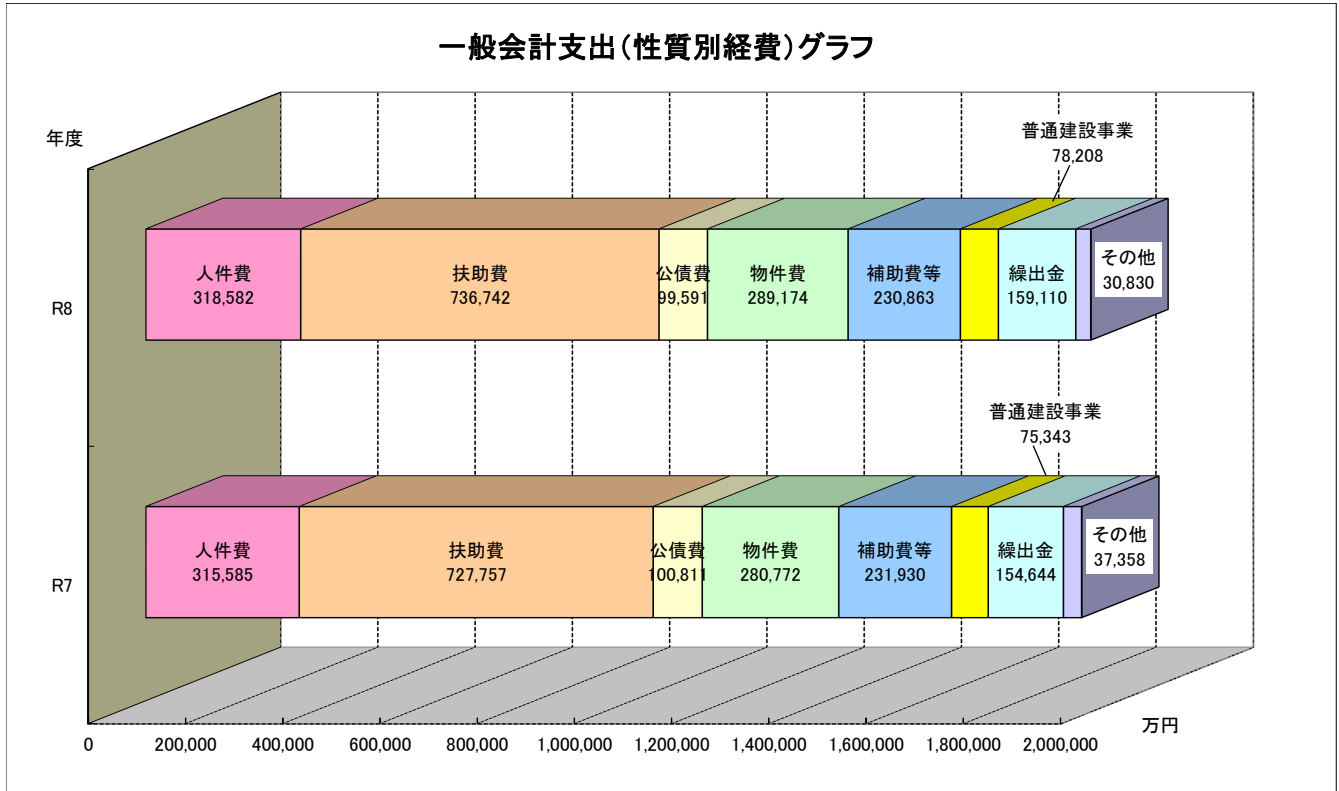


令和8年度当初予算と令和7年度当初予算の支出を目的別に分類したグラフです。目的別の主な増減事業は下記のとおりとなります。

※記入例:増減項目 増減額(令和7年度当初予算→令和8年度当初予算)

- 【総務費】コミュニティセンター助成事業 ▲3,950万円(3,950万円→0万円)
- システム標準化・共通化事業 ▲1億1,021万円(1億1,021万円→0万円)
- 【民生費】学童保育保育事業・補助 1億644万円(3億9,870万円→5億514万円)
- 介護給付・訓練等給付事業 8,465万円(21億1,681万円→22億146万円)
- 【衛生費】こども医療費助成事業 ▲5,637万円(3億4,854万円→2億9,217万円)
- 【農林費】粗飼料価格高騰対策臨時支援事業 ▲450万円(450万円→0万円)
- 【土木費】交通安全対策地区内連携事業 9,656万円(1億481万円→2億137万円)
- 河川整備事業 ▲552万円(1,597万円→1,045万円)
- 町道143号線道路改良事業 2,131万円(701万円→2,832万円)
- 【消防費】防災体制強化事業(防災情報発信強化工事請負費) ▲1億8,053万円(1億8,053万円→0円)
- 【教育費】国際交流事業(育英会) 126万円(862万円→1,359万円)
- 公立学校情報機器整備事業 1億767万円(0円→1億767万円)

③性質別支出(一般会計)



令和8年度当初予算と令和7年度当初予算の支出を性質別に分類したグラフです。性質別の主な増減理由は下記のとおりとなります。

※記入例:増減項目 増減額(令和7年度当初予算→令和8年度当初予算)

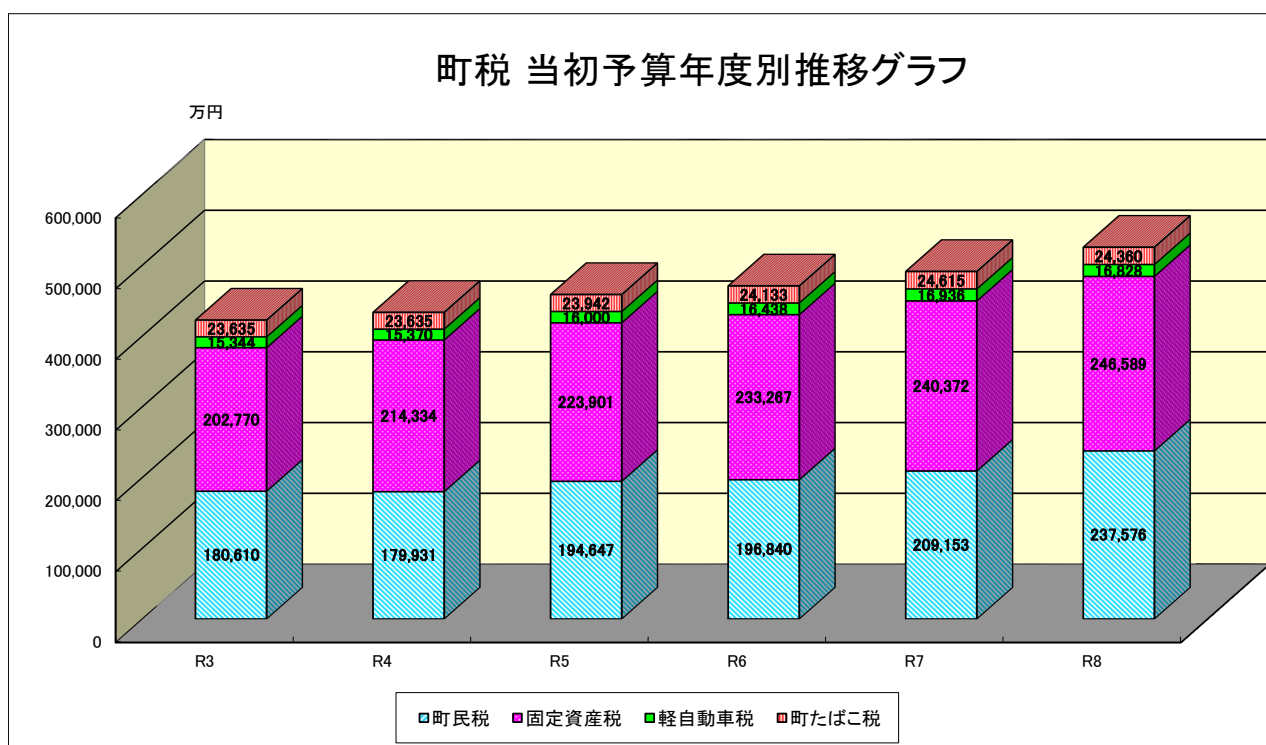
- 【人件費】 会計年度任用職員報酬等 3,448万円(11億742万円→11億4,190万円)
- 【扶助費】 法人保育園運営費等 7,347万円(27億1,070万円→27億8,417万円)  
障害者自立支援給付事業 9,226万円(13億5,021万円→14億4,247万円)
- 【物件費】 学校ICT推進事業 4,912万円(162万円→5,074万円)
- 【補助費等】町社会福祉協議会補助金 321万円(1億1,586万円→1億1,907万円)  
学童クラブ補助金 1億595万円(3億9,651万円→5億246万円)  
ふるさと博覧会実行委員会補助金 1,000万円(0万円→1,000万円)  
物価高騰生活者支援事業 ▲1億1,359万円(1億1,359万円→0万円)
- 【普通建設事業費】  
町道9号線道路改良事業 5,275万円(1,531万円→6,806万円)  
給食共同調理場整備事業 6,613万円(0万円→6,613万円)  
防災情報発信強化事業 ▲8,639万円(1億1,263万円→2,624万円)

## Q4 令和8年度の町税の収入と内訳はどうなっているのですか？

町税の収入は税の種類によって増減があつたりしますが、全体的には年々増加傾向にあります。令和8年度につきましても全ての税目において見込額が増となっており、令和7年度と比較し、町税全体で2億398万円の増となっています。

### 1. 町税の内訳

令和8年度予算の町税収入を占める割合でみると、固定資産税が24億6,589万円で税金収入の48.9%を占めており、次いで町民税が23億7,576万円、町たばこ税が2億4,360万円、軽自動車税が1億6,828万円となっています。

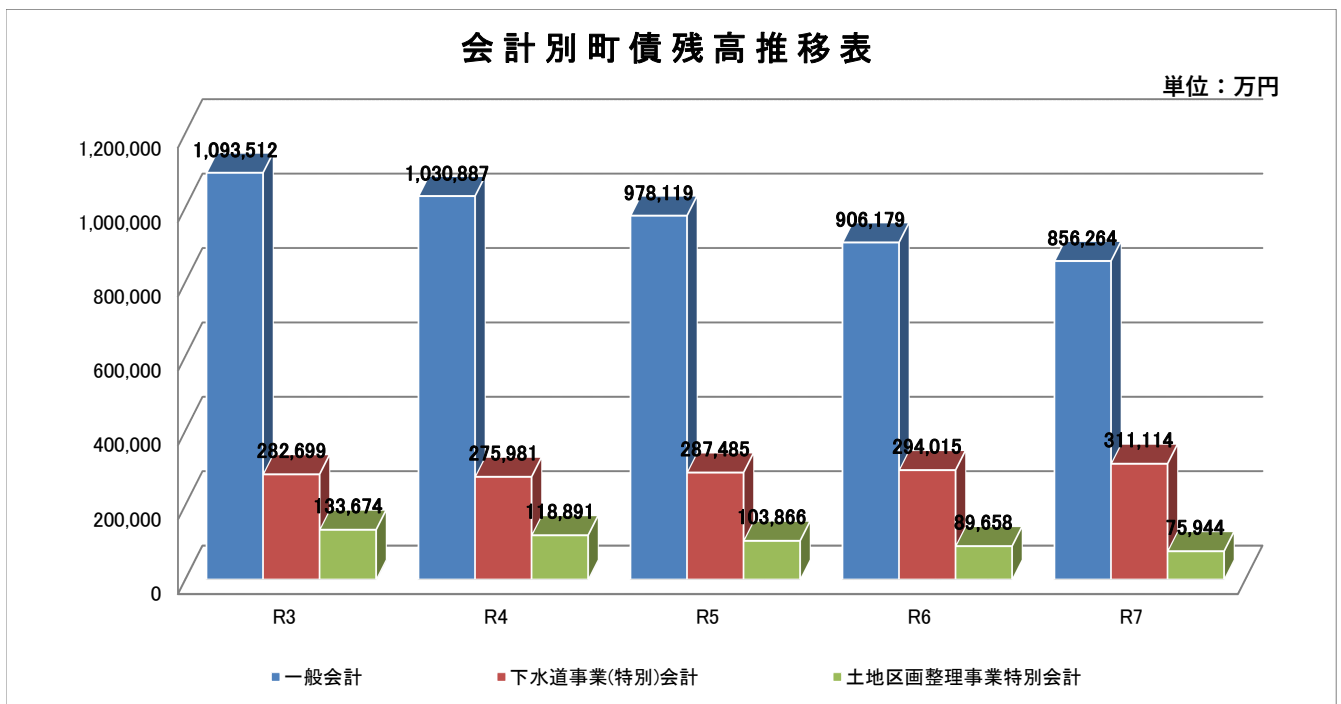
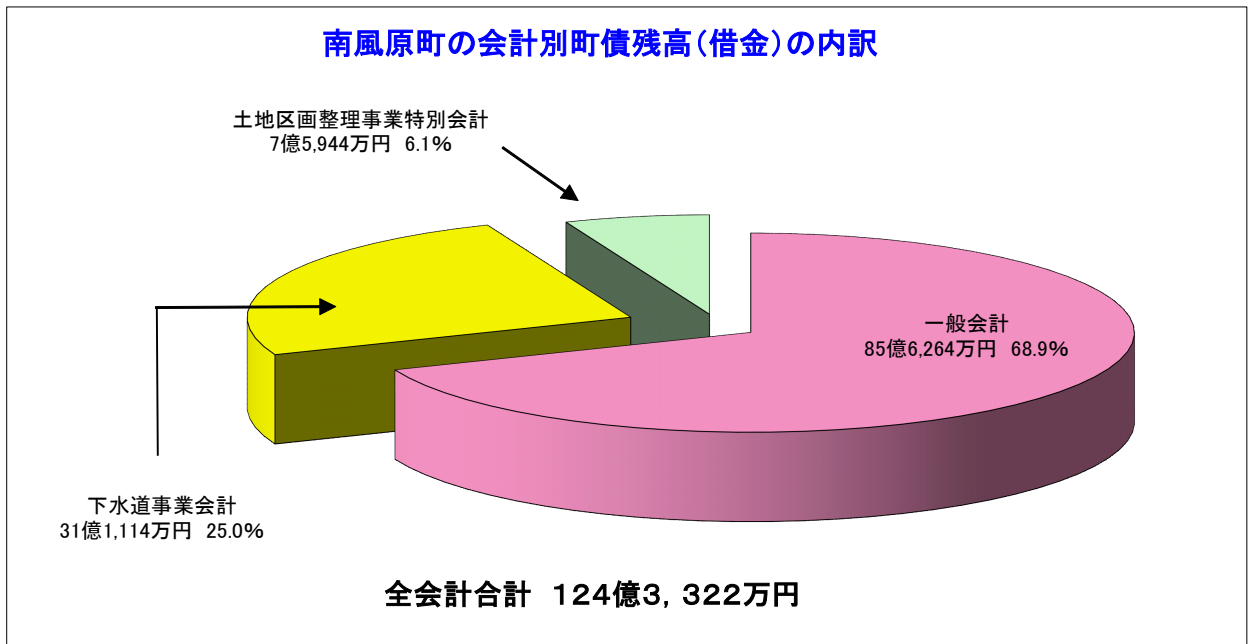


単位：万円

| 項目    | R3      | R4      | R5      | R6      | R7      | R8      |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 町民税   | 180,610 | 179,931 | 194,647 | 196,840 | 209,153 | 237,576 |
| 固定資産税 | 202,770 | 214,334 | 223,901 | 233,267 | 240,372 | 246,589 |
| 軽自動車税 | 15,344  | 15,370  | 16,000  | 16,438  | 16,936  | 16,828  |
| 町たばこ税 | 23,635  | 23,635  | 23,942  | 24,133  | 24,615  | 24,360  |
| 町税合計  | 422,359 | 433,270 | 458,490 | 470,678 | 491,076 | 525,353 |

## Q5 町の借金(町債)はどのくらいあるのですか？

町では、道路整備や学校建設、下水道整備等の公共施設整備を行うにあたり、起債(町の借金)を活用して事業(仕事)を行っています。その町の借金(町債残高)は、令和7年度末(令和8年5月31日)見込みで、全会計合わせて124億3,322万円となっています。



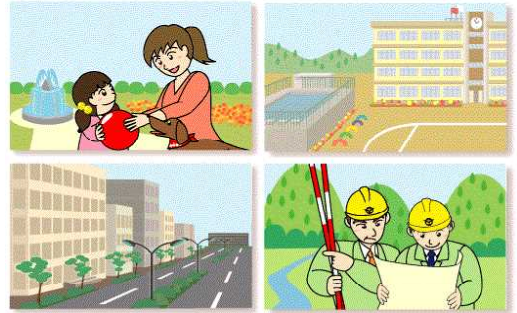
次に、町ではどのような事業に町債を活用しているか、目的毎に分けて紹介します。

### 目的別町債(地方債)用語説明

■公共事業等債・・・国の補助事業のうち地方負担分にあてられる町債です。

最近この借入を活用して行った事業

- 津嘉山中央線街路事業
- 津嘉山公園、公園施設長寿命化事業(花・水・緑 大回廊公園、宮城公園)、町道改良事業 など



■教育・福祉施設等整備事業債・・・幼稚園、小・中学校等の施設整備にあてられる町債です。

最近この借入を活用して行った事業

- 保育所施設整備事業、幼稚園施設整備事業 など

■一般単独事業債・・・主に国からの補助金を受けられない事業にあてられる町債です。

■災害復旧事業債・・・台風や大雨等により被害を受けた道路や河川、公共施設などの復旧工事にあてられる町債です。



■その他の起債・・・減税補てん債や臨時財政対策債等、本来国が町に交付すべきものを国に代わって町が借入した町債です。

■下水道事業債・・・下水道を整備するためにあてられる町債です。

最近この借入を活用して行った事業

- 公共下水道整備事業



■土地区画整理事業債・・・区画整理の事業にあてられる町債です。

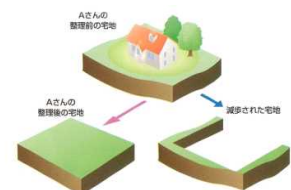
最近この借入を活用して行った事業

- 津嘉山北土地区画整理事業

■農業集落排水事業債・・・農業集落排水施設を整備するためにあてられる町債です。

この借入を活用して行った事業(平成18年度以降より借入無)

- 農業集落排水整備事業(神里、宮城地区)



## ●町債(地方債)ってなに？

南風原町の収入となるものは、町民税・固定資産税などのみなさんが納める「税金」と国からの地方交付税・国庫支出金、さらには、使用料・手数料などの現金収入があります。

通常はこれらの財源を活用し、各種行政サービス(仕事)を行っていますが、学校建設や道路整備等の大規模な公共施設整備を行う場合は、現金収入以外に「借金」をして施設を完成させ10年から30年にわたってその借金を返済しています。このような借金を「町債(地方債)」といいます。これは、私たちが家を建てる際に住宅ローンを活用することと同じ考え方です。

## ●なぜ、借金をするの？

- ① 町債(地方債)を活用することによって、「財政負担の年度間調整」を図ることができます。つまり、計画的で効率的な財政運営(家計のやりくり)ができるということです。例えば、南風原町のように財政に余裕があるとはいえない町で、たくさんお金のかかることをしようとすると、1年間に入ってくるお金だけでは足りないことがあります。住宅ローンを考えてみてください。家を建てる費用をその年の給料だけでまかなえる人は、一部の人を除き、ほとんどいないはずです。毎年の暮らしに無理な負担をかけず、将来を考えながらお金のやりくりをしていくため借金をします。
- ② 町債(地方債)を活用することによって、「世代間の負担の公平」を図ることができます。例えば、南風原町の小学校を考えてみてください。何十年も利用されていく小学校を、もしその年だけのお金で建ててしまったら、他の行政サービスができなくなってしまうばかりか、小学校の建設費用をその時に住んでいた町民だけが負担したということになってしまいます。将来にわたってたくさんのお子もたちが長く大切に利用していく小学校なのですから、それぞれの時代の町民が費用負担をしていった方が、世代間の負担も平等といえます。

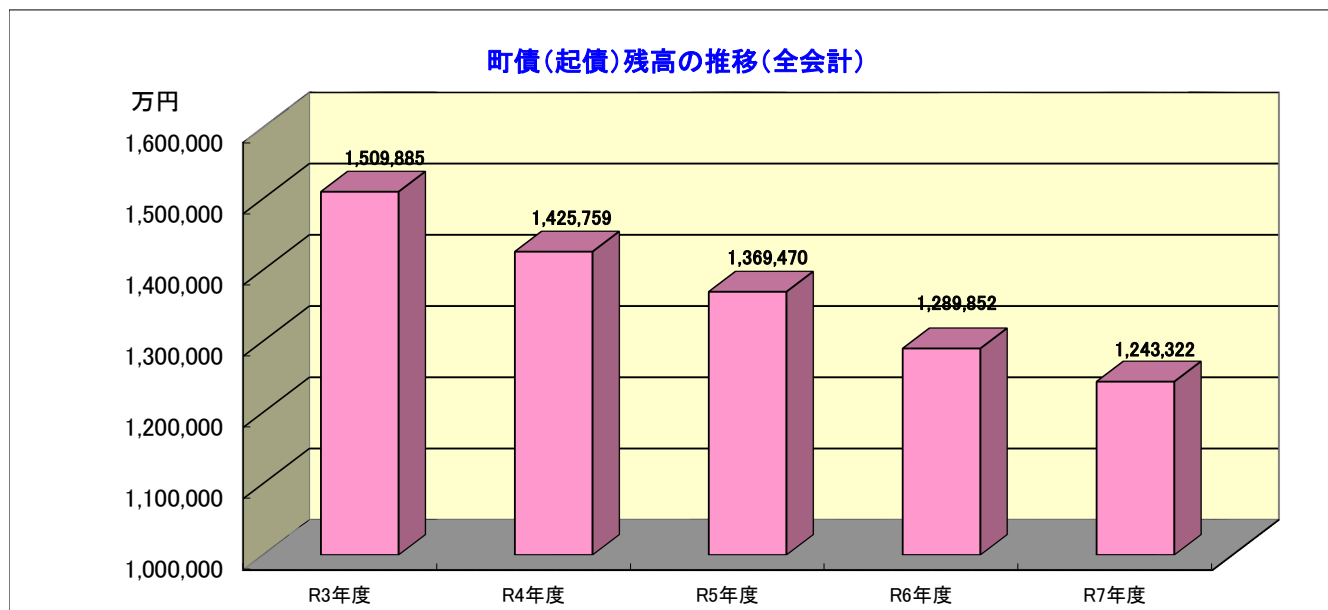


## ●南風原町の借金って増えているの？

町債(地方債)には、道路・公園・学校などを作るときに長期にわたって借りる町債と、国の家計(財政)が悪くなったために、地方交付税を減らすかわりとして発行する臨時財政対策債などがあります。

町債を借りたときは、町の家計(予算)の収入に「町債」として借り入れた額を計上します。町債を返済するときには、元金と利子を支出とし公債費として計上します。令和7年度決算見込では、歳入の町債は約8億460万円、歳出の公債費のうち元金の償還額(返済分)は約13億6,672万円であり、差し引きすると借り入れ額が、5億6,212万円下回っていることがわかります。町の借金については、町道改良事業、各種公園整備事業、津嘉山北土地地区画整理事業、公共下水道整備等の大型事業や沖縄振興特別推進交付金事業(ハード事業)を継続実施していますが、これらの事業実施に係る国や県からの補助金の減少に伴い事業規模が縮小していることや、町債の発行抑制に努めたことから、借金は減少しています。今後も普通建設事業費の縮減により、町債発行を元金償還額以下に抑制し、将来の財政運営の負担とならないよう努めていきます。

令和7年度 南風原町町債返済(償還状況)

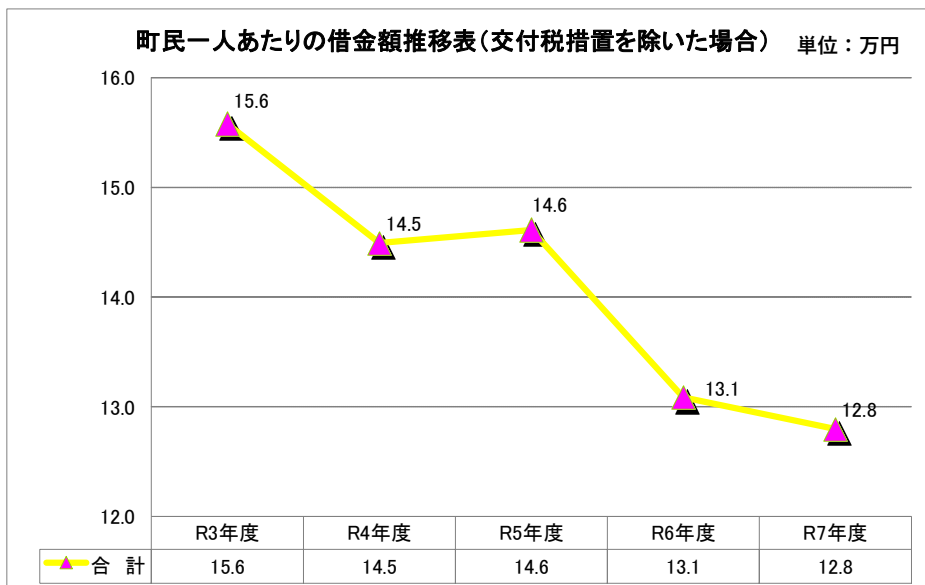
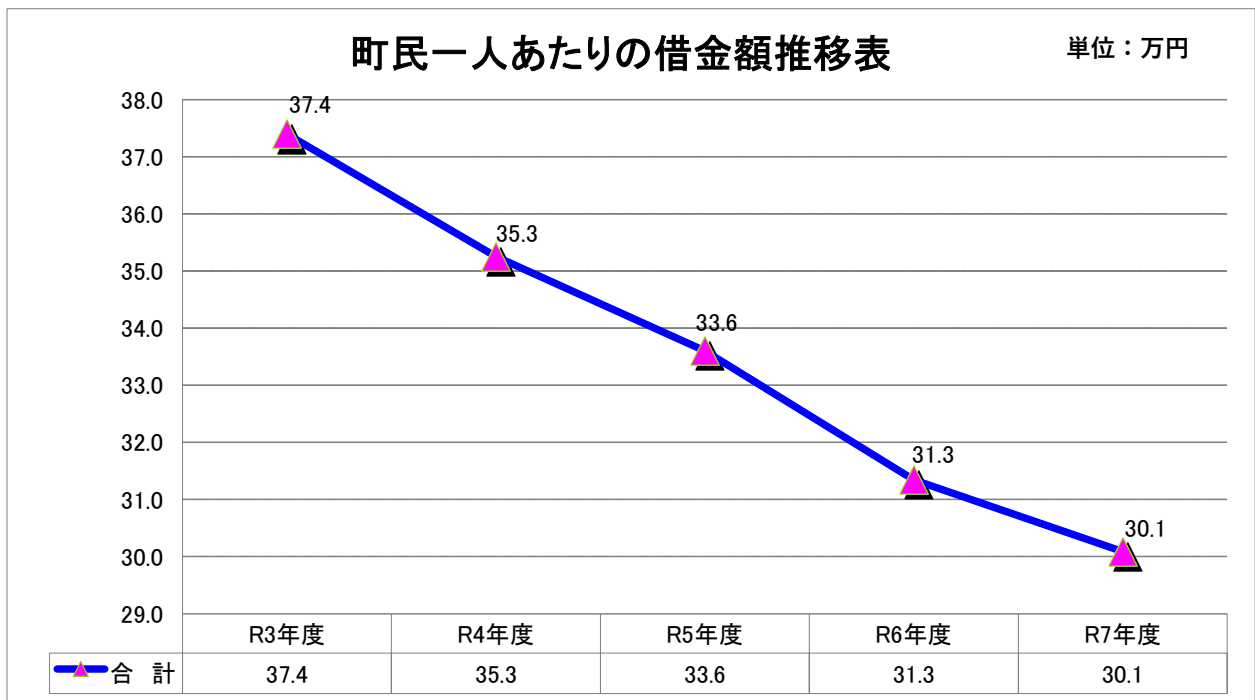


| 令和6年度末<br>町債残高 | 令和7年度<br>借入額 | 令和7年度返済(償還)額 |         |            | 令和7年度末<br>町債残高 |
|----------------|--------------|--------------|---------|------------|----------------|
|                |              | 元金           | 利子      | 計          |                |
| 128億9,852万円    | 8億460万円      | 12億6,990万円   | 9,682万円 | 13億6,672万円 | 124億3,322万円    |

## ● 私たち(町民)一人あたりの借金の額は？

町民のみなさん1人あたりの借金の額として算出しますと「30万1千円」ほどになります。ただし、借金の中には返済する元金と利子の額の25%～100%程度が地方交付税(※国からもらえるお金)に措置されるものがあり、そうしたものを除いて町民一人あたりの借金の額として算出すると「12万8千円」ほどになります。

(令和8年3月末 南風原町の人口 41,325人)



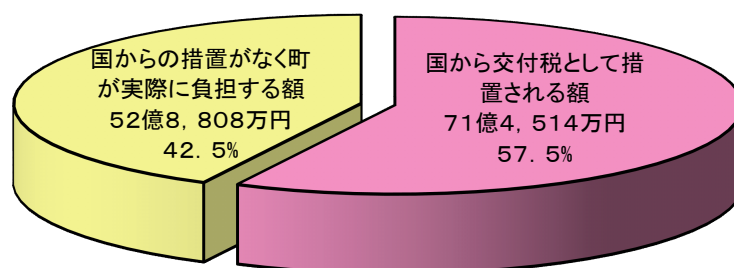
## ●町債のうちどれくらい交付税措置されてるの？

町債の中には、本来、国が補助金や交付金などの形で町に交付しなければならないものを国に代わって町が借金をし、その返済額を国が補てんしているものも含まれています。また、公共施設などの整備が遅れている地域などで整備が進みやすいよう返済額の一部を国が補てんする借金もあります。

このように、国が補てんする町債(借金)は、25%～100%の範囲で地方交付税の計算に反映し町に交付されています。町債の中に含まれる国が補てんする額はおよそ下記のとおりとなります。

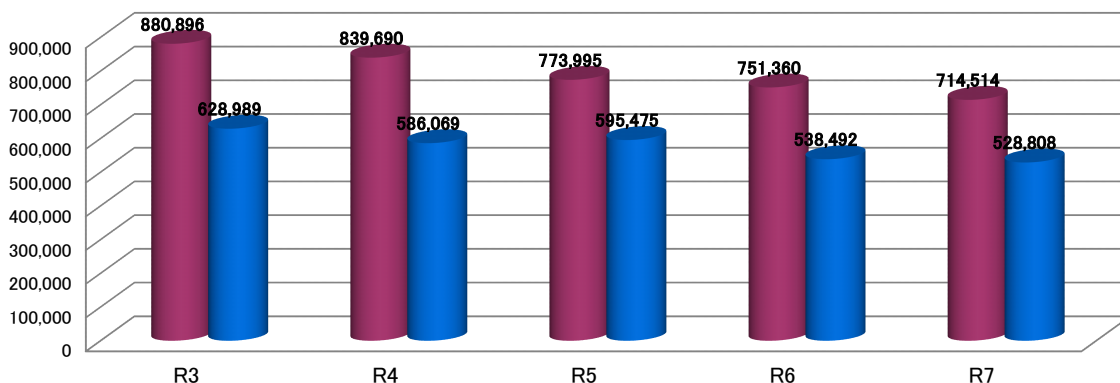
※町の借入金のうち、国から交付税として措置される額を将来にわたって正確に算出することはできませんが、地方債実務ハンドブックをもとにおよその目安として計算しています。

町債残高(借金)全会計124億3,322万円



町債残高における交付税措置状況一覧表

単位：万円

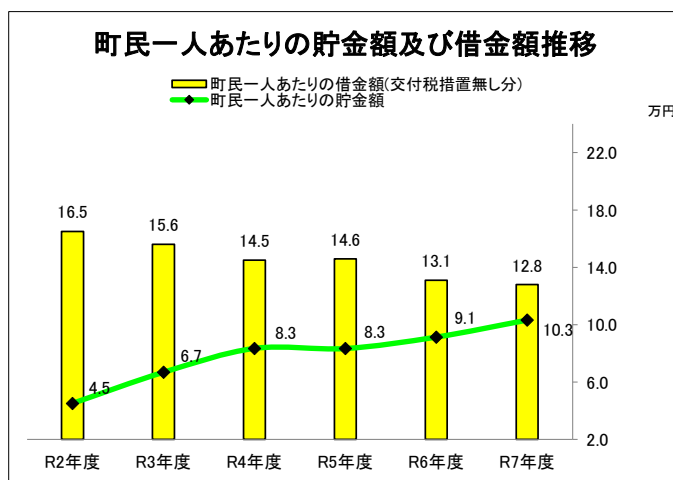
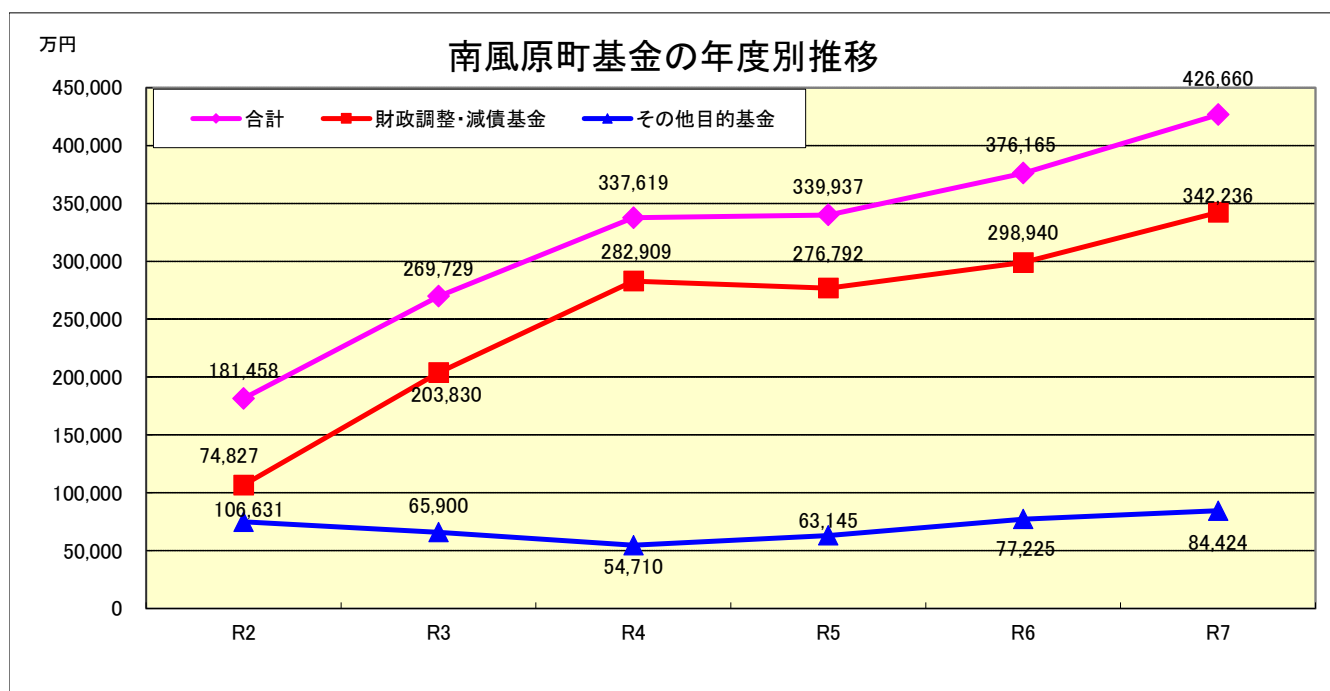


| 項目               | R3        | R4        | R5        | R6        | R7        |
|------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 町債残高(全会計)        | 1,509,885 | 1,425,759 | 1,369,470 | 1,289,852 | 1,243,322 |
| 町債残高(うち、交付税措置あり) | 880,896   | 839,690   | 773,995   | 751,360   | 714,514   |
| 町債残高(うち、交付税措置なし) | 628,989   | 586,069   | 595,475   | 538,492   | 528,808   |

## Q6 貯金（基金）はどのくらいあるのですか？

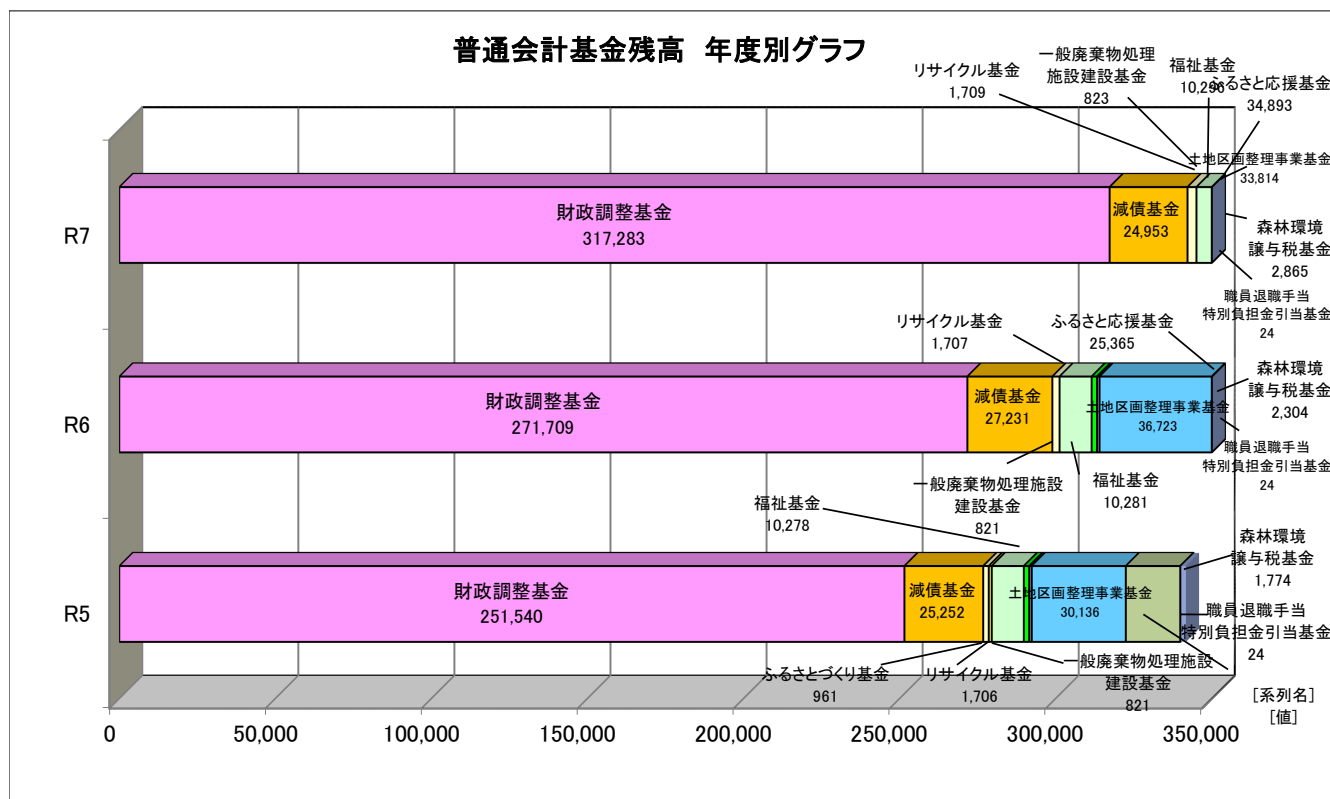
町の貯金には、「財政調整基金」、「減債基金」、「目的基金」があります。その貯金総額の残高は、令和7年度末見込み（令和8年5月31日）で42億6,660万円となります。町民一人あたりの額は約「10万3千円」となります。令和6年度末残高と比較し基金残高合計で5億495万円増となります。主な要因は、町税による伸びやふるさと納税の推進など、歳入確保に関する取り組み、歳出削減の取り組み等によるものです。また、一人あたりの借金額「12万8千円」を差し引きますと、マイナス「2万5千円」となり借金の方が多くなることがわかります。町では、借金と貯金のバランスや経済の動向を考え、将来にわたっていろいろな財政分析を行いながら効率的な財政運営に努めます。

（令和8年3月末 南風原町の人口41,325人）



※借金額＝町債において、交付税措置を除いた金額で表しております。

各基金の説明と残高



○財政調整基金残高 31億7,283万円(前年度27億1,709万円/4億5,574万円増)

年度間のお金の不均衡を調整するためや、災害復旧などお金が不足したときに対応するために貯金(積立)をしている基金です。長期的な視野で計画的な財政運営を行うために、お金に余裕のある年度に貯金を行い、お金に不足したときに使います。また、決算でお金があまったときは、その全部または一部を積み立てることとなっています。

○減債基金 2億4,953万円(前年度2億7,231万円/2,278万円減)

借金(町債)の返済にあてるために、貯金(積立)をしている基金です。減額の要因は、臨時財政対策債の償還に充てたことによるものです。

○福祉基金 1億296万円(前年度1億281万円/15万円増)

福祉活動や快適な生活環境をつくるために、貯金(積立)をしている基金です。増額の要因は定期預金利子によるものです。

○リサイクル基金 1,709万円(前年度1,707万円/2万円増)

この基金は、指定ごみ袋販売収入から経費を除いて残ったお金の1/2を貯金(積立)し、ごみ減量や、環境学習関係の事業を実施するための基金です。増額の要因は、定期預金利子によるものです。

**○一般廃棄物処理施設建設基金 823万円(前年度821万円/2万円増)**

那覇市・南風原町環境施設組合で管理・運営している、那覇・南風原クリーンセンターや最終処分場の建設に充てるために設置した基金です。現在は施設が完成したため、基金条例を改正し組合への負担金へ充てています。この基金もリサイクル基金同様に、指定ごみ袋販売収入から経費を除いて残ったお金の1/2を積立し運用しています。

**○職員退職手当特別負担金引当基金 24万円(前年度24万円/増減なし)**

団塊の世代の職員が定年を迎えるのに備え、退職手当特別負担金に充てるために、貯金(積立)するための基金で平成17年度に創設されました。平成24年度から平成26年度まで負担金に充てておりました。

**○土地区画整理事業基金 3億3,814万円(前年度3億6,723万円/2,909万円減)**

土地区画整理事業の費用に充てるために、津嘉山北土地区画整理事業地区内の土地を売買した保留地処分金を貯金する基金です。増額の要因は、保留地処分金を積み立てたことによるものです。令和8年度は、土地区画整理事業で5,208万円を取り崩す予定です。

**○ふるさと応援基金 3億4,893万円(前年度2億5,365万円/9,528万円増)**

南風原町を応援するため寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的に設置した基金です。貯金した財源は寄付者の意向に沿った事業で活用します。



## Q7 特別職や職員などの給与は、どのように決められるのですか？

### 1 特別職の報酬の決定の仕組みは？

町長や議会議員などの報酬は、町長が町内各種団体の代表者などで構成する「特別職報酬審議委員会」に検討を依頼します。審議会では、具体的な報酬金額や改める日を検討し、委員会の決定事項を町長に回答します。町長は、委員会での決定を尊重して改正条例案を作成し、議会に議案として提出します。

改正条例案は、町議会の審議と議決を受けた後、告示されてから適用となります。

### 2 特別職などの給与を、他町村と比べると？

南風原町の特別職などの報酬(月額)を、島尻郡内町村の平均と県内町村の平均で比較すると次の表のとおりになります。

| 区 分 | 南風原町     | 島尻郡内町村平均<br>(12町村) | 県全町村平均<br>(30町村) |
|-----|----------|--------------------|------------------|
| 町 長 | 790,000円 | 689,917円           | 717,000円         |
| 副町長 | 645,000円 | 563,250円           | 583,133円         |
| 教育長 | 604,000円 | 528,250円           | 541,500円         |
| 議 長 | 350,000円 | 260,750円           | 281,333円         |
| 副議長 | 290,000円 | 216,500円           | 234,667円         |
| 議 員 | 263,000円 | 201,500円           | 217,600円         |

郡内及び全町村:令和7年4月1日現在

(特例条例等により一時的な給料等の減額含む)

### 3 一般職の給与の決定の仕組みは？

一般職の職員の給与の改正は、国の人事院勧告に基づいて行われています。職員の給与は、全て条例や規則の規定に基づいて支給されています。

職員の給与については、町の広報紙「広報はえばる」で、毎年詳しく載せていますので、こちらもご覧下さい。

| 区 分   | 職員一人あたりの<br>1年間の平均<br>給料の月額 | 職員一人あたりの<br>1年間の平均<br>給与の月額 | 職員の平均年齢 |
|-------|-----------------------------|-----------------------------|---------|
| 一般行政職 | 322,000円                    | 385,030円                    | 41.1歳   |

令和7年4月1日現在

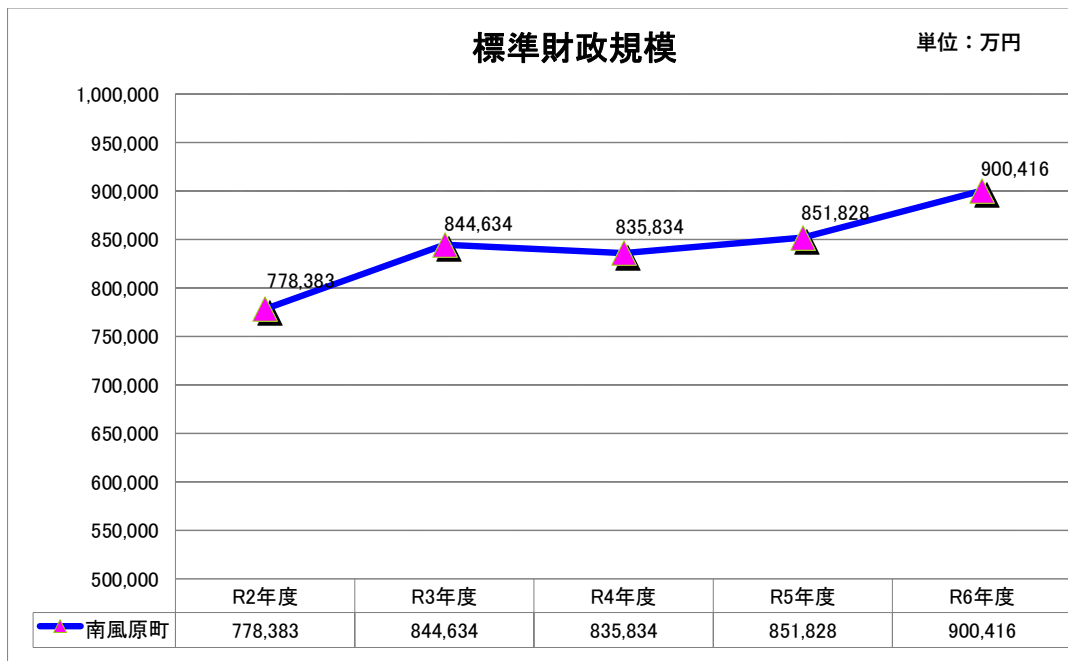
※給料とは、基本給のことです。また、給与とは給料(基本給)に扶養手当などの手当を加えた額です。

## Q8 町の財政状況を把握する資料はありますか？

町の財政状況を把握するうえで、いくつかの重要な指標があります。これらの指標は、決算をもとに収入や支出などを数値で示したものであり、財政運営が適切に行われているかを判断するための重要な資料です。また、一部の指標については公表が義務づけられており、財政運営の透明性の確保や財政の健全化を図ることを目的としています。町においても、持続可能で安定的な財政運営を行うため、事業の優先順位を見極め、計画的に実施し、限られた財源を有効に活用することにより、健全な財政運営の維持に取り組んでいます。

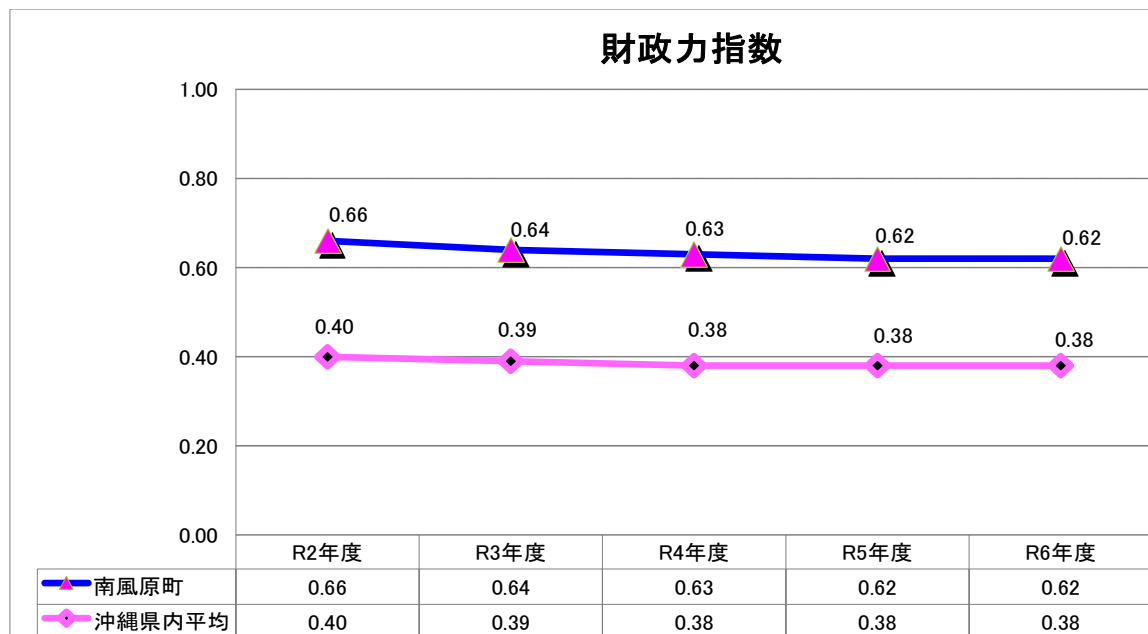
### ■標準財政規模

地方税収入や国からの地方交付税などを合わせたもので、用途が特定されない町が自由に使えるお金(一般財源)の大きさを示す指標です。直近5年間では、令和4年度に一度だけ減少しましたが、その後は町税の伸びや交付税の増加により、全体として増加しています。



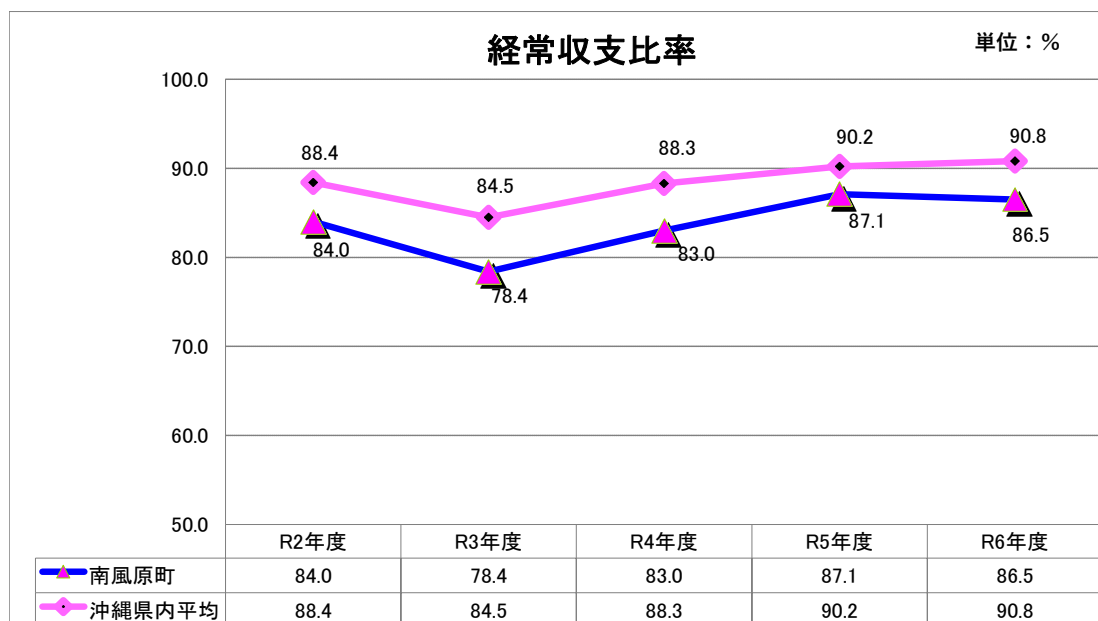
■ 財政力指数

町が自分たちの税収だけで、どのくらい行政サービス(ごみ処理や道路整備など)をまかなえるかを示す指標で、「財政の体力」の目安となります。数値が高いほど財政に余裕があることを表し、1.0を上回ると、国からの地方交付税に頼らずに運営できる水準(不交付団体)となります。



■ 経常収支比率

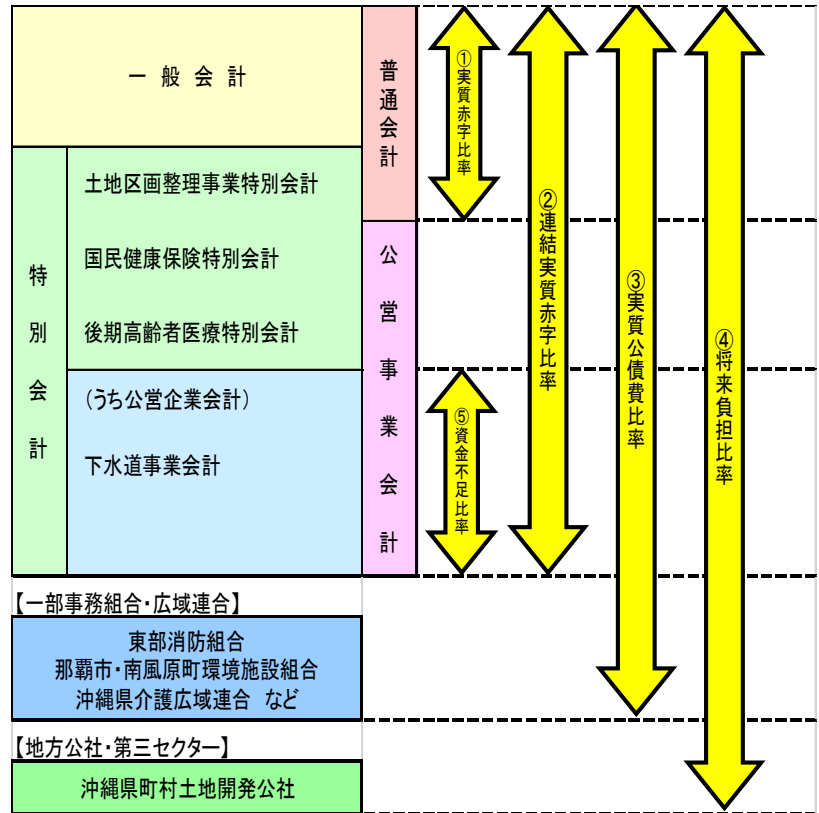
町の財政にどのくらい弾力性(ゆとり)があるかを示す指標です。毎年の収入(経常収入)に対して、人件費や公債費、扶助費などの毎年必ずかかる支出(経常支出)の割合を表す指標です。この割合が低いほど政策的な経費に充てる財源が多くなります。



■健全化判断比率

町の財政の健全性がどの程度の水準であるかを表す指標です。健全化判断比率の4つの指標のうち、ひとつでも早期健全化基準や財政再生基準を超えると、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、自主的な改善努力や国などの関与により、確実な財政再建に取り組むこととなります。

また、公営企業においても、資金不足額の事業規模(事業収入)に対する割合を示す指標があり、その基準を超えると、経営健全化計画を策定し、健全化に向けて取り組むこととなります。



①実質赤字比率

町の一般会計にどのくらいの赤字があるかを表す指標です。福祉や教育、まちづくりなどに使うお金が収入をどれだけ上回っているかを表し、数値が高いほど財政状況が厳しいことを意味します。下表のとおり、町では実質赤字額はありません。

【①実質赤字比率】

| 項目      | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 南風原町    | —     | —     | —     | —     | —     |
| 早期健全化基準 | 13.81 | 13.64 | 13.66 | 13.62 | 13.52 |
| 財政再生基準  | 20.00 | 20.00 | 20.00 | 20.00 | 20.00 |

※「—」の表記は、実質赤字額がないことを表します。

②連結実質赤字比率

町の全ての会計を合わせて、どのくらいの赤字があるかを表す指標です。町全体として、支出が収入をどれだけ上回っているかを表し、数値が高いほど財政状況が厳しいことを意味します。下表のとおり、町では連結実質赤字額はありません。

【②連結実質赤字比率】

| 項目      | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 南風原町    | —     | —     | —     | —     | —     |
| 早期健全化基準 | 18.81 | 18.64 | 18.66 | 18.62 | 18.52 |
| 財政再生基準  | 30.00 | 30.00 | 30.00 | 30.00 | 30.00 |

※「—」の表記は、連結実質赤字額がないことを表します。

③実質公債費比率

町の収入に対して、借金の返済(元金と利息)がどのくらいの割合を占めているかを示す指標です。数値が高いほど、資金繰りが厳しいことを意味します。この比率が18%を超えると、新たに起債(借金)をする際に、国や県の許可が必要になります。また、25%を超えると、起債制限団体となり、単独事業の起債が認められなくなります。実質公債費比率は、町税や地方交付税の増加、借金の返済などにより年々下がっています。

【③実質公債費比率】

| 項目      | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 南風原町    | 10.2  | 10.1  | 9.6   | 9.1   | 8.5   |
| 早期健全化基準 | 25.00 | 25.00 | 25.00 | 25.00 | 25.00 |
| 財政再生基準  | 35.00 | 35.00 | 35.00 | 35.00 | 35.00 |

④将来負担比率

町の借金や今後見込まれるお金が、どのくらいあるかを示す指標です。将来、これらの負担が財政をどの程度圧迫する可能性があるかを表し、数値が高いほど将来の負担が大きいことを意味します。将来負担比率は、収入や基金の増加、借金の残高減少などにより年々下がっています。

【④将来負担比率】

| 項目      | R2年度   | R3年度   | R4年度   | R5年度   | R6年度   |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 南風原町    | 71.7   | 49.6   | 30.6   | 26.1   | 15.6   |
| 早期健全化基準 | 350.00 | 350.00 | 350.00 | 350.00 | 350.00 |
| 財政再生基準  |        |        |        |        |        |

⑤資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。下表のとおり、町では資金の不足額の発生はありません。

【⑤資金不足比率】

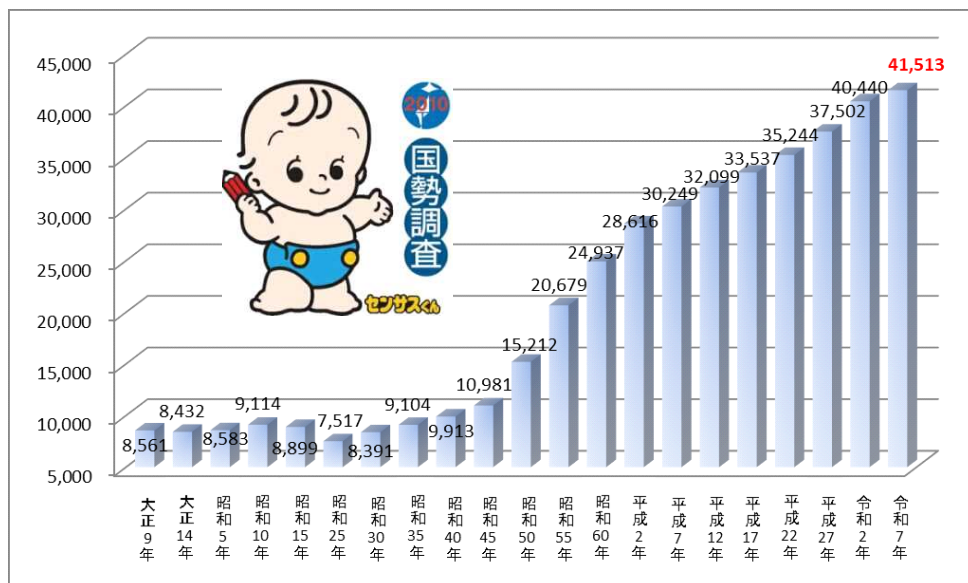
| 項目            | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度  |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 南風原町(下水道事業会計) | —     | —     | —     | —     | —     |
| 経営健全化基準       | 20.00 | 20.00 | 20.00 | 20.00 | 20.00 |

※「—」の表記は、資金の不足額が発生していないことを表します。

## Q9 町の人口はどのくらいですか？

町の人口を5年毎の国勢調査で見ると、昭和50年頃から急激に増えてきています。20年で人口が約2倍に増え、県都那覇市の東側に位置し、ベッドタウンとしての役割を果たしています。

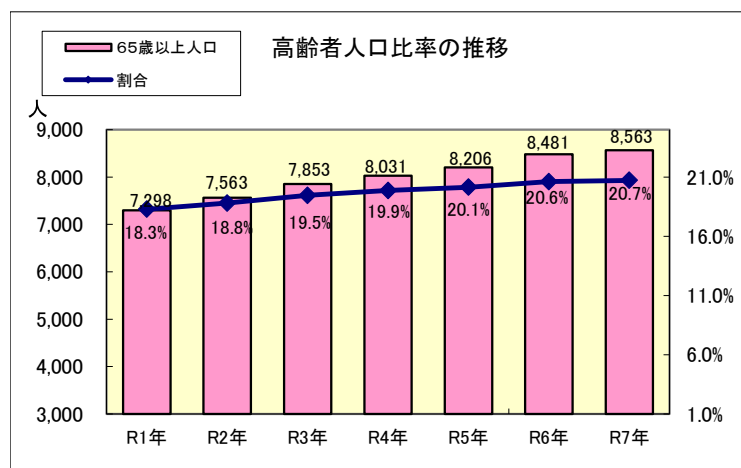
令和7年度に実施した国勢調査人口は、速報値で41,513人となっており、前回の国勢調査人口より1,073人増となっています。なお、確定値発表は令和8年9月頃を予定しています。



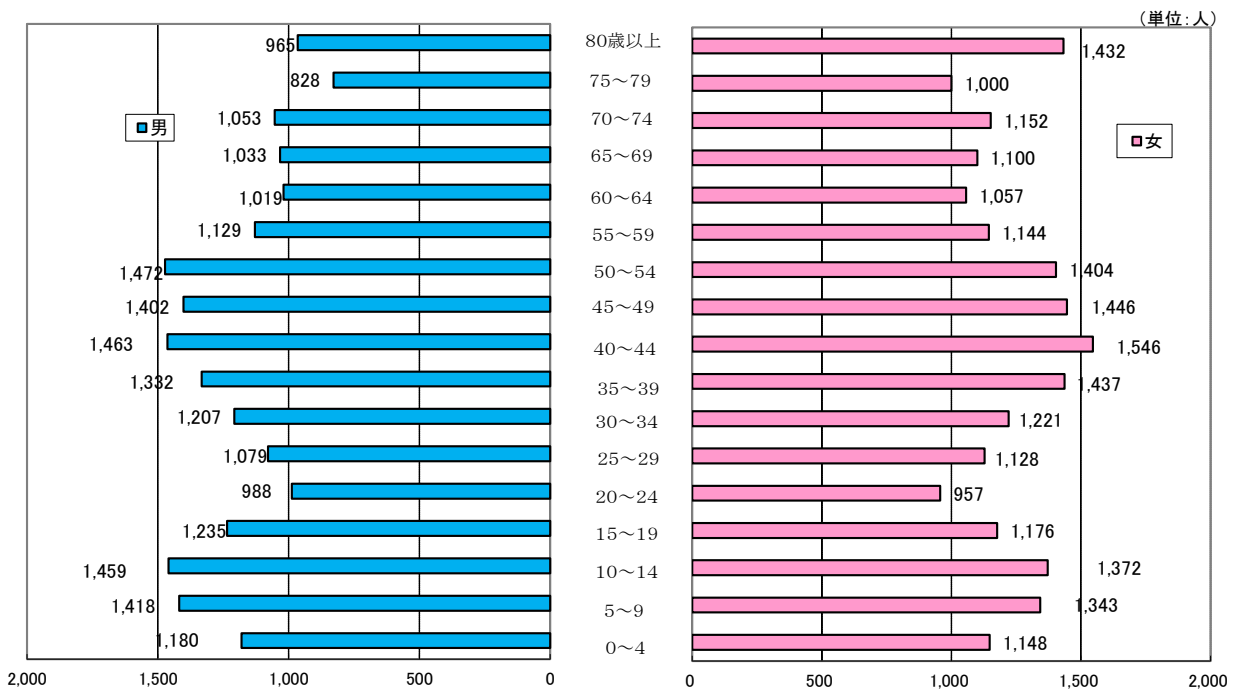
※昭和20年は国勢調査の調査年にあたりませんが、終戦直後のため、人口の把握ができておりません。

## Q10 高齢者の人口割合はどのくらいですか？

高齢者(65歳以上)の人口比率は下のグラフのように増加をしています。よりよい高齢化社会を作っていくために、町では、高齢者が健康で、充実した生活を送ることができるように、健康づくり推進事業や各字公民館で実施している生きがい活動支援事業などいろいろな事業を行っています。



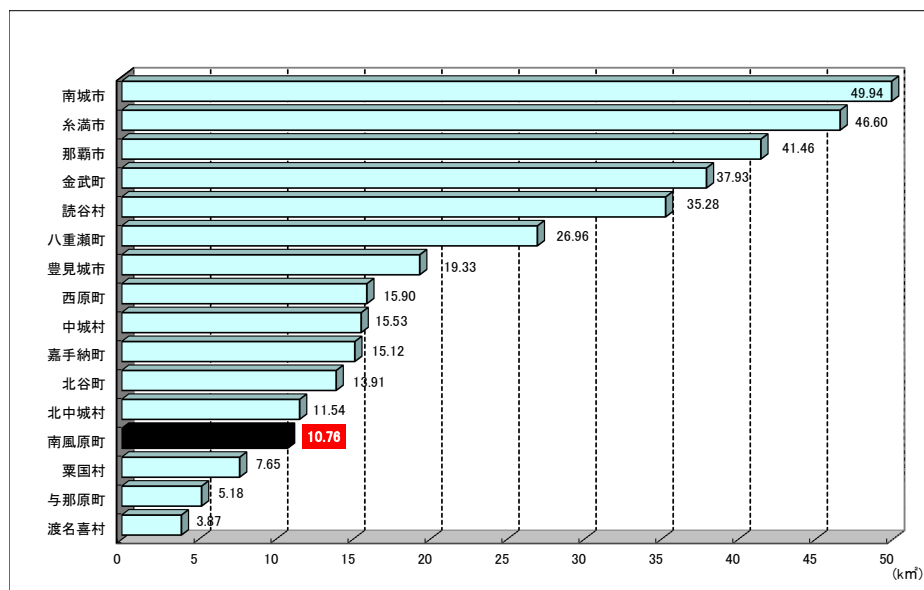
■■■5歳段階別の人口内訳(令和8年3月31日現在 41,325人)■■■



Q11 南風原町の規模はどのくらいなのですか？

○面積でみると・・・

沖縄県には41の市町村あり、竹富町が334.40km<sup>2</sup>で最も広い面積をもち、逆に最も面積の小さい自治体は渡名喜村で3.87km<sup>2</sup>です。本町は県内で4番目に小さく、10.76km<sup>2</sup>の面積となっております。



※数値は国土地理院(令和8年1月1日時点)の資料を参考に抜粋しています。

行政用語を確認しよう！ Part1

| 収入用語チェック                                 |                                                                                                                                  |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ちょう ぜい<br>町 税                            | 地方税法、条例により町民や町内の企業から徴収する税です(町民税や固定資産税など)。                                                                                        |
| ちょう さい<br>町 債                            | 学校や道路、公園などを建設する場合のように、長期間にわたって利用することができ、多額の経費が必要なものの財源に充てるため、町が政府・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金を「町債」といいます。簡単にいうと、町の借金のことです。       |
| ち ほうこうふ ぜい<br>地方交付税                      | 地方税収入の少ない地方公共団体にも財源を保障し、日本のどの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税)の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するものです。その基準は国が決めています。     |
| こっ こしゆつ きん<br>国庫支出金                      | 国が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で国が補助する場合に交付されるもので、①法によって国に負担する義務のある国庫負担金、②財政的援助的な国庫補助金、③本来国が行うべき事務を県や市町村へ委託する場合の国庫委託金に分類されます。 |
| けん しゆつ きん<br>県支出金                        | 県が行うべき事業を町へ委託する場合や、町が行う事業に対して一定の割合で県が補助する場合に交付されるもので、国庫支出金と同様、その目的、性格により県負担金、県補助金、県委託金に分類されます。                                   |
| ぶん たん きん ふ たん きん<br>分担金及び負担金             | 町で特定のサービスを受けた人が納めるお金。保育料、福祉施設入所負担金などがあります。                                                                                       |
| ち ほうじょうよ ぜい<br>地方譲与税                     | 法によって、国が国税として徴収し、一定の基準によって県や市町村に譲与される税です。                                                                                        |
| はい どうわりこう ふ きん<br>配当割交付金                 | 上場株式などの配当には税がかかり、県民税として県に納められますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、町に対して交付するものです。                                                          |
| かぶ しきとうじょうと しょとくわりこう ふ きん<br>株式等譲渡所得割交付金 | 株式などの譲渡によって所得が発生した場合には税がかかり、県民税として県に納められますが、この税の一部を財源として、県が一定の基準により、町に対して交付するものです。                                               |
| ち ほうしやうひ ぜいこう ふ きん<br>地方消費税交付金           | 税務署に納められた地方消費税は国から各都道府県に配分されます。その1/2相当額が人口(国勢調査)及び従業者数(経済センサス)により按分され、各市町村に交付されます。                                               |
| しやうりょう てすうりょう<br>使用料及び手数料                | 町の施設の使用料や住民票等の交付手数料として、利用者の皆さんが支払うお金。                                                                                            |
| り しわりこう ふ きん<br>利子割交付金                   | 金融機関などから利子の支払を受ける際には税がかかりますが、この税の一部を財源として、県が個人県民税の額に応じて、町に対して交付するものです。                                                           |
| かんきよ ぜいのうわりこう ふ きん<br>環境性能割交付金           | 自動車税環境性能割の一部を財源として、県が町道の長さや面積に応じ町に対して交付するものです。                                                                                   |
| くりいれ きん<br>繰入金                           | 基金(町の貯金)を取り崩して、繰り入れるお金 ※基金には、年度間の不均衡を調整するために積み立てられる財政調整基金や、ある目的のために積み立てる目的基金があります。                                               |

行政用語を確認しよう！ Part2

| 支出用語チェック(目的別分類)     |                                                                             |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ぎかいひ<br>議会費         | 議会の運営に使うお金。                                                                 |
| そうむひ<br>総務費         | 人事、企画、財政、徴税、戸籍、選挙、統計や交通安全など、町の総括的な事務事業に使うお金。                                |
| みんせいひ<br>民生費        | 障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、福祉医療、国民年金など福祉全般に使うお金です。国民健康保険特別会計や老人保健特別会計への支出も含まれます。 |
| えいせいひ<br>衛生費        | 住民健診や予防接種などの保健費、ごみやし尿処理などの清掃費など、安全で衛生的な生活のために使うお金。                          |
| のうりんすいさんひ<br>農林水産費  | 農道や畑地かんがい施設の整備、畜産や営農の活性化などに使うお金。                                            |
| どぼくひ<br>土木費         | 道路、橋りょうや河川、公園の整備運営、土地区画整理事業などに使うお金。                                         |
| きょういくひ<br>教育費       | 幼稚園や小中学校、公民館、文化センターの施設建設や運営の費用など、教育全般に使うお金。                                 |
| こうさいひ<br>公債費        | 町債(町の借金)を返済する元利償還金(元金と利子)と一時的な借入れをした場合の支払利息のことをいいます。<br>町の借金を返済するために支払うお金。  |
| らうどうひ<br>労働費        | 労働者のための施設(共同福祉施設)の運営等に使うお金。                                                 |
| しょうこうひ<br>商工費       | 商工業や観光の振興に使うお金。                                                             |
| しょうぼうひ<br>消防費       | 東部消防組合に対して町が負担するお金や、災害対策に使うお金。                                              |
| さいがいふっきゅうひ<br>災害復旧費 | 台風や豪雨により被災した道路や公園などの復旧のために使うお金。                                             |
| よびひ<br>予備費          | 緊急を要する場合などに、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるための経費です。ただし、議会が否決した用途に充てることは禁止されています。        |

行政用語を確認しよう！ Part3

| 支出用語チェック(性質別分類)         |                                                                                                           |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ぎむてきけいひ<br>義務的経費        | 町の支出のうち、その支出が義務づけられ、簡単に削減することができない経費をいいます。人件費、扶助費、公債費から構成されています。                                          |
| とうしてきけいひ<br>投資的経費       | 道路、橋、公園、学校の建設など、社会資本の整備に要する経費のことです。普通建設事業費、災害復旧事業費から構成されています。                                             |
| じんけんひ<br>人件費            | 議員の報酬、職員の給与などの経費です。                                                                                       |
| ふじょひ<br>扶助費             | 生活保護法、児童福祉法などの法令に基づいた生活保護費や児童手当などの支給、町が単独で行う各種扶助のための経費です。                                                 |
| ぶつけんひ<br>物件費            | 町の経費のうち、消費的性質をもつ経費です。旅費、交際費、需用費などがこれにあたります。                                                               |
| いじほしゆうひ<br>維持補修費        | 道路、公共施設などを利用者が気持ちよく使えるよう、修理したり管理するための経費です。                                                                |
| ほじょひとう<br>補助費等          | 町から他の地方公共団体(県、市町村、一部事務組合など)や民間に対して、行政上の目的により交付される現金的給付に係る経費です。講師謝礼金などの報償費、保険料などの役務費、負担金・補助金及び交付金などが該当します。 |
| ふつうけんせつじぎょうひ<br>普通建設事業費 | 道路、橋、学校、庁舎など、公共施設・公用施設の新増設の建設事業に必要とされる、投資的な経費のことです。                                                       |
| つみたてきん<br>積立金           | 財政運営を計画的にするため、または財源の余裕がある場合に、年度間の財源変動に備えて積立てる経費です。                                                        |
| とうし しゅつしきん<br>投資及び出資金   | 財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式の取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出捐金や、開発公社などへの出資も該当します。                   |
| かしつけきん<br>貸付金           | 地域住民の福祉増進や地域の振興を図るため、町が、直接あるいは間接に、現金の貸付を行うための経費です。                                                        |
| くりだしきん<br>繰出金           | 一般会計、特別会計および基金の間で、相互に資金運用をするものです。その会計から他の会計に資金を移す場合を「繰出」、他の会計からその会計に資金が移される場合を「繰入」といいます。                  |

行政用語を確認しよう！ Part4

| その他財政用語チェック             |                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ほじょじぎょう<br>補助事業         | 町が、国や県から、負担金・補助金を受けて行う事業です。                                                                                                                                                                                     |
| たんどくじぎょう<br>単独事業        | 町が国や県の補助などを受けずに、町独自の経費で任意に実施する事業です。                                                                                                                                                                             |
| いっばんざいげん<br>一般財源        | 使いみちを特定されず、どのような経費にも使用することができる財源です。町税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金などがこれにあたります。                                                                                                                                           |
| とくていざいげん<br>特定財源        | 補助金のように用途が特定されている財源です。国庫支出金、県支出金、町債などがこれにあたります。                                                                                                                                                                 |
| ききん<br>基金               | 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、定額の資金を運用するために設けられるものがあります。財政調整基金、減債基金など。                                                                                                                                            |
| いちじかりいれきん<br>一時借入金      | 町の支払資金が一時的に不足した場合に借り入れるもので、いわゆる回転資金です。借入の限度額を予算に定めるとともに、その年度の歳入をもって年度内に返済しなければなりません。今年度の一般会計の一時借入金限度額は、40億円です。                                                                                                  |
| ひょうじゆんざいせいきぼ<br>標準財政規模  | 各地方公共団体の一般財源の規模を示すものです。                                                                                                                                                                                         |
| けいじょうしゅうし ひりつ<br>経常収支比率 | 財政構造の弾力性(ゆとり)を判断するための指標です。地方税・普通交付税など、使いみちを制限されない毎年収入される収入(経常的収入)に対する、人件費・公債費・扶助費など毎年支出される経費(経常的支出)の割合です。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、さまざまな状況の変化に柔軟に対応できることを示します。市で80%、町村で75%を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあり、厳しい財政運営を強いられることとなります。 |
| じっしつこうさいひひりつ<br>実質公債費比率 | 標準財政規模に対する一般会計等が負担する町債の元利償還金等の比率で、資金繰りの程度を示す指標です。実質公債費比率が18%を超えると、新たな起債(借金)をする際は国や県の許可が必要となります。また25%を超えると、起債制限団体となり、単独事業の起債が認められなくなります。                                                                         |
| こうさいひふたんひりつ<br>公債費負担比率  | 公債費と一般財源の関係を見るための指標です。公債費(町の借金返済にあてる経費)に割り当てられた一般財源の額が、一般財源総額に占める割合で表します。この数値が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示しています。一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。                                                                   |

## ○役場庁舎各課案内

〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地 (市外局番098)

| 部 名      | 課 名              | 電話番号     | FAX番号    | 役場庁舎 |
|----------|------------------|----------|----------|------|
| 議会       | 議会事務局<br>(監査事務局) | 889-3097 | 889-4499 | 5階   |
| 総務部      | 総務課              | 889-4415 | 889-7657 | 3階   |
|          | 会計課              | 889-2607 |          | 1階   |
|          | 企画財政課            | 889-0187 |          | 3階   |
|          | (情報処理班・DX推進班)    | 889-3792 |          |      |
|          | 住民環境課            | 889-4414 |          | 1階   |
|          |                  | 889-1797 |          |      |
|          | 税務課              | 889-4413 |          | 2階   |
| 889-0523 |                  |          |          |      |
| 民生部      | こども課             | 889-7028 | 1階       |      |
|          | 国保年金課            | 889-1798 | 1階       |      |
|          | 福祉課              | 889-4416 | 2階       |      |
| 経済建設部    | まちづくり振興課         | 889-4412 | 4階       |      |
|          | 都市整備課            | 889-1632 | 4階       |      |
|          | 区画下水道課           | 889-2508 | 4階       |      |
|          | 産業振興課            | 889-4430 | 4階       |      |
|          | (農業委員会)          | 889-4163 |          |      |
| 教育部      | 教育総務課            | 889-2620 | 889-2519 | 4階   |
|          | 学校教育課            | 889-6181 |          | 4階   |

## ○町の主な施設と関係機関案内

| 名 称                          | 住 所                             | 電話番号             | FAX番号    |
|------------------------------|---------------------------------|------------------|----------|
| 地域交流センター町立中央公民館<br>(生涯学習文化課) | 南風原町字喜屋武236番地                   | 889-0568         | 888-3265 |
| 町立図書館                        |                                 | 889-6400         |          |
| 文化センター                       | 〃 喜屋武257番地                      | 889-7399         | 889-0529 |
| ちむぐる館<br>(国保年金課・健康づくり班)      | 〃 宮平697番地10                     | 889-7381         | 882-6556 |
| 学校給食共同調理場                    | 〃 宮城248番地                       | 889-3691         | 889-0564 |
| 宮平保育所                        | 〃 宮平9番地                         | 889-3920 (FAX兼用) |          |
| 南風原幼稚園                       | 〃 兼城684番地                       | 889-4101 (FAX兼用) |          |
| 津嘉山幼稚園                       | 〃 津嘉山684番地                      | 889-4559 (FAX兼用) |          |
| 北丘幼稚園                        | 〃 宮平336番地                       | 889-6815 (FAX兼用) |          |
| 翔南幼稚園                        | 〃 喜屋武450番地                      | 889-7133 (FAX兼用) |          |
| 南風原小学校                       | 〃 兼城685番地                       | 889-2088         | 889-2236 |
| 津嘉山小学校                       | 〃 津嘉山684番地                      | 889-1230         | 889-1239 |
| 北丘小学校                        | 〃 宮平336番地                       | 889-6520         | 889-6964 |
| 翔南小学校                        | 〃 喜屋武450番地                      | 889-3401         | 889-3086 |
| 南風原中学校                       | 〃 兼城780番地                       | 889-2095         | 889-2204 |
| 南星中学校                        | 〃 照屋200番地                       | 889-0432         | 888-0498 |
| 北丘児童館                        | 〃 宮平489番地1                      | 889-3883 (FAX兼用) |          |
| 兼城児童館                        | 〃 兼城84番地                        | 889-6114 (FAX兼用) |          |
| 本部児童館                        | 〃 本部116番地                       | 889-5008 (FAX兼用) |          |
| 津嘉山児童館                       | 〃 津嘉山663番地1                     | 888-2925 (FAX兼用) |          |
| 黄金森公園陸上競技場                   | 〃 宮平718番地1                      | 889-0502         | 835-6788 |
| 那覇市・南風原町環境施設組合               | 〃 新川650番地                       | 882-6701         | 882-6722 |
| 沖縄県介護保険広域連合                  | 読谷村字比謝缸55番地<br>比謝缸複合施設2階        | 911-7500         | 911-7506 |
| 沖縄県後期高齢者医療広域連合               | うるま市石川石崎1丁目1番<br>(うるま市石川庁舎3階)   | 963-8011         | 964-7785 |
| 南部広域行政組合                     | 八重瀬町字東風平965番地<br>(南部総合福祉センター2階) | 998-8390         | 998-9420 |
| 南部市町村圏事務組合南斎場                | 那覇市旭町116-37(自治会館6階)             | 963-8213         | 860-6020 |



## 令和8年度版 南風原町予算説明書

「ハイさいよーさん ～見るだけで、すべてがわかる町の予算～」

発行 沖縄県南風原町 編集 南風原町 総務部 企画財政課 財政班  
 〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地  
 TEL 098-889-0187 FAX 098-889-7657  
 南風原町ホームページ <http://www.town.haebaru.lg.jp/>

この予算説明書に関してお気づきの点がございましたら、気軽に財政班までお寄せ下さい。